

平成27年第4回小山町議会9月定例会会議録

平成27年9月3日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	高畑 博行君
	5番	藺田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	渡辺 悦郎君	9番	池谷 洋子君
	10番	込山 恒広君	11番	真田 勝君
	12番	池谷 弘君	13番	米山 千晴君

欠席議員 8番 梶 繁美君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	小野 学君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
町長戦略課長	長田 忠典君	総 務 課 長	小野 一彦君
未来拠点課長	遠藤 正樹君	おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君
税 務 課 長	池田 馨君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	米山 民恵君	防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	前田 修君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	野木 雄次君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長	大庭 和広君	総務課長補佐	渡辺 辰雄君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 5番 藺田 豊造君 6番 阿部 司君

散 会 午後1時28分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 報告第5号 平成26年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について
- 日程第5 報告第6号 平成26年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第7号 平成26年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
- 日程第7 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第8 同意第6号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第40号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第10 議案第41号 土地の取得について
- 日程第11 議案第42号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例の制定について
- 日程第12 議案第43号 小山町文化財保護基金条例の制定について
- 日程第13 議案第44号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第45号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第46号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
- 日程第16 議案第47号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第48号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第49号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第50号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第51号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第52号 平成27年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第53号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第54号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第55号 平成27年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 本日は御苦勞さまでございます。

ここで御報告します。梶 繁美君は、本日の会議を欠席する旨届けがござっておりますので御報告します。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（米山千晴君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成27年第4回小山町議会9月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山千晴君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 藺田豊造君、6番 阿部司君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（米山千晴君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの27日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月29日までの27日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（米山千晴君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第5号から議案第56号までの30議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平成27年第4回小山町議会9月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、報告4件、同意1件、損害賠償の額を定めることについて1件、土地の取得1件、条例の制定2件、一部改正2件、予算1件、補正予算9件、決算の認定8件、水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の、合計30件であります。

はじめに、報告第5号 平成26年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

本件は平成26年度で継続費が終了しました事業の精算報告書について、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第6号 平成26年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について及び報告第7号 平成26年度小山町特別会計等資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、報告第8号 専決処分の報告についてであります。

本件は、公用車の自動車損傷事故における損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、同意第6号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本案は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第40号 損害賠償の額を定めることについてであります。

本案は、須走地先の町道4189号線での車両損傷事故における損害賠償の額につきまして示談が調いましたので、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号 土地の取得についてであります。

今回取得します土地は、用沢宅地造成事業の事業用地として取得するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例の制定についてであります。

本案は、これから実施していく三来拠点事業、湯船原地区での新産業集積エリアにおいて、工業団地造成事業に関する経理の明確化、円滑な運営を図るため、特別会計を設定することに伴い、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第43号 小山町文化財保護基金条例の制定についてであります。

本案は、町内に所在する指定文化財等の保存及び活用を図るための事業に要する経費に充てるため、寄附金等を積み立てる基金を設置する条例を制定するものであります。

次に、議案第44号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、一部の規定を除き平成27年10月5日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、日本国内の全住民に対し送付される個人番号の通知カード及び申請者に送られる個人番号カードの再交付手数料について、小山町手数料条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第46号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算についてであります。

この会計は、内陸フロンティア推進区域の指定を受けた湯船原地区内の新産業集積エリアにおいて、工業団地を造成し、雇用の創出をはじめとする町の活性化を目的とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,380万円となっています。

主な内容は、一般会計繰入金と事業債を財源に、工業団地造成事業を行っていくものであります。

次に、議案第47号から議案第55号までについては、一般会計のほか8つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第47号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4億5,556万5,000円を追加し、歳入歳出総額を94億5,659万2,000円とするとともに、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債を補正するものであります。

次に、議案第48号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億6,673万2,000円を追加し、歳入歳出総額を25億2,073万2,000円とするものであります。

次に、議案第49号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成26年度決算により、歳入の繰越金を46万6,000円増額し、基金繰入金を46万6,000円減額するものであります。

次に、議案第50号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ41万7,000円を減額し、歳入歳出総額を1億9,133万6,000円とするものであります。

次に、議案第51号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成26年度決算により、歳入の繰越金を28万5,000円減額し、一般会計繰入金を28万5,000円増額するものであります。

次に、議案第52号 平成27年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

す。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出総額を40万3,000円とするものであります。

次に、議案第53号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ7,238万2,000円を追加し、歳入歳出総額を18億3,238万2,000円とするものであります。

次に、議案第54号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4,901万4,000円を追加し、歳入歳出総額を2億6,271万4,000円とするとともに、地方債の補正をするものであります。

次に、議案第55号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

資本的支出を3,400万円増額するものであります。

次に、認定第1号から認定第8号までと、議案第56号の平成26年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の9件について御説明を申し上げます。

はじめに、認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の主要な施策の成果と予算執行状況報告書の2ページをお開きください。

平成26年度一般会計の決算額は、歳入総額92億5,997万4,000円で、前年度対比5.8%の減、歳出総額87億9,271万4,000円で、6.3%の減となり、歳入歳出差引残高は4億6,726万円となりました。この差引額には、町道3975号線橋梁及び道路整備事業ほか1件の通次繰越の充当財源、交差点改良に伴う改修事業ほか10件の繰越明許費の充当財源、小山町有地境界確定事務に伴う測量調査業務委託ほか9件の事故繰越の充当財源、合わせて2億7,597万3,000円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差し引きすると1億9,128万7,000円が実質収支額となり、純繰越金となりました。

これから前年度の実質収支額3億3,190万1,000円を差し引いた単年度収支額では1億4,061万4,000円の赤字となりました。また、実質収支額を標準財政規模52億7,829万3,000円で除した実質収支比率は3.6%となりました。

歳入、歳出減額の主な要因は、県支出金の森林整備加速化・林業再生事業補助金が大幅に減となったことや、基金への積み立てが減となったことによるものであります。

歳入について前年度と比較すると、全体で5億6,723万6,000円減少しました。増加したものは、前年度からの繰越金が2億4,113万3,000円の増、基金からの繰入金が1億1,903万9,000円の増が主なものであります。

一方、減少したものは、きたごうこども園の完成等による森林整備加速化・林業再生事業補助金の減額により、県支出金が4億5,987万6,000円の減、きたごうこども園の完成による町債が1

億5,180万円の減、企業の撤退等により町税が1億2,060万1,000円の減が主なものであります。

歳出について前年度と比較すると、全体で5億8,765万3,000円の減少となりました。

目的別の主なものは、土木費が町道3975号線橋梁工事委託等により3億1,787万9,000円、教育費が生涯学習施設改修事業により3億3,634万円の増となりました。

一方、減少した主なものは、総合計画推進基金や緊急地震対策基金の積み立てがなくなったことから、総務費が3億5,946万4,000円の減、民生費がきたごうこども園完成により2億9,883万3,000円の減、農林水産業費が間伐材等加工流通施設整備等への補助金がなくなったことから2億3,632万5,000円の減、消防費がデジタル行政無線機整備の完了により1億7,037万7,000円の減となりました。

また、性質別に見ると、義務的経費が36億40万4,000円で、全体の41.0%、投資的経費が17億3,364万5,000円で、全体の19.7%となりました。

なお、義務的経費のうち人件費は18億270万7,000円で、前年度対比で2,425万6,000円の減、扶助費が8億8,167万9,000円で、前年度対比7,375万9,000円の増、公債費は9億1,601万8,000円で、対前年度比3,322万1,000円の増となりました。

投資的経費では、災害復旧事業費が129万7,000円で、前年度対比5,796万3,000円の減となり、普通建設事業費は17億3,234万8,000円で、前年度対比1億8,329万8,000円の減となりました。

我が国の経済は、消費税増税後に駆け込み需要の反動による減少などにより大きく落ち込んで以降、やや持ち直しの動きは見られるものの、そのペースは緩慢となっております。アベノミクス始動後、長引く景気低迷からの回復の兆しを見せる一方、道半ばとも言われるデフレ脱却や、経済成長と財政再建の両立に向けた第3の矢、成長戦略を柱とした潜在成長率の底上げなど、依然として課題も残されております。

小山町においては、歳入の根幹である町税が減少に転じましたが、生涯学習施設改修や消防第3分団車庫・詰所建設に取り組み、「安心・安全なまち」を目指してきました。また、小山町版内陸のフロンティアを拓く取組として、三来拠点地区での測量設計業務等、新しいまちづくりに取り組み、「金太郎のような元気なまち」を目指すとともに、財源の有効的な活用、効率的な事業の執行にも務めてまいりました。

以上、平成26年度一般会計の決算の概要を説明いたしましたが、その細部につきましては、お手元の主要な施策の成果を御参照ください。

次に、認定第2号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は21億2,872万9,000円で、前年度に比べ7,775万6,000円の減であります。

歳出総額は19億4,970万7,000円で、前年度に比べ3,336万3,000円の減であります。

本会計の実質収支額は1億7,902万2,000円であります。

次に、認定第3号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は521万円、歳出総額は469万3,000円となりました。

次に、認定第4号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億9,184万6,000円で、前年度に比べ613万6,000円の減、歳出総額は1億9,162万9,000円で、前年度に比べ591万1,000円の減、実質収支額は21万7,000円であります。

次に、認定第5号 平成26年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億9,115万7,000円、歳出総額は1億8,844万2,000円で、実質収支額は271万5,000円であります。

次に、認定第6号 平成26年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額、歳出総額とも4円であります。

次に、認定第7号 平成26年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は17億4,499万3,000円で、前年度に比べ1億5,197万9,000円の増、歳出総額は16億3,072万5,000円で、前年度に比べ8,888万9,000円の増、実質収支額は1億1,426万8,000円であります。

次に、認定第8号 平成26年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億1,811万5,000円、歳出総額は1億860万1,000円で、実質収支額は951万4,000円であります。

次に、別冊になっております決算書の議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出の水道事業収益3億1,379万7,000円に対し、水道事業費用は2億5,940万8,000円となり、当年度の純利益は4,665万9,000円であります。

また、資本的収入及び支出は、収入額4,361万2,000円に対し、支出額は1億7,196万4,000円となりました。

なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました30議案につきまして提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第49号及び議案第51号を除きまして、関係部長からそれぞれ補足説明をいたします。

また、認定第6号を除きまして、認定第1号から認定第8号までの平成26年度各会計歳入歳出決算及び議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、9月4日の決算補足説明にて関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

日程第4 報告第5号 平成26年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について

○議長（米山千晴君） 日程第4 報告第5号 平成26年度小山町一般会計予算継続費精算報告書

についてを議題といたします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 報告第5号 平成26年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

本件は、平成25年度から平成26年度までの2か年にわたる継続費を設定し、実施いたしました生涯学習施設改修事業についてであります。

総額4億8,168万7,302円を支出して、継続事業が終了し、決算しましたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により調製しました報告書を提出するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終了しました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 報告第6号 平成26年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第5 報告第6号 平成26年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 報告第6号 平成26年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

平成26年度の小山町の健全化判断比率についてであります。去る8月5日に算定いたしました基礎数値及び4指標について、監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されており、後ほど代表監査委員から平成26年度決算審査の意見と併せて報告がございますので、御承知おきください。

それでは、財政指標のうち、はじめに実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引き、更に翌年度に繰り越す財源を差し引きますと、実質収支額が算出されます。その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対して何%であるかを示すものが、実質赤字比率であります。

平成26年度の小山町の標準財政規模は52億7,829万3,000円で、平成26年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計、土地取得特別会計と合わせて1億9,180万5,000円の黒字でありますので、実質赤字比率は算定されないということになります。

次に、連結実質赤字比率についてであります。先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、宅地造成事業特別会計、水道事業会計を加え、町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が

赤字の場合、その実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

平成26年度の実質収支額等の合計は9億7,221万9,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率も算定されないということになります。

次に、実質公債費比率についてであります。この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、平成24年度から平成26年度まで年度ごとに算出し、3年間の平均値をあらわしたものであります。

この実質的な公債費相当額とは、各年度に支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、下水道事業特別会計及び水道事業会計へ支出している一般会計からの繰出金並びに支出金のうち、公債費に準ずる算定額と、債務負担行為のうち、土地の購入費用などの公債費に準ずる算定額や、御殿場市・小山町広域行政組合などの一部事務組合へ支出している負担金のうち、公債費に準ずる算定額なども含めた合計額から、それらに充てた特定財源等の額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は10.3%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率についてであります。この比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債残高83億1,747万4,000円や、債務負担行為に基づく支出予定額1,359万3,000円のほかに、御殿場市・小山町広域行政組合などの一部事務組合や御殿場市・小山町土地開発公社などに関する負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高5億2,286万円や、交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

本町の将来負担比率は106.5%で、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 報告第7号 平成26年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第6 報告第7号 平成26年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 報告第7号 平成26年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

本件は、先の報告第6号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、その年度の決算数値をもとに算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表することが義務づけられていることによるものであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを表す指標であります。

それでは、はじめに、下水道事業特別会計の資金不足比率についてであります。

決算書384ページの下水道事業特別会計実質収支に関する調書を御参考してください。

平成26年度決算の歳入総額1億9,115万7,000円から歳出総額1億8,844万2,000円を差し引いた実質収支額は271万5,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、宅地造成事業特別会計の資金不足比率であります。決算書458ページの宅地造成事業特別会計実質収支に関する調書を参考にしてください。

平成26年度決算の歳入総額1億1,811万5,000円から歳出総額1億860万1,000円を差し引いた実質収支額951万4,000円に、土地の売払収入見込み9,519万5,000円を加えたものから、地方債残高9,880万円を差し引きますと、590万9,000円の黒字でありますので、下水道事業会計と同様に資金不足比率は算定されないということになります。

最後に、水道事業会計の資金不足比率であります。別冊の水道事業会計決算書13ページの貸借対照表を御覧ください。

流動資産合計4億5,982万6,086円に、貸倒引当金227万円を加えた4億6,209万6,086円から14ページの流動負債合計9,583万9,630円から建設改良費等の財源に充てるための企業債合計1,012万8,254円及び引当金合計309万8,088円を差し引いた8,261万3,288円を差し引きますと3億7,948万2,798円の黒字でありますので、資金不足比率は算定されないということになります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 報告第8号 専決処分の報告について

○議長（米山千晴君） 日程第7 報告第8号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 報告第8号 専決処分の報告についてであります。

本件は、公用車による自動車損傷事故における損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規

定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

事故の概要であります。本年6月18日、職員が須走彰徳山林会館駐車場に公用車を駐車した際に、補助ブレーキのかけ方が緩かったため、車から離れていた間に車両が後方へと下がり、同駐車場にとめていた相手方の軽自動車に衝突し、車両を損傷させたものであります。

相手方とは、このときに生じた損害賠償金13万3,477円を町が支払うことで示談が成立し、先月の8月4日に専決処分したものであります。

なお、これらの賠償金につきましては、町が加入する全国自治協会公有自動車損害共済基金から全額支払われております。

小さな不注意が大きな事故を引き起こすということで、今後職員一同、更に交通安全に取り組み、再発防止に努めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第8 同意第6号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（米山千晴君） 日程第8 同意第6号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第6号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置いたしております。

この委員のうち、平成27年3月19日から委員をお願いしております、藤曲弘幸さんが9月30日で任期満了になります。

藤曲さんには前任者の突然の御逝去により急遽お願いし、任期は前任者の残任期間となりました。

藤曲弘幸さんは固定資産の知識が豊富であり、人格、識見ともにすぐれた方であり、再度選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第6号は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、同意第6号は、これに同意することに決定いたしました。

日程第9 議案第40号 損害賠償の額を定めることについて

○議長(米山千晴君) 日程第9 議案第40号 損害賠償の額を定めることについて議題とします。補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第40号 損害賠償の額を定めることについてであります。

本案は、町道において発生した車両損傷事故における損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要であります。平成27年7月16日午後8時頃、須走地内の町道4189号線を走行していた車両の運転手側の前・後輪が、当時日本列島に接近していた台風11号の降雨により洗掘した箇所へ落ち、損傷したものであります。

また、事故の原因は、町道管理の瑕疵に起因して発生したことから、町の全額負担となり、損害賠償金額88万6,810円を支払うことで、平成27年8月13日に示談が調いましたので、その損害賠償の額につきまして承認を求めるものであります。

なお、これらの賠償金につきましては、町が加入します全国町村会総合賠償補償保険により全額補填されます。

今後、本件事故を教訓に、町道の維持管理及び事故防止につきまして、更に細心の注意を払い、管理してまいる所存でありますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第41号 土地の取得について

○議長(米山千晴君) 日程第10 議案第41号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長(小野 学君) 議案第41号 土地の取得についてであります。

今回取得いたします土地は、用沢宅地造成事業の事業用地として取得するもので、用沢公民館西側の小山町用沢字鳥居畑521番5ほか9筆、取得面積は6,116平方メートルであります。

契約の相手方は1人で、取得価格は6,500万円であります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第42号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例の制定について

○議長(米山千晴君) 日程第9 議案第42号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長(小野 学君) 議案第42号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例の制

定についてであります。

本案は、小山町が進めております内陸のフロンティアを拓く取組で三来拠点事業のうち、湯船原地区に計画している新産業集積エリア造成事業において、約35ヘクタールの範囲を町が開発事業者となり、沿岸部からの工場移転の受け皿となるべく、工業団地の造成事業を行っていくものであります。

これから実施していく事業に関し、財源を総務省の公営企業債の一種であるその他債を使用しながら実施する予定であります。

そのため、地方自治法第209条第2項の規定に基づき、小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例を制定し、本事業に関する経理の明確性と円滑な運営を図るものであります。

なお、事業完成年度は平成30年度を予定しており、この条例の施行期日は公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第43号 小山町文化財保護基金条例の制定について

○議長（米山千晴君） 日程第12 議案第43号 小山町文化財保護基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第43号 小山町文化財保護基金条例の制定についてであります。

本議案は、町内に所在する指定文化財等の保存及び活用を図るための事業に要する経費に充てるため、寄附金等を積み立てる基金を設置する条例を制定するものであります。

条例は7か条からなり、第1条は基金の設置、第2条は積み立て、第3条は管理、第4条は運用益金の処理、第5条は繰替運用、第6条は処分、第7条は委任について定めております。

この条例の施行期日は公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第44号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長(米山千晴君) 日程第13 議案第44号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長(小野 学君) 議案第44号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

平成25年5月31日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が一部の規定を除き平成27年10月5日から施行されます。

行政機関個人情報保護法等の特例を規定している番号法第29条と、情報提供等の記録についての特例を規定している番号法第30条は、一般法である行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の読みかえを行っているため、地方公共団体等が保有する特定個人情報に関して適用されないこととなります。

番号法第31条には、地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護に関して、行政機関個人情報保護法等や番号法の規定により、行政機関の長等が講ずることとされている趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずることが定められております。

今回の条例の一部改正は、番号法第31条の規定を踏まえ、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために行うものであります。

条例第8条では、情報提供等記録を除く保有特定個人情報について、実施機関は一定の場合を除き、利用目的以外の目的のために実施機関内部において利用してはならないこととするとともに、情報提供等記録について、実施機関は利用目的以外の目的のために実施機関内部において利用してはならないこととします。

条例第11条、第12条、第18条及び第22条では、保有特定個人情報については、本人の委任による代理人も本人にかわって開示請求等を行うことができることとします。

条例第25条では、保有特定個人情報については他の法令等の規定により開示を受けることができる場合であっても、この条例による開示請求ができることとします。また、その他、番号法の施行に伴い必要な改正を行うとともに、条例の文言の修正を行っております。

なお、施行日は一部の規定を除き、平成27年10月5日とし、番号法と同一の施行日であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第45号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（米山千晴君） 日程第14 議案第45号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第45号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年10月から国内の全住民に対し、地方公共団体情報システム機構から送付される個人番号の通知カード及び平成28年1月から申請者に送られる個人番号カードを町が交付することから、再交付手数料について小山町手数料条例の一部を改正するものであります。

第1条で通知カードの再交付手数料を500円と、第2条で個人番号カードの再交付手数料を800円と、それぞれ総務省からの通知額と同額で規定をし、附則で施行日について、第1条を本年10月5日、第2条を平成28年1月1日と定めるものであります。

なお、国が定める当分の間、個人番号カードの初回手数料は無料となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第46号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

○議長（米山千晴君） 日程第15 議案第46号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第46号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算についてであります。

本案は、静岡県内陸フロンティア推進区域である湯船原地区約300ヘクタールの6つのゾーンのうち、新産業集積エリアに平成31年の分譲を目途として、約35ヘクタールの工業団地を造成するため、特別会計予算の計上1億7,380万円と、明許繰越費の設定及び地方債の設定をします。

はじめに、4ページの繰越明許費であります。

この新産業集積エリア造成事業は、町が事業者となり事業を進めてまいりますが、平成27年度事業は用地取得に向けた測量・設計、用地調査、自然環境調査、一部事業用地の買収をこれから実施するに当たり、年度内の完了が見込めないことから、事業費の全額1億7,000万円を繰り越すものであります。

次に、5ページ地方債であります。平成27年度の財源として1億7,000万円を限度額に借入を予定している地方債であります。

次に、歳入歳出の概要について御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款1項1目繰入金、一般会計繰入金は、地方債の対象とならない人件費、事務費を総務事務費として380万円を一般会計から繰り入れます。

次に、2款1項1目事業債の用地取得事業債1億7,000万円ありますが、先ほど説明いたしました地方債で、総務省の公営企業債の一種である、その他債を使用するものであります。

続きまして、歳出であります。9ページから10ページをお開きください。

1款1項1目総務費、一般管理費380万円の内訳は、職員人件費330万円と一般管理費として事業に係る事務費が50万円あります。

次に、2款1項1目事業費1億7,000万円の内訳は、13節委託料として新産業集積エリア内の用地取得のための測量試験費1億6,745万円、17節公有財産購入費600万5,000円は、エリア内の排水放流箇所用地買収費であり、次の22節補償費25万円は、この用地買収に伴う立木補償費であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（高畑博行君） 議案第46号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算について、1点お伺いいたします。

この特別会計を定めるに当たって、一般会計からの繰り入れで380万円、用地取得等事業債を起こして1億7,000万円の歳入を見込んで組んだ予算であるわけです。

歳出の内訳を別としまして、今、部長の御説明で、総務省のその他債を使ったものであるというふうな御説明であったわけですが、現状の小山町の財政事情を鑑みて、財政圧迫にならないのか心配なところです。その点についてどうなのか、お考えを質問いたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 学君） 高畑議員にお答えいたします。

先ほども補足説明させていただきましたが、本案に関する起債は、公営企業債の一種であるその他債を活用することとしております。

この起債は、自治体の収入に関する負債返済の割合を示す実質公債費比率には影響がございません。したがって、一般会計やその他の起債にも制約がなく、議員御指摘の財政圧迫にはならないものと認識をしております。

しかしながら、起債を全て償還するためには、事業の成功が不可欠であります。本事業の成功に今後全力を傾け、立派な工業団地を造成し、雇用を創出し、地域活性化に寄与してまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第47号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第16 議案第47号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第47号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億5,556万5,000円を追加し、予算の総額を94億5,659万2,000円とするとともに、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、5ページの繰越明許費であります。

まず土木費、道路橋梁費の橋梁長寿命化事業は、中日本高速道路株式会社東京支社に委託し、東名高速道路跨道橋 2 橋の補修工事を実施するものですが、協定締結に向けた協議に不測の時間を要しており、年度内の完成が見込めないことから繰り越しをするものであります。

次に、同じく防衛施設道路整備事業は、防衛省との協議で国庫補助金が 2 か年の債務負担となったことから、平成26年度補助金分の事業費を繰り越しするものであります。

次に、6 ページの債務負担行為の補正は、変更の 1 事業であります。

固定資産台帳整備事業は、総務省で進めている統一的な基準による財務書類作成の前提となるものですが、ここで契約を締結したことから、契約額に合わせ減額補正をするものであります。

次に、7 ページの地方債の補正であります。

健康福祉会館改修事業債から都市計画道路整備事業債につきましては、県との協議の結果、限度額を減額するものであります。

臨時財政対策債につきましては、本年 7 月に決定しました発行可能額に合わせて限度額を増額するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

9 ページをお開きください。

はじめに、10 款 1 項 1 目地方特例交付金を 37 万 4,000 円増額、11 款 1 項 1 目地方交付税を 1 億 2,993 万 8,000 円増額しますのは、本年 7 月 24 日に平成27年度普通交付税大綱が閣議に報告されるとともに、地方特例交付金と普通交付税の交付額が決定されたことによるものであります。

普通交付税の算定におきましては、昨年度と同様、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったため、普通交付税の交付がされるものであります。

なお、収入額を需要額で除した単年度の財政力指数は、昨年度 0.951 でありましたが、今年度は 0.035 ポイント減少し、0.916 になったところであります。

次に、10 ページにかけまして 15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金を 5,597 万 8,000 円増額しますのは、個人番号カード交付に要する事業費及び事務費に対する補助金 747 万 8,000 円の計上と、地方創生に係る地方版総合戦略の策定に先行して行い、また、地方総合戦略に位置づける見込みの事業に対しての交付金 4,850 万円を見込むものであります。

次に、同じく 2 目民生費国庫補助金を 2,632 万円減額しますのは、健康福祉会館改修事業に対する防衛補助金を交付決定額に合わせ 2,414 万 9,000 円減額するものと、子育て世帯臨時特例給付金給付に要する事務費補助金を基準額に合わせて 217 万 1,000 円減額するものであります。

次に、4 目農林水産業費国庫補助金を 910 万 6,000 円減額しますのは、棚頭貯水池の耐震計画策定に対する補助金の交付決定が見込まれないため、860 万円減額するものが主なものであります。

次に、5 目土木費国庫補助金を 156 万 6,000 円増額しますのは、繰越明許費で説明いたしました防衛施設道路整備事業に対する防衛補助金を内示額に合わせて増額するものであります。

次に、同じく 6 目教育費国庫補助金を 340 万 8,000 円増額しますのは、スポーツを通じて健康長

寿社会等の創生をし、地域の活性化を推進する事業に対して補助金を計上するものであります。

次に、11ページにかけまして15款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金を1億1,200万円増額しますのは、今年度を実施予定の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練実施に伴うSACO分の交付見込み額を増額するものであります。

次に、16款2項4目農林水産業費県補助金を2,014万7,000円増額しますのは、平成26年の大雪により被災した農業用ハウス等の復旧費に対する補助金を1,414万2,000円計上するものと、高性能林業機械の導入に対する森林整備加速化・林業再生事業補助金を528万3,000円増額するものであります。

次に、12ページの17款1項1目財産貸付収入を345万7,000円増額しますのは、東富士演習場貸付料を決算見込みに合わせて増額するものであります。

次に、13ページにかけまして19款1項2目介護保険特別会計繰入金金を354万8,000円増額しますのは、介護保険特別会計補正予算第1号に伴うもので、平成26年度決算に伴う精算による繰入金であります。

次に、同じく2項1目東富士演習場関連特定事業基金繰入金金を4,000万円増額しますのは、今年度の特定事業への充当額を増額するものであります。

次に、同じく4目財政調整基金繰入金金を600万円計上しますのは、須走地先の町道舗装工事の財源に充てるため繰り入れをするものであります。

次に、20款1項1目繰越金を9,128万7,000円増額しますのは、平成26年度の決算により実質収支額が1億9,128万7,000円になったことによるものであります。

次に、14ページの22款1項1目民生債を2,020万円減額するものと、3目土木債を1億6,380万円減額するものは、地方債の補正で説明いたしましたが、県との協議の結果により減額するものであります。

同じく5目臨時財政対策債を2億600万円増額しますのは、普通交付税の交付額とともに決定されました発行可能額に合わせて増額するものであります。

次に、歳出予算の主なものについて、15ページから御説明申し上げます。

2款1項1目一般管理費のうち説明欄(1)職員人件費を148万円増額しますのは、4月以降の人事異動等に伴い生じる職員人件費の補正については、通常、給与改定等と同時に12月補正において一括提案しているところではありますが、12月補正までに予算に不足が生じるところがあるため、この一般管理費のほか20の科目において調整するものであります。

次に、同じく説明欄(3)庁舎管理費を351万6,000円増額しますのは、本庁舎の雨漏り修繕を行う300万円が主なものであります。

次に、同じく説明欄(4)公用車管理費を240万円増額しますのは、公用車1台を買いかえるものであります。

次に、16ページの2款1項4目財産管理費のうち、説明欄(2)財産管理費を302万3,000円減

額しますのは、債務負担行為の補正で説明しました固定資産台帳整備について、契約額に合わせ311万5,000円を減額するものが主なものであります。

次に、同じく説明欄（3）基金管理費を1億7,410万1,000円増額しますのは、将来のための財政調整基金への積み立て8,000万円と、先ほど歳入のところでも説明しました防衛9条交付金を保育園の運営に関する事業などのソフト事業に充てるため、東富士演習場関連特定事業基金へ積み立てる9,400万円が主なものであります。

次に、17ページの2款1項7目電算管理費のうち説明欄（2）電算管理費を232万9,000円増額しますのは、総合行政システム機器に新たなネットワーク機器を導入する224万5,000円が主なものであります。

次に、18ページの同じく説明欄（3）社会保障・税番号制度に係る整備費を367万2,000円増額しますのは、住民登録をはじめとする基幹系ネットワーク構築業務の委託料であります。

次に、19ページにかけまして2款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち説明欄（3）個人番号カード関連事務費を994万2,000円計上しますのは、個人番号カードの交付が平成28年1月から始まるため、地方公共団体情報システム機構に通知カード、番号カードの事務を委託する交付金685万8,000円と、カード交付に要する費用であります。

次に、20ページの2款7項1目企画渉外総務費のうち説明欄（2）企画調査費を212万円増額しますのは、国土強靱化地域計画策定の委託料200万円が主なものであります。

次に、21ページにかけまして同じく説明欄（3）地域公共交通対策費を1,350万円増額しますのは、調査運行路線を10月から実証運行に切りかえる自主運行バス負担金であります。

次に、同じく説明欄（5）企業立地振興費を7,364万1,000円増額しますのは、内陸フロンティア推進区域の近傍地である労働金庫研修所跡地を購入する6,000万円と、事業用地購入に伴う委託料700万円を計上するものが主なものであります。

次に、同じく説明欄（7）新産業集積エリア造成事業特別会計繰出金を380万円計上しますのは、新たな特別会計に対して事務費分を繰り出しするものであります。

次に、22ページの同じく3目広域行政組合管理費のうち説明欄（2）広域行政組合管理費を2,897万2,000円増額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第2号による平成26年度決算に伴う負担金の精算であります。

次に、同じく4目地方創生緊急支援交付金事業費のうち説明欄（4）地方創生先行型事業費を4,850万円増額しますのは、歳入で説明しました国からの地方創生に係る交付金を活用し、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に先行して行う定住・移住を促進していく事業や、三来拠点事業に関連して、地域雇用の創出につなげていく事業などを行うものであります。

次に、24ページの3款1項3目健康福祉会館管理費のうち説明欄（3）健康福祉会館改修事業費を5,300万円減額しますのは、改修工事の契約額及び今後の執行見込みから減額するものであります。

次に、同じく 2 項 2 目介護保険費のうち説明欄 (2) 介護保険特別会計繰出金を132万4,000円増額しますのは、介護保険特別会計補正予算第 1 号に伴う繰出金で、平成26年度決算に伴う精算分であります。

次に、25ページの同じく 3 目保育園費のうち説明欄 (3) 保育園維持管理費を166万1,000円増額しますのは、きたごうこども園の砂場に日よけを設置する150万円が主なものであります。

次に、26ページの 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費のうち説明欄 (2) 保健衛生管理費を602万8,000円増額しますのは、足柄地区町有診療所の空調機器を取りかえる550万円と、その設計及び監理委託料45万8,000円が主なものであります。

次に、28ページの 4 款 3 項 2 目塵芥処理費のうち説明欄 (3) 広域行政組合富士山エコパーク負担金を3,054万4,000円減額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第 2 号の前年度決算に伴う負担金の精算であります。

次に、29ページの 5 款 1 項 5 目土地改良事業費のうち説明欄 (3) 土地改良施設維持管理費を760万円減額しますのは、歳入で説明いたしました棚頭貯水池の耐震計画策定を国庫補助金事業から県営事業に切りかえて実施することから減額するものであります。

次に、30ページの 5 款 2 項 1 目林業総務費のうち説明欄 (3) 森林整備事業費を528万3,000円増額しますのは、歳入でも説明しました高性能林業機械の導入に対して森林整備加速化・林業再生事業補助金であります。

次に、同じく 2 目林道費のうち説明欄 (2) 林道維持管理費を250万円増額しますのは、降雨により路面洗掘した林道角取線の修繕費であります。

次に、31ページの 6 款 2 項 1 目観光費のうち説明欄 (4) 富士山事業費を250万円増額しますのは、富士山須走口五合目の電力ケーブルが露出している箇所の復旧修繕費であります。

次に、同じく 2 目町民いこいの家管理費のうち説明欄 (2) 町民いこいの家管理費を2,600万円増額しますのは、あしがら温泉の温泉ポンプ更新費用2,450万円と給水ポンプから異常音が出始めていることから、その修繕費150万円であります。

次に、32ページの 7 款 2 項 3 目町道整備事業費のうち説明欄 (2) 町道整備事業費2,900万円増額しますのは、町道4206号線舗装工事費、町道大胡田佐野川線道路改良工事に伴う用地費と補償費、また、特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てて行う町道下小林 1 号線の用地費と補償費であります。

次に、33ページの 7 款 2 項 5 目防衛施設道路整備事業費のうち説明欄 (2) 防衛施設道路整備事業費を383万円増額しますのは、防衛省からの内示に合わせて事業費を増額するものであります。

次に、34ページの 7 款 5 項 1 目住宅管理費のうち説明欄 (2) 町営住宅維持管理費を680万円増額しますのは、御殿場市・小山町土地開発公社で購入した町営住宅原向団地用地を 1 年前倒しで買い戻しするものであります。

次に、35ページの 8 款 1 項 1 日常備消防費のうち説明欄 (2) 広域行政組合常備消防負担金を

231万5,000円減額しますのは、御殿場市・小山町広域行政組合の補正予算第2号に伴うものであり、前年度決算に伴う負担金の精算であります。

次に、同じく2目非常備消防費のうち説明欄(5)消防団施設整備事業費を200万円増額しますのは、消防第3分団車庫詰所の耐震性貯水槽設置が終了したことから、舗装及びチェーンポールを設置するものであります。

次に、36ページの同じく6目無線設備管理費のうち説明欄(3)同報系無線設備管理費を199万4,000円増額しますのは、本庁舎屋上に設置している警報用モーターサイレンの修繕料140万円が主なものであります。

次に、37ページの9款2項1目学校管理費のうち説明欄(5)小学校施設整備費を730万円増額しますのは、安全対策として明倫小学校の校舎の軒天やなかよし山を修繕するものが主なものであります。

次に、39ページの9款6項1目保健体育総務費のうち説明欄(3)地域活性化推進事業費を341万2,000円増額しますのは、歳入のところで説明いたしました国補助金を活用して、スポーツを通じて健康長寿社会等の創生をし、地域の活性化を推進する事業を行う事業費であります。

最後に、12款1項1目予備費を8,040万1,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番(高畑博行君) 議案第47号 平成27年小山町一般会計補正予算(第2号)に関して質問をさせていただきます。

若干自分の所属する委員会の質問も含まれていますが、御容赦願います。

1点目、24ページ3款1項3目第15節工事請負費、説明欄(3)の健康福祉会館改修事業費であります。

この改修事業費が5,300万円という比較的大きな金額の減額補正となっており、部長説明もありましたけれども、その詳しい理由について再度お聞きしたいというふうに思います。

2点目、31ページ6款2項2目町民いこいの家管理費、第15節工事請負費に関してであります。説明欄(2)温泉水中モーターポンプ入替2,450万円についてであります。

先日、我々議員も町内視察研修で現場は確認してきましたけれども、異常音が出る等の部長の説明もありましたけれども、改めてポンプ入替の必要性についてお聞きしたいと思います。

3点目ですけれども、37ページ9款2項1目学校管理費の13節委託料についてであります。説明欄(5)修繕費の600万円に関しては、今、明倫小のなかよし山の修繕等があるというふうな御説明がございました。立木伐採130万円については、どこの立木伐採なのか御説明をお願いしたいというふうに思います。

以上、3点お聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 高畑議員にお答えいたします。

一般会計補正予算第2号の24ページをお開きください。

3款1項3目健康福祉会館管理費、15節工事請負費の説明欄（3）健康福祉会館改修事業費を減額することについてであります。

これは予算額から健康福祉会館改修工事の落札金額に消費税を加えました額と、今後見込まれます付帯工事に要する額を差し引きました額を減額補正するものでございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 補正予算31ページを御覧いただきたいと思います。

6款2項2目町民いこいの家管理費、説明欄（2）町民いこいの家管理費の15温泉水中モーターポンプの入替2,450万円のポンプの入替の必要性についてであります。

町民いこいの家あしがら温泉の温泉水中モーターポンプは、平成11年2月に設置したもので、設置から17年以上経過しており、また、平成17年1月にあしがら温泉が開館してからも10年以上経過しております。幸いこの間特別なトラブルもなく稼働しておりますが、専門事業者に確認したところ、一般的な温泉の水中モーターポンプの耐用年数は10年程度が目安であるとの説明があり、現在使用中のモーターポンプについては、設置稼働年数から考えると、いつ止まってもおかしくないということでありました。

また、モーターポンプの交換については、交換作業自体は5日間程度で対応できるものの、モーターポンプは発注後製造に3か月から6か月程度要するとのことでもありました。仮に現在のモーターポンプが停止してしまった場合、発注から交換が完了するまでの長期の休館をすることになってしまい、利用されている方々に大きな迷惑をかけることになってしまいます。

このため、モーターポンプを交換し、長期休館というリスクを減らし、安定した運営が図れるようにするとともに、現在使用しているモーターポンプをメンテナンスし、予備ポンプとして保管する予定であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 補正予算書37ページ9款2項1目学校管理費のうち説明欄（5）の小学校施設整備費、13節委託料の立木伐採130万円についてであります。

この伐採は、成美小学校の校舎際に立ちますヒマラヤスギ等の伐採を計画しているものであります。

理由といたしましては、この杉の落ち葉が常に学校の屋根に降り注ぐような状態になっておりまして、といが詰まってしまっております。毎年のように軒天の修繕が必要になってまいります。

ので、もともとこの木を伐採して、このようなイタチごっこをやめたいというのが理由であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございますか。

○1番（遠藤 豪君） 所管の事項で大変申しわけないんですけど、1点だけ教えてください。

30ページ5款2項1目の林業総務費ですけれども、補正額が528万3,000円ということで、先ほどの説明では森林整備加速化・林業再生事業への補助金ということだったんですけども、ちょっとよく聞こえなかったものですから、これはどういう団体へ出すのか、それとも何か機械を買うのか、その辺のところをもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 5款2項1目森林整備事業費の528万3,000円は、伐採、それと機械の購入費でございます。購入費の補助金ということでございます。これは事業体への機械の購入費でございます。事業体、会社でございます。

○議長（米山千晴君） 遠藤議員、続いて質疑ございますか。よろしいですか。

○1番（遠藤 豪君） 機械代ということなんですけれども、どういう団体へ貸し出すのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（池谷精市君） 遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

この費用につきましては、まず支出する側ですけど、町内で製材業を営んでいる事業所に補助をいたします。購入する機械はグラップル付バックホウ1台という形で補助いたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第48号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第17 議案第48号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第48号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億6,673万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億2,073万2,000円とするものであります。

はじめに、歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

11款1項1目療養給付費等交付金繰越金及び2目その他繰越金は、平成26年度の決算剰余金として確定した1億7,902万2,000円から当初予算で見込んでおりました1,000円及び1,228万9,000円を除いた1億6,673万2,000円をそれぞれに分けて増額するものであります。

次に、歳出について御説明します。

6ページをお開きください。

上段の11款1項3目償還金、説明欄（2）償還金、23節国庫支出金超過交付金還付金を1,285万3,000円増額しますのは、一般被保険者に係る保険給付に対する平成26年度療養給付費等負担金等の実績報告に伴う精算で、国に返還する額について前年度繰越金等を財源として増額するものであります。

次に、同じページ下段の12款1項1目予備費を1億5,387万9,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第49号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第18 議案第49号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第50号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第19 議案第50号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 議案第50号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ41万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,133万6,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページをお開きください。

上段の1款1項2目普通徴収保険料を13万3,000円減額しますのは、滞納繰越分の調定額が予算を下回るための減額であります。

次に、下段の3款1項1目繰越金を28万4,000円減額しますのは、平成26年度決算に伴う前年度繰越金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページの2款1項1目保険料還付金及び還付加算金、説明欄23節還付金を41万7,000円減額しますのは、対象となる還付額の見込みに基づくものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文

教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第51号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(米山千晴君) 日程第20 議案第51号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第52号 平成27年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)

○議長(米山千晴君) 日程第21 議案第52号 平成27年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長(小野 学君) 議案第52号 平成27年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を40万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出の補正内容を御説明申し上げます。

補正予算書5ページをお開きください。

歳入の4款1項1目不動産売払収入を40万円増額いたしますのは、土地開発基金が所有している湯船原地区の山林において、静岡県が実施する平成26年度治山石沢工事に伴い、立木等の伐採補償金を受領することにより増額するもので、同額を6ページの歳出1款1項1目土地開発基金繰出金を増額するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第53号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(米山千晴君) 日程第22 議案第53号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長(秋月千宏君) 議案第53号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,238万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億3,238万2,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページをお開きください。

上段の6款1項5目2節過年度分の説明欄1町負担分を132万4,000円増額しますのは、平成26年度の精算に伴い不足となった分を、過年度分として追加して繰り入れされるものであります。

次に、その下、7款1項1目1節繰越金の説明欄1前年度繰越金を7,105万8,000円増額しますのは、平成26年度決算に伴う前年度繰越金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款3項2目13節委託料を27万円増額しますのは、要介護認定読み取りプログラムの改修を行うものであります。

次に、同じページの4款2項1目1節報酬を24万円増額しますのは、次の7ページ説明欄、一番上を御覧ください。新事業の開始のために立ち上げる総合事業協議体設置準備委員会の委員報酬であります。

次に、その下の5款1項2目23節償還金利子及び割引料を981万4,000円増額しますのは、平成26年度の精算に伴い、介護給付費及び地域支援事業費に対する国及び県からの負担金の超過分を返還するために増額するものであります。

次に、その下の2項1目28節の繰出金を354万8,000円増額しますのは、平成26年度の精算に伴い、介護給付費及び地域支援事業費について、一般会計からの町負担分の超過分を返還するため

に増額するものであります。

次に、8ページの6款1項1目予備費を5,848万6,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第54号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（米山千晴君） 日程第23 議案第54号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 議案第54号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,901万4,000円を追加し、予算の総額を2億6,271万4,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

補正予算書6ページをお開きください。

2款1項1目繰越金301万4,000円増額いたしますのは、前年度繰越金が確定したことに伴う増額であります。

次に、3款1項1目宅地造成事業債4,600万円計上いたしますのは、用沢わさび平内の宅地造成用地を購入するため、起債により対応するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。

2款1項1目宅地造成費、17節公有財産購入費4,600万円を増額いたしますのは、内陸フロンティア推進区域に指定された富士小山わさび平地区内の土地1万223.15平方メートルを取得するものであります。

次に、5款1項1目予備費301万4,000円増額いたしますのは、前年度繰越金を予備費へ充当するものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第55号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（米山千晴君） 日程第24 議案第55号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第55号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

3ページをお開きください。

今回の補正は、資本的支出についてであります。

1款1項2目配水施設費、13節委託料を3,400万円増額しますのは、内陸フロンティアを拓く取組の一環であります小山湯船原工業団地の給水計画に伴い、配水場の設計業務委託を行うためのものであります。

なお、これに伴い不足する財源は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をいたします。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月4日金曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第8号までの平成26年度会計決算8件と議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計9件を順次議題として、決算の補足説明及び決算監査報告を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時28分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	米	山	千	晴
署	名	議	員	藺	田	豊	造
署	名	議	員	阿	部		司

平成27年第4回小山町議会9月定例会会議録

平成27年9月4日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
5番 藺田 豊造君 6番 阿部 司君
7番 渡辺 悦郎君 9番 池谷 洋子君
10番 込山 恒広君 11番 真田 勝君
12番 池谷 弘君 13番 米山 千晴君
欠席議員 8番 梶 繁美君
説明のために出席した者
町 長 込山 正秀君 副 町 長 田代 章君
副 町 長 室伏 博行君 教 育 長 天野 文子君
企画総務部長 小野 学君 住 民 福 祉 部 長 秋月 千宏君
経 済 建 設 部 長 池谷 精市君 教 育 部 長 田代 順泰君
町長戦略課長 長田 忠典君 総 務 課 長 小野 一彦君
未来拠点課長 遠藤 正樹君 おやまで暮らそう課長 岩田 和夫君
税 務 課 長 池田 馨君 住 民 福 祉 課 長 渡邊 啓貢君
健康増進課長 米山 民恵君 防 災 課 長 後藤 喜昭君
建 設 課 長 岩田 芳和君 農 林 課 長 前田 修君
商工観光課長 山本 智春君 都 市 整 備 課 長 野木 雄次君
上下水道課長 池谷 和則君 こども育成課長 湯山 博一君
生涯学習課長 大庭 和広君 監 査 委 員 池谷 浩君
総務課長補佐 渡辺 辰雄君
職務のために出席した者
議 会 事 務 局 長 小野 克俊君
会議録署名議員 5番 藺田 豊造君 6番 阿部 司君
散 会 午後2時12分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 認定第 1 号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認定第 2 号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 3 号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 4 号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 5 号 平成26年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 6 号 平成26年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 7 号 平成26年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認定第 8 号 平成26年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 議案第56号 平成26年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまです。

梶 繁美君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので御報告します。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算
 - 日程第2 認定第2号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第3 認定第3号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
 - 日程第4 認定第4号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 日程第5 認定第5号 平成26年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第6 認定第6号 平成26年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
 - 日程第7 認定第7号 平成26年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第8 認定第8号 平成26年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第9 議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（米山千晴君） 日程第1 認定第1号から日程第8 認定第8号までの平成26年度会計決算8件と、日程第9 議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の、計9件を一括議題とします。

この際、あらかじめ御了承願います。平成26年度会計決算関係については、本日は当局からの補足説明及び代表監査委員から決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9月9日の本会議において行いますので、御承知願います。

補足説明は、はじめに一般会計を行い、終了後、特別会計及び企業会計を行います。なお、補足説明順については、配付した資料のとおりですので、御了承ください。

それでは、順次、各部長から一般会計の補足説明を求めます。

はじめに、企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） それでは、認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算の企画総務部関係の補足説明を行います。なお、これからの補足説明につきまして、私を含め、この後補足説明をいたします各部長は、決算額について1,000円未満を切り捨てて説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の12、13ページをお開きください。1款町税であります。平成26年度の町税全体の収

入済額は38億7,546万7,000円で、収納率は97.64%、歳入に占める割合は41.85%となりました。平成25年度と比較しますと、町税全体で1億2,060万円、率にいたしまして3.02%の減額となりました。

項目ごとに見ますと、1項町民税につきましては、個人、法人を合わせて、現年と滞納繰越分の収入済額は13億7,292万8,000円と、前年度対比で11.13%、金額にいたしまして1億7,191万1,000円の減額となりました。そのうち、個人は3,698万円の減額、法人につきましては1億3,493万1,000円の減額であります。

個人町民税の減額の主な要因は、納税義務者の減少によるものと考えます。

また、法人町民税減額の要因は、リーマンショック以降、全体としては穏やかに持ち直してきている生産活動ではございますが、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動等により、町内の製造業部門におきましても、景気動向の変動を受けたことによるものと考えます。また、平成25年度に高額納税をいただいた企業の撤退も大きく影響しております。

なお、個人町民税の収入済額のうち、滞納繰越分は1,103件の徴収で778万6,000円となりました。

次に、2項1目の固定資産税の1節現年課税分ですが、収入済額は22億5,979万2,000円で、前年度と比べますと3,203万7,000円の増額となりました。収入調定ベースで見ますと、土地につきましては引き続き下落傾向にあり、標準宅地の時点修正価格が前年に比べ下落しました。これを受けまして、全体で2.03%、1,457万6,000円の減額となりました。

家屋につきましては、大規模家屋の建築はありませんでしたが、新築、増築戸数の増加により1.29%増の調定額となりました。

また、償却資産につきましては、一部企業に設備投資の動きがあり、2.75%の増額となりました。

固定資産税の滞納繰越分につきましては、178件で3,549万6,000円の収入済額となりました。

3項の軽自動車税につきましては、現年課税収入済額として前年度対比2.93%、115万6,000円の増の4,065万1,000円であります。前年度と比べますと、収入調定ベースでは軽四輪乗用車が151台増加となっており、また滞納繰越分は7件の徴収で1万6,000円であります。

次に、14、15ページをお開きください。4項の町たばこ税であります。収入済額は1億4,719万5,000円で、前年度より392万8,000円の減額となっております。従来からの健康意識の高まりや、喫煙を取り巻く環境の変化により、喫煙者が減少傾向にあり、販売本数の減少が減額の要因となっているものと考えます。

次に、2款地方譲与税の収入済額9,470万6,000円でありますが、前年度比2.3%の減となっております。減額の理由ですが、自動車重量譲与税が前年度対比約1.4%の減となっております。これは、自動車重量税の収入額の総額の1,000分の407に対し、町道の延長及び面積を基準にし、国が地方に交付するものですが、近年、エコカー減税が適用されるハイブリッドカー等の割合が増加していることから、譲与税の減額となっております。

次に、16、17ページをお願いいたします。6款1項1目地方消費税交付金の2億6,606万7,000円は、平成6年の税制改正により創設され、消費税の25%相当の2分の1が町に交付されるもので、対前年度比20.1%の増額となりました。これは、昨年4月から消費税率が8%に引き上げられたことによるものであります。

次に、18、19ページをお願いいたします。7款1項1目ゴルフ場利用税交付金2億1,819万9,000円ですが、前年度対比7.6%の減額で、利用者は2万6,839人減の37万3,772人でありました。6年前の平成21年度と比較しますと、利用者数で約12万7,000人、交付金ベースでは約7,600万円の減額となっております。

その下の8款1項1目自動車取得税交付金の1,490万1,000円は、前年度に比べ2,125万2,000円の減額となっております。これは、昨年4月の消費税率8%への引き上げ時において、税率を自家用自動車については5%から3%に、営業用自動車及び軽自動車については3%から2%にそれぞれ引き下げられたこと、エコカー減税において、税率を75%軽減する自動車に係る軽減割合を80%に、税率を50%軽減する自動車に係る軽減割合を60%に拡充したことから、近年のハイブリッドカー等のエコカーの販売割合の高まりと併せて、税額の総収入額が少なくなり、県からの交付金も減額となったものであります。

次に、20、21ページをお願いいたします。9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金の3,866万1,000円ですが、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用している演習場内の弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国から交付されるものであります。

その下段の10款1項1目地方特例交付金の1,095万2,000円ですが、前年度に比べ162万1,000円の増額でありました。これは恒久的な減税による地方税の減収を補填するために措置された国からの交付金であります。

次に、その下の11款1項1目地方交付税2億6,751万円ですが、昨年度と比較いたしますと1億334万9,000円の減額となりました。普通交付税は1億8,913万2,000円で、単年度財政力指数は0.951となり、前年度から0.023ポイント上昇しましたが、5年連続で地方交付税の交付団体となりました。

次に、34、35ページをお開きください。下段の15款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金の収入済額2億1,980万円は、(仮称)小山パーキングエリア周辺地区区画整理事業測量設計業務委託ほか3件の事業と、保育園の運営に関する事業など、5つの特定事業に対する防衛省からの交付金であります。なお、石沢排水路測量設計業務委託に係る交付金700万円を平成27年度に事故繰越いたしました。

次に、42、43ページをお開きください。16款2項9目特別対策事業補助金1億964万8,000円ですが、国の緊急雇用対策として実施した事業に対する補助金で、森林施業集約化促進緊急整備事業ほか9業務に充当し、28人を新規に雇用したものであります。

次に、46、47ページの上段、17款1項1目財産貸付収入3億2,361万5,000円の主なものは、1節土地貸付収入、備考欄上段の東富士演習場貸付料3億371万3,000円で、252万8,707.74平米を演習場用地として国に貸し付けているものであります。

次に、同じページの下段、17款2項1目不動産売払収入5,763万5,000円の主なものは、1節土地売払収入、備考欄町有地売払収入で、静岡県や林業組合等への払い下げなど8件の町有地売払収入で、9万8,546平方メートルを売却いたしました。

次に、54、55ページをお願いいたします。上段の19款2項2目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億4,500万円は、平成23年度から特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる防衛9条交付金が保育園等の運営経費にも充当できることとなったことから、一旦この基金に積み立てて、臨時保育士賃金などに充当するために繰り入れしたものであります。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

はじめに、74、75ページをお開きください。2款1項2目財政管理費のうち備考欄(3)行財政改革推進事業費424万5,000円の主なものは、77ページの上段の備考欄にあります13節定員適正化計画策定業務198万7,000円と、その下の繰越明許の公共施設白書作成支援業務276万4,000円で、平成25年度、26年度の2か年をかけて適正な職員数の定員管理と公共施設のあり方について、方針・計画等を策定しました平成26年度分の決算額であります。

次に、82、83ページをお願いいたします。2款1項6目自治振興費の4,172万円の主なものは、備考欄(2)自治振興費の13節自治基本条例策定業務122万円で、平成26年度・27年度にかけて条例策定いたします平成26年度分の決算額と、次の85ページ備考欄上段の区長交付金643万2,000円及び区運営交付金1,585万7,000円であります。

また、同じページ(3)防犯推進費の13節LED照明導入調査事業529万2,000円は、街路灯等へLED照明を導入するため、町内全域を対象に電柱に取りつけてあります街路灯等の位置、数、明るさ、東京電力との契約状況等を調査したものであります。

同じページの最下段の2款1項7目電算管理費5,866万8,000円の主なものは、87ページ備考欄(2)電算管理費の14節総合行政システム機器使用料ほか12件の機器及びシステムの使用料と、(3)社会保障・税番号制度に係る整備費の13節システム改修・構築の1,875万円であります。

次に、88、89ページ9目諸費のうち備考欄(2)臨時職員福利厚生費3,719万円の主なものは、社会保険に加入する臨時職員月平均92人に係る4節臨時職員社会保険料3,021万7,000円でありま

す。

続いて、90、91ページをお開きください。最下段の2款2項2目賦課徴収費のうち93ページ備考欄(2)課税事務費5,182万3,000円の主なものは、町民税、固定資産税、軽自動車税の課税事務及び収納事務のための13節委託料の電算処理1,490万5,000円と、23節償還金利子及び割引料の過年度町税過誤納金還付金1,512万5,000円であります。この還付金の主なものは、家屋の滅失に伴うものや法人町民税の確定申告に伴う予定納税分の還付であります。

次に、106、107ページをお開きください。2款7項1目企画渉外総務費は全体で2億2,042万2,000円の決算となりました。その主なものは、108、109ページの備考欄(2)企画調査費の1,130万4,000円、(3)生活交通対策費の2,607万6,000円、(4)富士山総合施策費の2,782万4,000円と、111ページの備考欄(5)企業立地振興費1億96万6,000円であります。

109ページにお戻りいただきまして、はじめに備考欄(2)企画調査費の主なものは、13節地域整備計画事業で、明倫、足柄、北郷の3つの地域別計画「金太郎計画2020」策定に対する委託料599万4,000円と、第4次総合計画の後期計画策定に対する委託料345万6,000円であります。

次に、その下の(3)生活交通対策費の主なものは、13節地域公共交通調査事業で、重点活動地区の運送業務及び調査業務に対する委託料664万1,000円であります。

その下の(4)富士山総合施策費の主なものは、13節森林資源活用着地型プログラム創出事業で、本町の森林・里山などの資源を活用して新たなアウトドアレジャーの拠点の可能性調査などを実施し、スポーツツーリズムの推進を図るため、国の緊急雇用対策を活用した事業の委託料2,032万8,000円であります。

次に、111ページ備考欄(5)企業立地振興費の主なものは、13節三来拠点地区開発可能性調査2,502万5,000円、三来拠点地区区画整理関連調査3,932万6,000円で、三来拠点3事業の小山パーキングエリア周辺地区約30ヘクタール、湯船原地区約300ヘクタール、足柄サービスエリア周辺地区約30ヘクタールにおける委託調査費等であります。

次に、116、117ページをお願いいたします。2款8項1目広報広聴費4,737万7,000円の主なものは、備考欄(2)広報広聴費の11節印刷製本費の809万4,000円と、13節富士おやまの情報制作人材就職応援事業751万9,000円であります。この事業は、平成26年度・27年度にかけて富士山をはじめとする観光資源や町の情報をケーブルテレビ局の番組制作やインターネット上の動画制作を行う人材を支援する国の緊急雇用対策を活用した事業であります。

次に、158、159ページをお開きください。4款2項1目環境保全総務費のうち備考欄下段の(3)環境保全費1,969万2,000円の主なものは、161ページ備考欄上段の19節合併処理浄化槽設置奨励事業補助金1,816万円で、合併処理浄化槽47基の設置と、その下の太陽光発電システム等省エネルギー設置事業補助金150万円で、太陽光発電システム等33基の設置に対する補助金であります。

その下の(4)ごみ減量・リサイクル推進事業費358万6,000円の主なものは、19節資源リサイクル活動奨励交付金246万6,000円で、子供会や婦人会など、31団体が1年間に新聞紙、段ボール、アルミ缶などの資源ごみ308トンの回収に対する奨励費として交付したものであります。

次に、162、163ページをお開きください。4款3項1目清掃総務費のうち備考欄(2)塵芥収集事業費4,472万1,000円の主なものは、町内を4地区に分けて家庭から出されるごみの収集運搬に係る経費の13節塵芥収集運搬に係る委託料4,393万2,000円であります。

ちなみに、平成26年度の家ごみ収集量は4,828トン、町民1人当たりの収集経費は2,234円、町民1人1日当たりのごみ排出量は674グラムとなりました。

次に、186、187ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費のうち備考欄（6）定住人口拡大事業費989万2,000円は、19節個人住宅取得利子補給金で143人に対し給付したものであります。

次に、222、223ページをお開きください。7款5項2目建築指導費のうち備考欄（3）定住促進事業費3,847万6,000円の主なものは15節大胡田町営住宅宅地分譲事業として6区画の宅地造成に要した経費2,035万4,000円と、19節定住促進事業助成金として59人に交付いたしました792万9,000円、同じく19節の定住促進宅地開発事業補助金1件7区画分として350万円を助成したものであります。

最後に、272、273ページをお開きください。11款1項1目元金のうち備考欄（2）公債費（元金）の23節8億1,702万4,000円は、208本の借入に対する償還金であります。

その下、2目利子のうち備考欄（2）公債費（利子）の23節町債償還金利子9,882万3,000円は、230本の借入に対する利子の償還分であります。

以上で、平成26年度一般会計歳入歳出決算のうち、企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長（秋月千宏君） 平成26年度小山町一般会計決算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

決算書の24、25ページをお開きください。中段になりますが、13款2項2目1節保健衛生費負担金、備考欄休日等歯科診療運営業務負担金184万7,000円についてであります。小山町と御殿場市では、休日等における歯科診療を年72日、駿東歯科医師会にお願いをしております。事務局を小山町が担当し、御殿場市の負担分を町が一旦受けた分であります。

次に、26、27ページをお開きください。上段になりますが、14款1項2目1節健康福祉施設使用料、備考欄は上の健康福祉施設使用料の120万1,000円は、健康福祉社会館会議室等の使用料で、延べ2,112回、4万2,362人が利用したものであります。

次に、28、29ページをお開きください。中段の14款2項1目2節戸籍住民基本台帳手数料、備考欄戸籍住民票関係手数料の947万8,000円は、戸籍や住民票等の交付手数料で2万8,422件分であります。

次に、30、31ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金、備考欄中段やや上の障害者自立支援給付費負担金の1億1,951万円ですが、歳出3款の障害介護給付費約2億3,000万円の2分の1を国の負担分として収入したものであります。

続いて、備考欄その下の障害者自立支援医療費負担金863万3,000円は、更生医療費等11名分の2分の1を、備考欄その下の国民健康保険基盤安定負担金の468万8,000円は、国民健康保険の低所得者を多く抱える保険者支援分の2分の1を国庫負担金としてそれぞれ収入したものであります。

次に、32、33ページをお開きください。一番上になりますが、15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち備考欄一番上の地域生活支援事業補助金の731万3,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金であります。

続いて備考欄2番目の臨時福祉給付金給付事業費補助金の3,050万円と、その下の事務費補助金の409万5,000円についてであります。消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴い、低所得者の負担緩和として国の100%補助事業として実施した臨時福祉給付金と、その事務費相当額で2,240人の皆様にお支払いをいたしました。

次に、36、37ページをお開きください。中段やや下の15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち備考欄一番上の基礎年金事務委託金323万円は、法定受託事務である国民年金事務に係る委託金であります。

次に、38、39ページをお開きください。上段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち備考欄2番目の障害者自立支援給付費負担金5,975万5,000円は、先ほど御説明した障害介護給付費について県が負担する4分の1の分であります。

備考欄3番目の障害者自立支援医療負担金431万6,000円は、更正医療費等11名分の4分の1を県負担金として収入したものであります。

続いて、備考欄4番目の国民健康保険基盤安定負担金2,731万7,000円は、国保税の低所得者に対する軽減分の4分の3と、低所得者を多く抱える保険者支援分の4分の1を県負担金として収入したものであります。

その下、2節の老人福祉費負担金の備考欄、後期高齢者保険基盤安定負担金1,918万2,000円は、後期高齢者医療保険料の低所得者に対する軽減分の4分の3を県負担金として収入したものであります。

次に、中段やや下の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち備考欄1番上の地域生活支援事業補助金365万6,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金で、備考欄は1つ飛んで3番目の重度障害者（児）医療費補助金1,766万3,000円は、重度障害者（児）医療費助成額の2分の1を県補助金として収入したものであります。

次に、40、41ページをお開きください。上段になりますが16款2項3目1節保健衛生費補助金のうち備考欄一番目のこども医療費補助金1,795万4,000円は、中学生以下の児童生徒の入院、通院に係る医療費に関し、入院分につきましては、未就学児は2分の1、小中学生は3分の1、通院につきましては、1歳未満児は2分の1、1歳以上未就学児までは3分の1、小中学生は4分の1を県補助金として収入したものであります。

次に、56、57ページをお開きください。中段やや下の21款3項1目1節老人福祉費納付金、備考欄、老人施設入所者納付金591万円は、養護老人ホーム2施設に入所している入所者からの納付金14名分であります。

次に、58、59ページをお開きください。中段やや下の21款5項2目1節老人福祉費受託事業収

入、備考欄、健康診査受託事業961万1,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合から健康診査の委託料として受け入れたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

94、95ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の主なものは、備考欄(2)戸籍住民基本台帳事務費の13節委託料の電算処理の394万6,000円で、住民情報業務処理及び印鑑登録管理業務を委託したものであります。

備考欄その下の14節の戸籍総合システム使用料764万8,000円と、その下、住基ネットワークシステム機器等借上料358万9,000円は、それぞれのシステム使用料と機器借上料で、この目につきましては電算関係の経費が主なものであります。

次に、122、123ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費につきましては、主なものは備考欄(2)社会福祉総務費の13節委託料の地域生活支援業務291万7,000円で、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導、助言、手続き、調査等について、民生委員・児童委員協議会へ委託をしたものであります。

その他では、中段やや下になりますが、備考欄(3)の社会福祉協議会運営補助費、19節負担金補助及び交付金の社会福祉協議会職員費交付金2,950万8,000円で、社会福祉協議会の職員に対する人件費交付金であります。

次に、124、125ページをお開きください。3款1項2目障害者福祉費につきましては、主なものは、備考欄中段やや下の(3)重度心身障害児(者)援護費の20節扶助費、重度障害者(児)医療費扶助の3,656万1,000円で、医療費の自己負担分を助成するもので、扶助者は312人でありました。

備考欄下段の(5)自立支援給付費につきましては、20節扶助費、障害介護給付費の2億3,520万円で、身体障害者及び知的障害者の入所支援、居宅介護支援、就労継続支援などの扶助費であります。

次に、126、127ページをお開きください。備考欄(7)地域生活支援事業費につきましては、13節委託料、地域活動支援センター事業の1,272万3,000円で、障害者自立支援法の規定により町が実施をする事業で、障害者の活動機会や社会との交流を促進していくための事業費であります。

備考欄その下になりますが、障害者相談支援事業574万7,000円は、障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供等を行う事業であります。

次に、下段になりますが3款1項3目健康福社会館管理費の主なものにつきましては、備考欄(2)健康福社会館管理運営費、11節需用費の光熱水費616万円、修繕料95万8,000円、最下段の13節の空調設備保守点検の151万2,000円。次のページをお開きください。備考欄上から8行目の日常清掃200万4,000円、2つ下の休日・夜間警備195万6,000円であります。

その他といたしましては、備考欄中段やや下の(4)健康福社会館改修事業費、13節委託料の改修工事実施設計の729万円で、会館リニューアルに伴う設計委託料であります。

次に、130、131ページをお開きください。3款1項5目国民年金事務取扱費につきましては、法定受託事務である国民年金に係る職員1名の人件費及び国民年金受託事務費であります。

備考欄（2）国民年金受託事務費の主なものは、13節委託料、年金生活者支援給付金システム改修の62万6,000円で、所得額が一定基準を下回る老齢基礎年金の受給者に対し、老齢年金生活者支援給付金を支給するため、既存のシステムを改修したものであります。

なお、国民年金の加入被保険者数は、平成27年3月末現在で3,422人で、保険料の収納率は68.5%であります。

次に、132、133ページをお開きください。3款2項1目老人福祉総務費の主なものは、備考欄下段になりますが（2）老人福祉対策費のうち、次の135ページ、上から3段目になりますが、13節の小山町高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定業務の236万5,000円で、平成27年度から29年度までの3カ年の介護保険事業計画の策定業務委託であります。3段下がっていただき、19節負担金補助及び交付金のシルバー人材センター運営助成金856万円、2段下の単位老人クラブ活動運営交付金316万7,000円、4段下の養護老人ホーム建設事業交付金の920万円は、平成23年度に開設いたしました養護老人ホーム平成の杜建設に伴う元金、利子に対する交付金であります。

次に、136、137ページをお開きください。備考欄最上段の20節扶助費、老人措置費3,991万円は、県内の養護老人ホーム2施設へ入所をしている町民17人に係る措置費であります。

次に、中段の3目後期高齢者医療費の主なものは、次の139ページになりますが、備考欄上段の13節委託料の2番目、健康診査業務1,471万9,000円で、後期高齢者の健康診査費用で、受診者は1,179人、受診率は48.24%であります。

次に、備考欄を下がっていただいた（3）後期高齢者医療負担金につきましては、19節の静岡県後期高齢者医療広域連合へ支出する運営費688万5,000円と、静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金1億5,319万円が主なものであります。

次に、148、149ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費の主なものは、次の151ページになりますが、備考欄は中段やや上の（2）保健衛生管理費では少し下がっていただきまして、20節扶助費の精神障害者医療助成153万8,000円で、精神障害者の家族の経済的な負担の軽減と、障害者の治療の促進を促すため、入院医療費に対する自己負担分の2分の1を8人の対象者に延べ74か月分助成したものであります。

同じく備考欄下段の（3）救急医療対策事業費の主なものは、最下段の19節の御殿場市救急医療センター負担金5,468万9,000円であります。なお、平成26年度中にセンターを利用された方は1万5,862人で、そのうち小山町民の利用者は2,552人で、全体利用者の16.1%でした。

次に、152、153ページをお開きください。備考欄は上から4段目の同じく19節の広域救急医療情報システム負担金の103万円につきましては、東部の4市3町の行政と消防、静岡県、3医師会で進めてきた広域救急医療体制の構築に伴う市町の負担分であります。

次に、中段の4款1項2目予防費につきましては、13節委託料が主なもので、備考欄は下の方になりますが、個別接種4,909万円で、日本脳炎、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌をはじめ、乳幼児や高齢者の予防接種費で、接種者は延べ7,120人でありました。

次に、154、155ページをお開きください。4款1項3目健康づくり推進費は、成人歯科健診や胃がん、子宮がん、前立腺がんなどの各種がん検診と、健康相談、健康教室など町民の健康づくりのための経費で、その主なものは、備考欄下段の(3)生活習慣病予防費の13節委託料、保健事業の3,564万円で、そのうちがん検診に要した費用は3,393万円、受診者数は延べ9,224人でありました。

次に、156、157ページをお開きください。4款1項4目母子保健事業費は、乳幼児や妊婦健診などの母子保健の充実を図るための経費であります。その主なものは備考欄(2)母子保健事業費の20節扶助費、出産祝金支給355万円で、第2子23人、第3子以上24人の、合わせて47人に支給した出産祝金と、下段の備考欄(3)こども医療費助成費の20節扶助費、こども医療費助成7,579万2,000円で、中学3年生までの通院、入院、全ての医療費に係る自己負担分、延べ3万4,795件を助成したものであります。

次に、8款消防費について御説明をいたします。決算書は224、225ページをお開きください。8款1項2目非常備消防費は、消防団の運営管理及び消防施設維持管理として資機材の整備等に要した費用で、その主なものは、備考欄(2)消防団運営費の1節消防団員報酬の613万6,000円で、消防団員175人分の報酬であります。

下がっていただきまして、9節旅費の費用弁償の1,324万円は、消防団員の捜索・警戒・訓練等に出勤した際の経費で、内訳といたしましては、捜索活動1回と台風8号と18号の風水害警戒2回等で、年間の出勤団員数は延べ8,784人でありました。

次に、3段下の11節需用費の消耗品543万8,000円につきましては、消防団員に係る制服、活動服、防火服及び消防ホース等の購入費用であります。

次に、226、227ページをお開きください。備考欄中段の(3)消防団消防施設維持管理費につきましては、18節備品購入費の携帯無線機207万3,000円で、新たに48台購入したものであります。

次に、備考欄(4)消防団福利厚生費の8節報償費、消防団員退職報償金の879万7,000円は、消防団員19名の退職報償金であります。

次に、備考欄(5)消防団施設整備事業費につきましては、15節工事請負費、消防団車庫詰所建設工事の3,674万円が主なもので、築42年が経過をし老朽化した第3分団車庫を建てかえたものであります。

次に、5目災害対策費について御説明します。230、231ページをお開きください。備考欄は上段になりますが、(2)地震対策費の11節需用費、消耗品の320万8,000円は、非常食購入事業168万6,000円、防災資機材等購入事業102万8,000円及び防災備蓄用おむつ等購入事業26万1,000円が主なものであります。

次に、備考欄中段の18節備品購入費、災害対策本部映像装置の703万8,000円は、災害対策本部員と関係機関との情報共有などを図るため、46型液晶ディスプレイ4台をマルチディスプレイとして画像表示させるもので、このほかにパソコン5台、テレビチューナー4台、映像入力装置1台、ハンズフリーカメラ5台などを整備したものであります。

次に、備考欄は下段になりますが、(3) 自主防災推進事業費、18節備品購入費、防災資機材の381万2,000円は、町内全ての自主防災会へガス発電機を1台ずつ貸与するために購入したものであります。

次に、6目無線設備管理費についてであります。232、233ページをお開きください。備考欄上段の(2) 移動系無線設備管理費の18節備品購入費、防災ファクス整備事業476万2,000円は、静岡県の防災ファクスのデジタル化に伴い、その通信回線にファクスを接続するために、IPファクスアダプターやファクシミリを整備したものであります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 経済建設部関係の一般会計決算について補足説明を行います。

はじめに、歳入関係の主な内容について御説明をいたします。

決算書は22、23ページをお開きください。13款1項1目1節農業費分担金316万3,000円の内訳ですが、これは下原用水路改修工事ほか4件の町単土地改良事業に対して徴収した分担金と、県営中山間地域総合整備事業・足柄金時地区及び北郷南西部地区の分担金で、受益者から徴収したものであります。

その下、2目商工費分担金、2節観光費分担金500万円は、平成25年度事業として実施しました富士山須走口五合目電化事業の完成に伴い、山小屋2件から徴収したものであります。

次のページ、24、25ページをお開きください。13款2項4目1節林業費負担金300万5,000円は、須走地先の林道立山線測量設計業務に対する御殿場市高根財産区からの事業負担金であります。

次に、28、29ページをお開きください。14款1項6目3節住宅使用料、備考欄現年度分4,912万1,000円は、町営住宅354戸からの家賃収入であります。収納率は93.2%となっております。

次に、32、33ページをお開きください。15款2項4目2節農業費補助金400万円は、農業用ため池として利用されています棚頭用水池の耐震性点検調査業務委託に対する国庫補助金であります。

次に、15款2項5目1節道路橋梁費補助金3億1,571万4,000円の主なものは、町道1063号線道路改良舗装工事及び新東名高速道路整備に関連する、町道3975号線橋梁整備などに対する社会資

本整備総合交付金であります。

次に、40、41ページをお開きください。16款2項4目1節農業費補助金の主なものは、備考欄の下段、被災農業者向け経営体育成支援補助金2,924万5,000円で、これは平成26年2月の大雪で被災したビニールハウスなど、農業用施設の復旧に対する県補助金であります。

その下、2節林業費補助金の主なものは、備考欄の下段、森林整備加速化・林業再生事業補助金2,228万円で、これは竹之下地先に建設された複合介護施設に設置しましたペレットボイラーと、町内の林業団体の高性能林業機械購入に対する県補助金であります。

次に、16款2項5目2節観光費補助金1,580万円は、富士山須走口五合目の公衆トイレの改修及び五合目電化工事の平成26年度実施事業出来高に対する県補助金であります。

次に、50、51ページをお開きください。18款1項4目2節林業費寄附金1,000万円は、小山町山地強靱化総合基金に対する公益財団法人富士霊園からの寄附金であります。

次に、18款1項6目1節道路橋梁費寄附金3,957万8,000円は、道路整備に対する三菱地所・サイモン株式会社、一般社団法人一色郷栄会及び一般社団法人古沢共和会からの寄附金であります。

次に、56、57ページをお開きください。21款4項1目1節勤労者住宅建設資金元利収入4,590万4,000円は、労働金庫への平成16年度から平成23年度までの貸し付け23件分の預託金を収納したものであります。

次に、62、63ページをお開きください。21款6項1目2節雑入のうち備考欄10行目、富士山須走口五合目電気料110万8,000円は、五合目の山小屋2件から電気使用量に応じて収納したものであります。

その下、富士山須走口五合目送電線施設使用料64万8,000円は、送電線の維持管理に必要な保守点検委託料を山小屋2件から収納したものであります。

以上が、歳入関係でございます。

次に、歳出関係を御説明いたします。

決算書は168、169ページをお開きください。5款1項2目農業総務費、備考欄(3)農業総務費、19節被災農業者向け経営体育成支援事業5,669万3,000円は、先ほど歳入でも御説明いたしました県補助金を活用し、平成26年の大雪で被災した農業用施設110件の復旧などに対する補助金であります。

次に、172、173ページをお開きください。5款1項5目土地改良事業費、備考欄(3)土地改良施設維持管理費の主なものは、13節ため池耐震性点検調査410万4,000円で、歳入でも御説明いたしましたが、棚頭用水池耐震性点検調査業務委託を実施したものであります。

その下(4)町単独土地改良事業費の主なものとしまして、15節町単土地改良事業332万7,000円は、菅沼地先の下原用水路改修工事ほか1か所を実施したものであります。

その下、19節東富士演習場周辺土地改良事業費負担金347万8,000円は、富士裾野東部土地改良区が実施しました防衛省補助土地改良事業の補助残に対する町負担金であります。

次のページ、174、175ページをお開きください。5款1項7目中山間地域総合整備事業費、備考欄（2）中山間地域総合整備事業費の主なものは、19節県営中山間地域総合整備事業負担金670万7,000円で、中山間足柄金時地区において圃場整備などの工事及び北郷南西部地区で従前地評価などの換地業務を実施したため、県への負担金として事業費の15%に相当する額を支出したものであります。

次に、176、177ページをお開きください。5款1項9目中山間地域直接支払推進事業費、備考欄（2）中山間地域直接支払推進事業費の主なものは、19節直接支払交付金772万2,000円で、町内の中山間地域10集落、対象面積約38.9ヘクタールの農地について、耕作放棄地の抑制と多面的機能の維持増進に資する活動に対する交付金であります。

次に、180、181ページをお開きください。5款2項1目林業総務費、備考欄（3）森林整備事業費の主なものとしまして、13節スコリア土壌森林内緊急整備事業2,398万7,000円は、緊急雇用創出事業を活用し、スコリア土壌地域の森林に丸太積筋工などの流出防止対策の実施を委託したものであります。

同じく13節森林施業集約化促進緊急整備事業2,824万1,000円は、小山町集約化推進計画に基づき、間伐及び作業道などの整備を業務委託費により進めたものであります。

19節森林整備加速化・林業再生事業補助金2,228万円は、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、竹之下地先の施設に設置しましたペレットボイラーと、町内の林業団体が購入しました高性能林業機械に対して支出した県補助金であります。

次に、5款2項2目林道費、備考欄（3）林道整備事業費ですが、次のページ182、183ページをお開きください。15節県単・町単林道事業1,080万円は、林道竹之下金時線と林道峯坂線の2路線につきまして、県費補助3分の1で県単林道工事を実施したものであります。

次に、5款2項3目治山事業費、備考欄（3）県単治山事業費1,389万2,000円は、中島（高石）の治山流路工整備を実施したものが主なものであります。

備考欄（4）町単治山事業費、13節ホタルの里づくり1,775万9,000円は、緊急雇用創出事業を活用してホタルの生息場所の環境回復及び創出などを目的に、町内で事業展開したものであります。

次のページ、184、185ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費、備考欄（4）勤労者支援費の主なものは、21節勤労者住宅建設資金貸付預託金4,590万4,000円で、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、平成16年度から平成23年度までの過年度分貸付金の預託金として労働金庫に23件分を預託したものであります。

次に、188、189ページをお開きください。6款2項1目観光費、備考欄（4）富士山事業費、13節のうち富士山世界遺産観光人材就職応援事業554万9,000円は、緊急雇用創出事業を活用し、町の観光振興の担い手となる新たな人材の雇用・育成を、小山町観光協会に委託したものであります。

次のページ、190、191ページをお開きください。備考欄の7行目15節須走口五合目公衆トイレ改修工事574万4,000円は、便器の増設及び和便器から洋便器への変更など、改修工事を実施したものであります。

次に、194、195ページをお開きください。備考欄(8)富士山周辺整備事業費(繰越明許)2,844万9,000円は、富士山須走口五合目電化事業が完成したことにより、平成26年度施行分の工事費を支出したものであります。

次に、6款2項2目町民いこいの家管理費、備考欄(2)町民いこいの家管理費、11節修繕料385万4,000円は、あしがら温泉の地下温泉槽の防水修繕、男女サウナ室の壁・床材・座席の改修及び男女脱衣所の床材張替の工事費を実施したものであります。

次に、202、203ページをお開きください。7款2項2目道路維持費、備考欄(2)町道維持管理費の主なものは、冬季に実施しました13節除雪1,856万1,000円であります。その下、(3)公共施設地区対応事業費3,704万円は、町内各区からの要望事項に対し、178件の工事を実施したものが主なものであります。

次に、7款2項3目町道整備事業費の主なものは、備考欄(2)町道整備事業費、15節町道改良舗装事業5,925万1,000円で、町道2362号線改良舗装工事ほか8件の工事を実施したものであります。

次に、204、205ページをお開きください。7款2項4目公共道路整備事業費は、国土交通省の補助金を活用した道路整備に係る事業費となっております。主なものとしまして、備考欄(3)新東名関連町道整備事業費、ページは次の206、207ページをお開きください。13節橋梁及び道路整備事業2億1,539万8,000円は、中日本高速道路株式会社に工事委託しました町道3975号線須川橋上部工整備工事費であります。

その下(3)新東名関連町道整備事業費(繰越明許)6,286万4,000円は、町道3975号線の用地費と中日本高速道路株式会社への負担金が主なものであります。

その下(3)新東名関連町道整備事業費(逡次繰越)1億1,211万1,000円は、町道3975号線須川橋下部工の工事費が主なものであります。

次に、備考欄(4)橋梁長寿命化事業費、13節測量設計2,621万1,000円は、町道1636号線ほか6路線の橋梁補修実施設計の委託料であります。

次のページ、208、209ページをお開きください。7款2項6目急傾斜地崩壊防止事業費、備考欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費2,529万7,000円の主なものは、菅沼地内の菅沼天神下急傾斜地の崩壊防止工事を実施したものと、小山地区の土砂災害ハザードマップを作成したものであります。

次のページ、210、211ページをお開きください。7款3項1目河川費、備考欄(2)普通河川維持管理事業費1,328万8,000円の主なものは、15節排水路整備事業874万円で、竹之下地先普通河川井戸沢川河川改修工事を実施したものであります。

次のページ、212、213ページをお開きください。7款4項2目都市計画費、備考欄（2）都市計画費の主なものとしまして、13節都市計画マスタープラン策定業務395万2,000円は、平成25・26年度の債務負担行為を組んで実施しました都市計画マスタープランの見直しに係る平成26年度実施分の委託業務費であります。

その下、地区計画策定業務286万2,000円は、足柄サービスエリアスマートインターチェンジ連結計画作成業務として、スマートインター設置に向けた関係機関協議用の図面等作成の委託料であります。

次に、214、215ページをお開きください。備考欄1行目、13節景観計画策定業務99万9,000円は、平成26・27年度の債務負担を組んで実施をしております景観計画策定業務の平成26年度実施分に対する支払いであります。

その下、景観重点地区形成計画作成業務196万5,000円は、須走地区の一部を景観形成重点地区に位置づけるための計画作成業務であります。

その2行下、足柄スマートインターチェンジ設置調査192万2,000円は、足柄サービスエリアスマートインターの設置に向けた計画区域における文化財試掘調査及び実施計画書作成のための交通量推計作成業務の委託料であります。

次に、（3）都市計画道路整備事業費218万円の主なものは、13節大胡田用沢線都市計画変更図書作成業務151万2,000円で、都市計画道路大胡田用沢線の事業実施に当たり、都市計画決定の変更手続きが必要になったことに伴う図書作成業務委託費であります。

次に、218、219ページをお開きください。7款5項1目住宅管理費、備考欄（2）町営住宅維持管理費4,896万3,000円の主なものとしまして、14節住宅用地借上料1,342万3,000円は、敷地を賃借しています町営住宅11団地4万7,696.13平米の土地に対する借上料であります。

その下、15節町営住宅解体事業1,427万1,000円は、富士向団地と緑ヶ丘団地の一部の解体工事を実施したものであります。

以上で、経済建設部関係の説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 教育部関係決算の補足説明をさせていただきます。

はじめに、歳入についてであります。

決算書の24、25ページをお願いいたします。

13款2項1目2節児童福祉費負担金の主なものは、備考欄の1行目の保育所保育料8,543万円であり、平成26年度末では町内保育所に351人、町外保育所に13人、計364人が在園しておりました。

次の行の受託児童保育負担金914万8,000円は、他市町の子どもをお預かりした他市町負担金であり、平成26年度末では10人、延べ114人月の保育園児に係るものであります。

次に、28、29ページをお願いします。上段の14款1項7目教育使用料の1節幼稚園使用料2,078万8,000円は、幼稚園の授業料で、月額6,100円、月平均284人、延べ3,408人分であります。

次に、同じく教育使用料のうち、2節生涯学習センター使用料の備考欄の1行目、生涯学習施設使用料273万4,000円は、総合文化会館の使用料で、利用者は延べ8万976人となっています。

次に、30、31ページをお願いします。中段の15款1項1目2節児童福祉費負担金の備考欄の1行目、児童手当負担金1億6,051万3,000円は、児童手当に対する国からの負担金であります。その2行下、障害児施設措置費負担金1,591万3,000円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児施設支援に対する国からの負担金であります。

次に、32、33ページをお願いします。上段の15款2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金の備考欄の4行目、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金2,650万円と、次の行の同事務費補助金353万9,000円は、昨年度新たに実施された子育て世帯臨時特例給付金に対する国からの補助金であります。

次に、同じく民生費国庫補助金のうち、3節児童福祉費補助金1,163万6,000円は、地域子育て拠点支援事業に対する国からの補助金であります。

次に、34、35ページをお願いします。15款2項6目3節社会教育費補助金2億7,566万6,000円は、生涯学習施設リニューアル工事に対する防衛8条の補助金であります。

次に、38、39ページをお願いします。上段の16款1項1目3節児童福祉費負担金の備考欄の1行目、児童手当負担金3,549万3,000円は、児童手当に対する県からの負担金であります。

その2行下、障害児施設措置費負担金795万6,000円は、先ほど申し上げました、国と同様に県児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児施設支援に対する県からの負担金であります。

同ページの下段16款2項2目3節児童福祉費補助金の備考欄の2行目、子育て支援事業費補助金1,160万4,000円は、地域子育て拠点支援事業に対する県からの補助金であります。

次の行、放課後児童クラブ補助金1,244万6,000円は、放課後児童クラブに対する県からの補助金であります。

次に、60、61ページをお願いします。21款6項1目2節雑入の備考欄の中段、文化会館自主事業収入545万9,000円は、総合文化会館金太郎ホール等を会場として18公演を実施した事業収入で、延べ入場者数は5,280人で、集客率は64.3%となっております。

次に、歳出についてであります。

130、131ページをお願いいたします。3款1項6目臨時福祉給付金等給付事業費のうち、備考欄の最下段の(3)子育て世帯臨時特例給付金給付事業費からになります。

この給付事業費2,830万8,000円のうち主なものは、次のページ、132、133ページの19節2,479万円であり、1人1万円で2,479人への給付金であります。

次は、138、139ページの3款3項1目からとなります。次のページ、140、141ページをお願いします。3款3項1目児童福祉総務費、備考欄(5)児童発達支援事業費の20節児童発達支援事業費1,934万5,000円は、幼児の障害児施設への通所に係る扶助として、国保連合会を通じて施設に支払うものであり、延べ130人が利用しております。

その下、放課後児童通所支援事業費1,171万1,000円は、放課後デイサービス等の利用に対して、同じく国保連合会を通じ施設に支払うものであり、延べ151人が利用しております。

次に、同じページ、3款3項2目備考欄(2)児童手当費、次のページ、142、143ページの備考欄20節児童手当2億3,152万円は年3回、延べ2万947人への児童手当の支給であります。

次に、同じページ、3款3項3目保育園費3億6,745万2,000円は、3保育園とこども園の管理運営に係る経費であります。

次のページ、144、145ページをお願いします。備考欄中段20節保育扶助費1,028万4,000円は、他市町への委託保育17人分の扶助費であります。

次のページ、146、147ページをお願いします。備考欄中段(5)保育園耐震化事業費821万8,000円は、旧きたごう保育園の解体費用であります。

次に、同じページ3款3項4目子育て支援事業費8,048万6,000円は、子育てに関する各種支援に係る経費であります。主なものは、職員人件費のほか、次のページ備考欄(3)放課後児童クラブ費、13節放課後児童クラブ2,228万3,000円で、5つの放課後児童クラブへの委託料で、平成26年度末では、計147人の児童が利用をしております。

次に、234、235ページをお願いします。ここから9款教育費となります。9款1項1目教育委員会費130万4,000円は、教育委員会の運営の経費であり、下段、9款1項2目事務局費1億85万5,000円は、教育委員会事務局に係る人件費、事務費が主なものとなっております。

次に、238、239ページをお願いします。9款2項小学校費2億3,929万8,000円は、小学校の管理運営に係る経費であります。

次のページ、240、241ページ備考欄(2)小学校管理運営費、7節非常勤講師賃金700万6,000円は、小学校1年生クラスの円滑な集団生活や学習指導のため5人の支援員を配置したものです。

その下の特別支援員賃金1,074万1,000円は、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童に対し、個々に応じた細やかな指導のため12人の支援員を配置したものです。

次のページ、242、243ページをお願いします。備考欄最下段(5)小学校施設整備費、15節小学校整備事業4,491万6,000円は、須走彰徳山林会様に負担をいただいた須走小学校多目的教室建築工事と、北郷小、足柄小、明倫小の一部のトイレの洋式化のための改修工事に要した費用です。

次に、244、245ページをお願いします。下段の9款3項中学校費1億2,946万円は、中学校の管理運営に係る経費であります。

備考欄(2)中学校管理運営費、次のページ7節特別支援員賃金513万3,000円は、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする生徒に対し、個々に応じた細やかな指導のために4人の支援員を配置したものです。

次のページ、248、249ページ、最下段の備考欄(5)中学校施設整備費、繰越明許ですが、589万5,000円は、須走彰徳山林会様に負担をいただき、須走中学校の外トイレを改修したものです。

次に、250、251ページをお願いします。中段、9款4項幼稚園費1億4,438万6,000円は、幼稚

園の管理運営に係る経費であります。

次に、254、255ページをお願いします。9款5項1目社会教育総務費5,972万9,000円は、社会教育委員ほか各種委員の報酬、職員の人件費が主なものとなっております。

次に、258、259ページをお願いします。9款5項3目図書館費2,042万5,000円は、図書館の管理運営費に係る経費であります。

備考欄（2）図書館管理運営費のうち、次のページ、260、261ページですが、18節備品購入費の図書252万2,000円は、一般図書、児童図書など1,370冊を購入したもので、平成26年度末の蔵書数は11万945冊となりました。年度中の延べ利用者は2万1,675人、貸し出し図書数は5万2,200冊でありました。

次に、同ページ下段9款5項4目生涯学習センター管理費5億191万2,000円は、総合文化会館、総合体育館などの維持管理に係る経費であります。

264、265ページをお願いします。備考欄（5）生涯学習施設改修事業費3億8,470万5,000円は、生涯学習施設リニューアル工事に伴うものであります。

次に、同ページ中段9款5項5目自主文化事業費1,181万6,000円は、総合文化会館金太郎ホールなどでの自主事業公演に要した経費であります。

主なものは、備考欄13節自主事業公演915万4,000円であります。公演内容は、総合文化会館リニューアル記念泉谷しげるLIVE2014、町内小中学校の児童・生徒の芸術鑑賞会、ブロードウェイミュージカルフットルース、NHK-BSプレミアム公開収録みんなDEどーもくん！など、18公演を実施したものであります。

次に、266、267ページをお願いします。9款6項1目保健体育総務費1,037万6,000円は、社会体育の振興に係る経費であります。

以上で、教育部関係の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、補足説明がない認定第6号 土地取得特別会計を除いた特別会計及び企業会計の補足説明を求めます。

なお、補足説明は、各部長の所管の会計順に行います。

それでは、はじめに、認定第8号 宅地造成事業特別会計の1件について、補足説明を求めます。企画総務部長 小野 学君。

○企画総務部長（小野 学君） 認定第8号 平成26年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

決算書の443ページからが小山町宅地造成事業特別会計となっております。

はじめに、歳入関係の主なものについて御説明いたします。

決算書の450、451ページをお開きください。1款1項1目の分譲収入1,890万円は、南藤曲宅地造成事業において、モデルハウス用地として2区画を先行販売したものであります。

次に、最下段の4款1項1目宅地造成事業債9,880万円は、南藤曲宅地造成事業に伴う地方債に

よる借入金であります。

次に、歳出関係の主なものについて御説明いたします。

決算書の454、455ページをお開きください。下段の2款1項1目宅地造成費1億858万6,000円は、備考欄(2)宅地造成費の13節測量費181万4,000円は南藤曲宅地造成事業に伴う測量、パース図作成に要した経費と、その下、15節造成工事費5,969万1,000円は、南藤曲宅地造成工事として16区画の宅地造成に要した経費、それと、その下の17節用地費4,708万円は、同じく南藤曲宅地造成事業の事業用地5,680.65平方メートルの取得に要した経費であります。

次に、458ページの実質収支に関する調書をお開きください。平成26年度小山町宅地造成事業特別会計の実質収支は、歳入総額1億1,811万5,000円、歳出総額1億860万1,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は951万4,000円となりました。

以上で、宅地造成事業特別会計決算の補足説明を終わります。

○議長(米山千晴君) 次に、認定第2号 国民健康保険特別会計、認定第4号 後期高齢者医療特別会計、認定第7号 介護保険特別会計の3件について補足説明を求めます。住民福祉部長 秋月千宏君。

なお、時間で区切っていただければと思います。よろしいでしょうか。

○住民福祉部長(秋月千宏君) 住民福祉部関係の特別会計決算の3会計について、順次説明をいたします。

はじめに、認定第2号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算書は275ページからとなります。

はじめに、本特別会計の事業概要についてであります。国民健康保険の加入者状況は、年間平均で2,731世帯、被保険者は4,648人で、平成27年4月1日現在の人口1万9,338人に対する加入率は24.0%であります。

内訳といたしましては、一般被保険者が4,223人、退職被保険者が425人で、前年度に比べ一般が46人、退職が52人、それぞれ減少しております。

平成26年度の医療費諸率に基づく医科の入院、入院外及び歯科、調剤等の医療費のうち、本町の1人当たりの医療費は、一般被保険者が32万3,030円で県下6位、退職被保険者が35万2,773円で県下11位、合計すると32万5,749円で県下6位となっております。

医療費適正化対策等につきましては、平成20年度に始まり、平成25年度からは第2期実施計画の5か年計画に基づき、保険者ごとに実施する特定健康診査・特定保健指導に重点を置いてまいりました。脳卒中や心臓病などの生活習慣病を引き起こす原因となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や、その予備軍となる被保険者を特定健康診査で早期に発見し、予防・改善に向けて積極的な特定保健指導を推進しております。

小山町の特定健康診査の受診率は、平成27年3月末現在で速報値で47.7%となり、県平均の

34.3%と比べ高い受診率となっております。

それでは、歳入の主なものについて御説明をいたします。

決算書282、283ページをお開きください。最上段になりますが、1款国民健康保険税の収入済額は4億1,876万1,000円で、歳入全体の19.7%であります。このうち、現年度分の収納率は95.38%で、前年度を0.1ポイント上回っております。

次に、286、287ページをお開きください。中段の4款国庫支出金は3億6,088万1,000円で、歳入全体の17.0%を占め、そのうち1項1目の療養給付費等負担金は一般被保険者に係る医療費等の保険者負担分について、国が定率（32%）で負担をする3億300万6,000円で、その内訳は備考欄中段やや下の療養給付費等負担金1億9,815万4,000円、後期高齢者支援金負担金7,116万5,000円、介護納付金負担金3,368万7,000円であります。

次に、288、289ページをお開きください。上段の4款2項1目財政調整交付金につきましては、産業構造や住民所得、また家族構成等に起因する市町村間の財政力の不均衡を調整するための交付金4,479万1,000円で、その主な内訳は備考欄の普通調整交付金の2,126万2,000円、その下、普通調整交付金（後期高齢者支援金分）の1,526万7,000円、その下、普通調整交付金（介護納付金分）の595万6,000円であります。

次に、中段の5款療養給付費等交付金につきましては、被用者保険のOBの医療費は、OB自身の国民健康保険税と被用者保険の現役被保険者の拠出金を財源とする療養給付費等交付金によって賄われる退職者医療制度に基づく交付金1億5,264万8,000円で、歳入全体の7.2%であります。

主な内訳は、備考欄中段やや下、退職者医療費交付金の9,565万2,000円、その下、退職者後期高齢者支援金額相当額の2,548万円、その下、退職者前期高齢者調整対象基準額の3,151万4,000円であります。

次に、下段の6款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整する交付金の5億636万4,000円で、歳入全体の23.8%であります。

次に、290、291ページをお開きください。7款の県支出金につきましては、特定健診、特定保健指導に係る定率の県負担や、県内市町の所得水準や医療費水準による調整、その他、市町の経営努力の促進のための交付金1億449万円で、歳入全体の4.9%を占めております。

その主なものにつきましては、2項2目県財政調整交付金の9,140万7,000円で、その内訳は、備考欄、普通交付金3,439万3,000円、その下の普通交付金（後期高齢者支援金分）1,383万6,000円、その下の普通交付金（介護納付金分）627万6,000円、その下、特別交付金3,690万1,000円あります。

次に、最下段の8款共同事業交付金は2億607万6,000円で、歳入全体の9.7%を占めております。主な内訳は、次のページをお開きください。8款1項1目高額医療費共同事業交付金は、診療報酬明細書、いわゆるレセプトが1件80万円を超える費用額のものに交付対象とする高額医療費共同事業交付金の3,795万4,000円と、その下の1項2目保険財政共同安定化事業交付金で、高額医

療費の発生リスクの分散と市町保険者間の保険税平準化、財政安定化を図るために、1件10万円以上80万円までの費用額のレセプトを交付の対象とする交付金1億6,812万2,000円であります。

次に、下段の10款繰入金は1億9,209万4,000円で、歳入全体の9.0%を占め、その内訳は保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金等の一般会計繰入金9,209万4,000円と、次のページ、中段やや下の2項1目の国民健康保険保険給付等基金繰入金1億円であります。

次に、下段の11款繰越金は1億8,341万4,000円で、歳入全体の8.6%であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

304、305ページをお開きください。1款の総務費は4,252万9,000円で、歳出全体の2.2%を占め、その内訳は、備考欄(1)職員人件費の2,653万8,000円、(2)一般管理費の1,228万8,000円が主なものであります。

次に、308、309ページをお開きください。中段の2款保険給付費につきましては、12億8,104万8,000円で、歳出全体の65.7%を占めております。

2款保険給付費の内訳では、中段の1項1目の備考欄(2)一般被保険者療養給付費、19節現物給付(一般分)の10億922万8,000円、同じページの2目の備考欄(2)退職被保険者等療養給付費、19節現物給付(退職者分)の1億1,350万円、次の310、311ページをお開きください。中段やや下の2項1目の備考欄(2)一般被保険者高額療養費、19節現物給付及び現金給付(一般分)の1億2,594万4,000円、次のページ、最上段になりますが、2目の備考欄(2)退職被保険者等高額療養費、19節現物給付及び現金給付(退職者分)の1,666万7,000円が主なものであります。

次に、316、317ページをお開きください。3款の後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度の財源構成のうち、現役世代の各医療保険者からの支援(約4割)相当分で2億4,789万1,000円で、歳出全体の12.7%を占めております。

次に、320、321ページをお開きください。上段の6款介護納付金につきましては、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者の全国一律の1人当たり負担額に、各医療保険者に属する第2号被保険者見込み数を乗じて算定される納付金1億527万2,000円で、歳出全体の5.4%となりました。

次に、中段の7款共同事業拠出金につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、高額な医療費の発生による財政リスクを軽減し、国保の事業運営の安定化を図るために、各市町保険者からの拠出金等を財源とし、都道府県単位で費用負担調整を行うための拠出金2億657万6,000円で、歳出全体の10.6%を占めました。

7款共同事業拠出金の主な内訳は、1項1目備考欄中段やや下の(2)高額医療費共同事業拠出金で、1件80万円の基準を超える費用額の診療報酬明細書(レセプト)を交付対象とする共同事業拠出金3,545万4,000円、下段の1項2目備考欄(2)保険財政共同安定化事業拠出金で、高額医療費の発生リスクの分散と、市町村保険者間の保険税平準化、財政安定化を図るための1件10万円以上80万円までの費用額のレセプトを交付対象とする共同安定化事業拠出金の1億7,112

万円であります。

次に、322、323ページをお開きください。下段の8款保健事業費につきましては、医療費適正化対策及び特定健康診査等に係るもので、2,768万7,000円、歳出全体の1.4%を占めました。

保健事業費の主なものは、次の325ページになりますが、1項1目備考欄上段の(2)特定健康診査等事業費の2,338万4,000円であります。

次に、326、327ページをお開きください。下段の11款諸支出金につきましては、前年度の療養給付費等負担金の確定に基づく償還金等3,847万円で、歳出全体の2.0%を占めております。

諸支出金の主なものは、次の329ページをお開きください。中段の1項3目償還金、備考欄(2)償還金の23節国庫支出金超過交付金還付金の3,291万5,000円であります。

以上、歳出の主なものを御説明いたしました。

次に、332ページをお開きください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書につきましては、歳入総額21億2,872万9,000円、歳出総額が19億4,970万7,000円で、歳入歳出差引額は1億7,902万2,000円となりました。実質収支額1億7,902万2,000円は、前年度に比べ4,439万3,000円の減額となっておりますが、前年度は実質収支額の中から自治法に基づき4,000万円を基金に積み立てたことから、これを差し引きますと、ほぼ前年同額の収支となりました。

小山町国民健康保険保険給付等基金につきましては、平成26年度中に1億円取り崩しておりますので、保険給付等基金の積立額は5,881万3,000円となっております。

歳入総額から前年度繰越金及び基金繰入金を除いた歳入額と、歳出総額から基金等積立金を除いた歳出額との差し引きである単年度収支は1億436万9,000円の赤字となり、5年連続の赤字となりました。

国民健康保険特別会計決算につきましては、以上であります。

○議長(米山千晴君) それでは、ここで1時間休憩をします。

1時10分を目途にお願いいたします。

午後0時11分 休憩

午後1時09分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第4号 後期高齢者医療特別会計。住民福祉部長 秋月千宏君。

○住民福祉部長(秋月千宏君) 認定第4号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算書は347ページからとなります。

はじめに、本特別会計の概要について説明いたします。

後期高齢者医療制度への加入状況は、平成26年度末現在2,620人で、前年度より20人減少しており、町人口の13.5%を占めています。

354、355ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明をいたします。

上段の1款後期高齢者医療保険料は1億6,521万1,000円で、内訳は保険料を年金からの天引きによる1項1目の特別徴収保険料1億2,125万円、及び2目の普通徴収保険料4,396万1,000円であります。なお、収納率につきましては現年度分で99.7%であります。

次に、中段の2款繰入金の2,557万6,000円は、低所得者等に対する保険料軽減分で、その内訳は備考欄保険料軽減分2,266万1,000円、及び社保被扶養者軽減分の291万4,000円で、一般会計からの繰入金であります。

次に、下段の3款繰越金は、前年度繰越金の44万1,000円であります。

次に、歳出の主なものについて説明します。

358、359ページをお開きください。1款の後期高齢者医療広域連合納付金は1億9,130万1,000円で、歳出全体の99.8%を占め、歳入で受け入れた額を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

次に、中段の2款諸支出金32万7,000円につきましては、備考欄は下の方になりますが(2)保険料還付金及び還付加算金であります。

次に、362ページをお開きください。小山町後期高齢者医療特別会計の実質収支についてであります。歳入総額は1億9,184万6,000円、歳出総額は1億9,162万9,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は21万7,000円で、前年度に比べ22万5,000円の減額となっております。

後期高齢者医療特別会計決算につきましては以上であります。

続きまして、認定第7号 平成26年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算書は397ページからになります。

はじめに、介護保険特別会計の概要から説明をいたします。

平成26年度末における第1号被保険者である65歳以上の方は5,120人で、町人口に対する割合、いわゆる高齢化率は26.48%となっております。

第1号被保険者のうち要支援または要介護の認定を受けている方は前年度より23人増加し838人で、65歳以上の人口に対する割合は16.36%、6人に1人であります。また、65歳未満の第2号被保険者で特定疾病による介護認定を受けている方は13人おられます。

次に、認定された方のうち、介護サービスを実際に使っている方は、平成27年3月分の給付の状況で計769人、前年度と比較して49人増加し、サービス受給率は91.77%であります。

平成26年度は第5期介護保険事業計画の最終年度であり、計画に基づき、保険給付並びに介護予防事業等を中心に事業を進めてまいりました。

それでは、歳入の主なものについて御説明をいたします。

404、405ページをお開きください。1款の保険料につきましては3億3,554万5,000円で、歳入

全体の19.2%を占め、年度途中での死亡、転出者を含め、延べ5,666人分であります。

保険料の主な内訳であります。1節の特別徴収保険料現年度分3億1,022万9,000円は、年金から保険料徴収をしている第1号被保険者4,878人分で、2節の普通徴収保険料現年度分2,453万1,000円は、現金納付や口座振替による普通徴収の被保険者788人分であります。

次に、中段の2款国庫支出金につきましては3億5,836万1,000円で、歳入全体の20.5%を占めました。国庫支出金の内訳であります。1項1目の介護給付費負担金2億7,491万1,000円は、介護保険制度に基づく給付費に対する国の負担分で、施設分の15%と在宅その他分の20%に相当する額であります。

次に、2項1目の調整交付金7,141万1,000円は、第1号被保険者の年齢や所得階層を考慮して配分される国庫補助金で、保険給付費に見込交付率を乗じて得た額で、給付費の5%相当額であります。

次に、406、407ページをお開きください。中段の3款支払基金交付金につきましては4億5,366万9,000円で、歳入全体の26.0%を占めました。支払基金交付金の主なものであります。1項1目介護給付費交付金の1節現年度分4億5,078万8,000円で、40歳から65歳未満までの第2号被保険者の保険料分で、保険給付費の29%相当分に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次に、下段の4款県支出金につきましては2億4,214万2,000円で、歳入全体の13.9%を占めました。県支出金の主なものであります。1項1目介護給付費負担金の1節現年度分2億3,690万円は、保険給付費に対する県の負担金で、施設分17.5%と在宅その他分の12.5%分であります。

次に、408、409ページをお開きください。下段の6款繰入金につきましては3億318万6,000円で、歳入全体の17.4%を占めました。繰入金の主なものであります。1項1目の介護給付費繰入金1億9,668万円で、保険給付費に対し町が負担する12.5%分であります。

次に、410、411ページをお開きください。中段やや上の1項4目その他一般会計繰入金4,326万4,000円は、人件費や介護認定審査会などに係る町からの事務費繰入金であります。

中段の2項1目介護給付費準備基金繰入金5,800万円は、第5期の最終年度であることから、基金を取り崩して給付費に充てたものであります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

414、415ページをお開きください。1款の総務費は4,614万2,000円で、歳出全体の2.8%を占め、その主な内訳は、1項1目一般管理費、備考欄(1)職員人件費の3,075万円、備考欄(2)一般管理費の402万7,000円、次の416、417ページをお開きください。中段やや下になりますが、3項1目介護認定審査会費の311万9,000円は、御殿場市と共同で設置しております介護認定審査会に係る経費で、開催日数134日、審査総件数3,076件に対する総費用額1,248万1,000円の小山町分に当たる764件、24.8%分の件数割での負担金と、下段の2目認定調査費722万1,000円は、備考欄(2)7節の臨時職員賃金293万9,000円、次のページをお開きください。備考欄上段の12節手数料343

万5,000円が主なものであります。

次に、中段の2款保険給付費は、前年度より約7,700万円増加し、15億4,718万1,000円で、歳出全体の94.9%を占めました。その主な内訳であります。1項1目居宅介護サービス給付費の備考欄(2)19節居宅介護サービス給付費4億7,930万3,000円は、前年度に比べ7.2%減少し、受給者数は15人増の469人であります。

次に、420、421ページをお開きください。上段の2款1項3目地域密着型介護サービス給付費の備考欄(2)19節地域密着型介護サービス給付費1億7,707万9,000円は、前年度に比べ6.3%増加し、受給者数は昨年同数の68人でありました。

次に、中段やや下になりますが、5目施設介護サービス給付費の備考欄(2)19節施設介護サービス給付費7億1,514万7,000円は、前年度に比べ13.5%増加し、受給者は34人増の232人であります。

次に、422、423ページをお開きください。中段の9目居宅介護サービス計画給付費の備考欄(2)19節居宅介護サービス計画給付費5,674万3,000円は、利用者負担がない介護給付の一つで、居宅介護支援事業者の計画作成にかかった費用に対して支払われる保険給付であります。

次に、424、425ページをお開きください。上段の2項1目介護予防サービス給付費の備考欄(2)19節介護予防サービス給付費2,875万6,000円は、要支援と認定された方に対するサービス給付費で、訪問介護、通所介護及びショートステイサービスなどが該当いたします。

次に、428、429ページをお開きください。中段の4項1目高額介護サービス費の備考欄(2)19節高額介護サービス費1,997万3,000円は、要介護者が居宅サービスや施設サービスを利用して、支払った1か月の自己負担額の世帯の合計額が利用者の所得区分ごとに定められた上限額を超えた場合に、超えた部分について支給されるサービス費であります。

次に、432、433ページをお開きください。上段の7項1目特定入所者介護サービス費の備考欄(2)19節特定入所者介護サービス費5,497万円は、低所得の方の施設利用を困難とさせないように、居住費・食費については申請により負担限度額を設け、これを超えた部分は介護保険から給付をされるサービスであります。

次に、434、435ページをお開きください。中段の4款地域支援事業費につきましては、2,807万1,000円で、歳出全体の1.7%を占めました。主な内訳は、1項1目二次予防事業対象者施策事業費の備考欄(2)二次予防事業対象者施策事業費348万7,000円で、基本チェックリストなどをもとに、地域包括支援センターで選んだ要支援・要介護状態になる可能性が高い高齢者、いわゆる二次予防事業対象者を対象としたサービス費であります。

次に、下段の2目一次予防事業対象者施策事業費の備考欄(2)一次予防事業対象者施策事業費450万4,000円は、地域の全ての高齢者を対象としたサービスとして、これからも元気であるための介護予防に関する情報の提供や、介護予防に関する講演会、介護予防教室、生活支援などがあります。

次に、436、437ページをお開きください。中段の2項1目包括支援事業費の備考欄(2)包括支援事業費、13節委託料、地域包括支援センター事業1,700万円は、小山町地域包括支援センター業務を社会福祉法人寿康会に委託しているものであります。

次に、438、439ページをお開きください。5款諸支出金につきましては931万6,000円で、歳出全体の0.6%を占めました。諸支出金の主なものは、中段やや下の1項2目償還金の備考欄(2)償還金778万7,000円で、前年度精算による国庫負担金、県負担金等の返還金であります。

次に、442ページをお開きください。介護保険特別会計実質収支に関する調書につきましては、歳入総額は17億4,499万3,000円、歳出総額が16億3,072万5,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億1,426万8,000円で、前年度に比べ6,309万円の増額となっております。

平成27年5月末現在の介護給付費準備基金の積立額は71万1,213円となっております。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わります。

住民福祉部関係の3つの特別会計についての補足説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 次に、認定第5号 下水道事業特別会計、議案第56号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定の2件について補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) はじめに、認定第5号 平成26年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算書の補足説明を行います。

決算書の363ページからが小山町下水道事業特別会計となっております。

なお、金額につきましては1,000円未満を省略して説明を行います。

はじめに、歳入関係の主なものについて御説明いたします。

決算書は370、371ページをお開きください。1款1項1目下水道使用料、1節下水道使用料及び手数料のうち備考欄下水道使用料7,180万1,000円は、1期当たり平均1,524件の使用者の下水道使用料であります。前年度と比べますと212万7,000円の増額となり、この収納率は98.1%となっております。増額となりました主な要因は、平成26年4月検針分より下水道使用料の改定を行ったことによるものであります。

次に、2節下水道使用料滞納繰越分148万7,000円は、平成21年度から25年度までの過年度分で未納となっております使用料の収納額であり、その収納率は22.7%となっております。なお、不納欠損額90万3,000円は、平成21年度分の未納となっていた使用料を、地方自治法の規定に基づき欠損処分としたものであります。

次に、3款1項1目下水道事業費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金1,140万円は、須走浄化センターの長寿命化対策実施設計業務及び施設整備事業として行いました電気設備工事に対する国からの補助金であります。なお、補助率は事業費の2分の1であります。

次に、372、373ページをお開きください。4款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金9,238万7,000円は、一般会計からの繰入金であります。

次に、374、375ページをお開きください。7款1項1目下水道事業債、1節下水道事業債1,140

万円は、先ほど御説明いたしました須走浄化センターの長寿命化対策実施設計業務及び施設整備事業に対する国庫補助金の補助残について借入れをしたものであります。

次に、歳出関係について御説明をいたします。

376、377ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費のうち備考欄（2）下水道施設維持管理費6,560万円の主なものとしまして、11節光熱水費1,054万7,000円は、須走浄化センターの電気料、水道料及びマンホールポンプ14か所分の電気料に要した経費であります。

同じく11節修繕料611万6,000円は、マンホールポンプの修繕、マンホールポンプ非常通報装置及び浄化センターの曝気装置等の修繕に要したものであります。

下段になりますが、13節須走浄化センター維持管理3,078万円は、須走浄化センターの運転及び施設の維持管理のための業務委託料であります。

次のページ、378、379ページをお開きください。同じく13節中段、須走浄化センター汚泥処理処分737万4,000円は、汚泥432トンの処理、運搬に要した経費であります。

次に、1款2項1目公共下水道費、備考欄（2）公共下水道費は、13節須走浄化センター長寿命化対策実施設計業務641万5,000円の電気設備及び機械設備に係る設計委託料と、15節須走浄化センター長寿命化整備事業1,728万1,000円の電気設備工事であります。

次に、380、381ページをお開きください。2款1項1目元金、備考欄（2）公債費（元金）23節償還金元金6,704万7,000円は、須走浄化センターの建設及び管渠工事のために借入れをいたしました平成6年度から平成15年度までの起債元金を償還計画に基づいて償還したものであります。

次に、2款1項2目利子、備考欄（2）公債費（利子）、23節償還金利子2,265万9,000円は、同じく平成6年度から平成15年度までの起債に対する利子であります。

以上で、下水道事業特別会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について補足説明を行います。

水道事業会計決算書は別冊となっておりますので、よろしく御願いいたします。

なお、金額につきましては、1,000円未満を省略して説明を行います。

それでは、決算書の4ページ、5ページをお開きください。

平成26年度決算報告についてですが、消費税込みの金額となります。

（1）収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。

第1款第1項営業収益の決算額2億5,334万6,000円は、水道料金・水道加入分担金が主なものであります。前年度と比べまして4,779万2,000円の増額となっております。この主な要因は、平成26年4月検針分より料金の改定を行い、水道料金が4,627万8,000円増加したことによるものであります。

次に、第2項営業外収益の決算額6,045万円は、前年度と比べまして5,994万3,000円の増額となっております。この主な要因は、平成26年度予算決算から適用されます地方公営企業法の改正に

よる会計基準の見直しにより、みなし償却制度の廃止と補助金などの会計処理の変更が行われたことから、これまで資本に計上していた補助金などは、長期前受金として負債に計上されることとなり、みなし償却制度の廃止により、新たに生じる補助金等を充てた固定資産取得価額分の減価償却費の見合い分を毎年度長期前受金戻入として収益化することとなり、今年度の長期前受金戻入の額が5,966万円となったことによるものであります。

なお、この長期前受金戻入は現金収入を伴わない収益であります。

この後、地方公営企業法の改正による会計基準の見直しの適用により、御説明をする箇所がございますが、会計基準の見直しとして御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、支出について御説明いたします。

第1款第1項営業費用の決算額2億4,060万円は、事業運営費、施設の維持管理費及び減価償却費などであります。前年度と比べまして4,912万8,000円の増額となっております。この要因は、先ほども御説明いたしましたが、会計基準の見直しにより、みなし償却制度が廃止され、補助金等を充てた固定資産取得価額分の減価償却費が新たに計上されたことが主なものであります。

次に、第2項営業外費用の決算額1,753万5,000円は、雑支出と企業債利息、消費税及び地方消費税納税額であります。前年度と比べまして745万4,000円の増額となっておりますが、この主な要因は、未納となっています水道料金の会計上の不納欠損期間を5年から2年に変更したことによるものであります。

次に、第3項特別損失の決算額127万2,000円は、会計基準の見直しにより賞与引当金の計上が義務づけられましたが、会計基準の見直し初年度となります平成26年6月に支払う賞与につきましては、その対象期間が平成25年12月から平成26年5月までとなり、このうち平成25年12月から平成26年3月までの期間が前年度となることから、特別損失として支出したものであります。

次に、6ページ、7ページをお開きください。(2)資本的収入及び支出の収入についてであります。第1款第1項企業債の決算額1,000万円は、北郷水系配水管布設工事に対する借り入れであります。

次に、第2項国庫補助金の決算額3,297万円は、北郷水系配水管布設工事に対する防衛省からの補助金であります。

次に、第4項工事負担金の決算額64万1,000円は、新東名高速道路建設に伴う町道中島日影線配水管移設工事に対する中日本高速道路株式会社からの工事負担金であります。

次に、支出であります。

第1款第1項建設改良費の決算額1億6,261万円の主なものは、配水施設整備工事の北郷水系配水管布設工事及び町道足柄三保線配水管布設替え工事などであります。

翌年度繰越額402万6,000円につきましては、小山地区で行いました町道1564号線配水管移設替え工事について、工事の中断を余儀なくされたため、工期を3か月延長し、本年6月に完成したことによるものであります。

欄外に記載をいたしました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,835万2,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をいたしました。

次に、8ページをお開きください。8ページは水道事業損益計算書であります。金額は消費税を抜いた金額となっております。

前年度までと比較した場合、みなし償却制度が廃止され、補助金等を充てた固定資産取得価額分を減価償却費として新たに計上することから、営業費用が増加した一方、水道料金の改定により営業収益は増加しているものであります。また、長期前受金の収益化による長期前受金戻入が計上されたことから、営業外収益が大きく増加しております。

この結果、下から4行目の当年度純利益であります。4,665万9,000円となりました。

次に、10、11ページをお開きください。水道事業剰余金計算書であります。金額は消費税を抜いた金額となっております。剰余金欄のうち資本剰余金合計欄の中段になります。当年度変動額が29億424万9,000円の減額となっておりますのは、会計基準の見直しにより、補助金等の会計処理の変更が行われたことから、これまでの資本剰余金から土地及び除却済固定資産などを差し引いた全てを長期前受金として負債の部に移行したことによるものであります。利益剰余金のうち、建設改良積立金の当年度変動額マイナス4,559万8,000円は、先ほど資本的収入及び支出でも御説明いたしました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額の一部に補填したもので、当年度末の残高は3億451万9,000円となっており、利益剰余金の合計額は9億1,799万9,000円となっております。

なお、従来の制度では、建設改良積立金を使用して建設改良を実施した場合、使用した積立金相当額を組入資本金に組み入れることになっておりましたが、会計基準の見直しにより、組入資本金制度が廃止され、建設改良に使用した積立金相当額と移行処理の変動額を未処分利益剰余金に計上することとなりました。移行処理に伴う4億9,685万6,000円と建設改良積立金4,559万8,000円及び当年度純益4,665万9,000円を合わせた5億8,911万4,000円を当年度未処分利益剰余金として計上したものであります。

次に、12ページをお開きください。水道事業剰余金処分計算書（案）について御説明いたします。こちらも金額は消費税を抜いた金額となっております。

先ほど御説明いたしました当年度未処分利益剰余金5億8,911万4,000円について、公営企業法の規定に基づき、減債積立金に466万5,000円、建設改良積立金に4,199万3,000円をそれぞれ積み立て、会計基準の見直しにより、過去にさかのぼり収益化した未処分利益剰余金及び組入資本制度の廃止に伴う未処分利益剰余金5億4,245万5,000円を自己資本に組み入れる処分につきまして承認をお願いするものでございます。

次に、13ページをお開きください。水道事業貸借対照表ですが、これは企業の財政状況を表すものであります。こちらにつきましても、会計基準の見直しの適用を受け、前年と比べ大きく変

動しております。金額は消費税を抜いた金額となっております。

まず、資産の部であります。下から8行目、固定資産合計36億7,313万3,000円は、前年度と比べまして7億5,678万8,000円の減額となっております。これは、営業費用でも御説明いたしましたが、会計基準の見直しによりみなし償却制度が廃止され、減価償却費が増額となったことによるものであります。

次に、下から2行目、流動資産合計は4億5,982万6,000円となり、前年度と比べまして1,943万9,000円の増額となっております。この主な要因は、料金改定による現金預金の増額によるものであります。

次に、14ページをお開きください。負債の部であります。3固定負債、(1)企業債1億8,582万6,000円は、これまで借入資本金としていたものを会計基準の見直しにより返済期限が1年を超えて到来するものを固定負債として計上することになったためのものであります。

次に、4流動負債、(1)企業債1,012万8,000円につきましては、同じく会計基準の見直しにより返済期限が1年以内に到来するもので流動負債として計上することになったことによるものであります。

(2)未払金8,231万3,000円は、工事請負及び業務委託料等の完成が年度末になっていることから、会計閉鎖期日であります3月31日現在において未払いとなったことによるものであります。

(3)引当金につきましては、これまで一般会計と同様に、年度内で計上していた、翌年度6月に支払う賞与等の額を、会計基準の見直しにより引当金の計上が義務づけられたことによる賞与引当金309万8,000円であり、流動負債合計は9,583万9,000円であります。

次に、5繰延収益であります。(1)長期前受金29億3,537万9,000円は、水道事業剰余金計算書でも御説明いたしましたが、会計基準の見直しにより、資本剰余金から長期前受金へ移行処理した金額に、平成26年度国庫補助金及び工事負担金の3,113万円を加えたものであります。

(2)収益化累計額マイナス13億3,234万6,000円につきましても、会計基準の見直しにより、長期前受金を過去にさかのぼり収益化し、計上したものであります。

長期前受金から収益化累計額を差し引いた16億303万2,000円が繰延収益合計であります。

次に、中段の資本の部であります。6資本金12億5,555万円につきましても、企業債で説明しましたとおり、これまでの借入資本金が負債に移行したことにより、1億9,530万8,000円の減となっております。

次に、7剰余金のうち(1)の資本剰余金合計7,471万円につきましては、先ほど剰余金計算書で御説明しましたとおり、資本剰余金として残る土地及び除却済み固定資産等であります。

(2)利益剰余金は、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金、それに当年度未処分利益剰余金5億8,911万4,000円を合計しました9億1,799万9,000円となっております。

なお、15ページの注記につきましては、会計基準の見直しが適用され、地方公営企業法施行規則第35条の規定により注記をしたものであります。

このたびの会計基準の見直しの適用により、財務諸表の表示方法や金額が大きく変わり、経営実態がこれまで以上に明らかになるものであります。

なお、給水状況、財政状況及び工事内容につきましては、17ページからの小山町水道事業報告書を御参照いただきたいと思います。また、収入及び支出の詳細につきましては、25ページからの小山町水道事業会計決算付属明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計決算の補足説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、認定第3号 育英奨学資金特別会計について補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 認定第3号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についての補足説明であります。

決算書では333ページからになりますが、はじめに、346ページの実質収支に関する調書からお願いをいたします。

歳入総額は521万円、歳出総額は469万3,000円で、その差引額51万7,000円は剰余金として翌年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入についてであります。

ページを戻っていただいて、340、341ページをお願いします。ページ中段の3款基金繰入金129万2,000円は、貸し付けに当たり育英奨学資金貸付基金からの繰入金であります。

次に、ページ下段の5款諸収入、1項貸付元金収入の303万7,000円は、貸付元金償還金14人分であります。

次に、歳出であります。

344、345ページをお願いします。1款貸付事業費469万2,000円は、大学生11人、専門学校生1人、高校生3人貸し付けたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（米山千晴君） 以上で補足説明は終わりました。

次に、監査委員から決算審査意見を求めます。監査委員 池谷 浩君。

○監査委員（池谷 浩君） ただいまより、平成27年8月19日付、小監第35号にて小山町長に提出いたしました平成26年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は、込山監査委員と同意見でございますので、私が代表して御報告申し上げます。

審査は7月2日より8月5日まで、会計管理者及び関係部課長等関係職員の出席を求め、公平普遍の姿勢で実施いたしました。

審査の方針は例年どおり、決算の計数は正確であるのか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関係法規に適合して処理されているか、財政は健全に運営されているか、

財産管理は適正であるか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を報告いたします。

審査の結果、財務に関する事務の執行、経営にかかわる事業の管理、その他の事務の執行については審査した範囲内において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるといふ地方自治法の趣旨の実現のため、おおむね適正かつ効率的に執行されておりました。

ただ、一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられたので、口頭で指摘いたしました。改善すべき点がありましたら、早めの対応をお願いいたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。

審査に付された各会計歳入歳出決算の様式は、関係法令の規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行、財政運営及び財産の管理状況について、予算は議決の趣旨に沿っておおむね適正に執行されており、翌年度へ繰り越しされた事業を除き、所期の目的を達成しているものと認められました。

次に、会計経理事務について、毎月の例月出納検査を参考に審査を実施し、おおむね適正に処理されていると認められました。

財政運営について、おおむね所期の目的に沿って成果を上げているものと認められました。

町税の収入未済については恒常的未収もあり、財源確保及び負担の公平から、更なる解消に努めていただきたいと思います。

一時借入は公共事業費用として利用いたしましたが、慎重な運用をお願いいたします。

平成26年度の決算の内容でございます。お手元の審査意見書4ページ決算収支額を御覧ください。

一般会計の実質収支は1億9,128万円、特別会計3億625万円、合わせて4億9,753万円の黒字であります。一時借入残高はありません。

決算の概要は、3ページから6ページに記載してございます。6ページの平成26年度一般会計の決算収支の状況を御覧ください。

歳入歳出差引額より翌年度へ繰り越すべき財源を考慮した実質収支額は1億9,128万円の黒字となりました。これに前年度実質収支額、財政調整基金積立額、財政調整基金取崩額を調整した結果、実質単年度収支額は6,555万円の赤字となりました。

次に、歳入の構成、歳出の構成について、7ページから9ページにかけて記載してございます。

歳入の構成では、自主財源は前年度より6,270万円増加しておりますが、これは繰入金金の増加が主なものでございます。依存財源の減少6億2,994万円は地方交付税及び県支出金の減少が主なものでございます。

歳出の構成では、人件費、扶助費等の義務的経費は大きな差はありませんでした。投資的経費は補助事業費の増加と単独事業費の減少が主な特徴でございます。

次に、財政力指数ですが、平成26年度0.951となり、普通交付税の交付団体となっております。財政力の動向、財政構造の弾力性を示す各指数について、10ページの表に記載してございます。

11ページは、町債及び債務負担行為額の状況を記載いたしました。平成26年度末、町債残高は96億2,812万円で、平成26年度中は償還元金8億9,342万円に対し、起債は9億1,420万円に2,077万円増加いたしました。各事業債は1,000万円減少いたしました。臨時財政対策債などの特例による地方債2,995万円の増加が主なものでございます。

また、5ページに戻りますけれども、収入未済額、不納欠損額について記載いたしました。町民の皆様には負担をお願いしている中で、公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損について、各担当者よりその対応を確認いたしました。今後においては、時効期限までに計画的、継続的な収納措置を、各課横断的に図られるよう要望いたします。

特に町営住宅家賃については、住宅使用料の徴収未済額が年間住宅使用料収入を上回っております。平成25年度に策定した町営住宅長寿命化計画を実施し、良好な住環境の実現に向けて、より一層の効率的な維持管理、整備を進めていただきたいと思います。そのためにも、住宅使用料の滞納の累積を防ぐ措置と、新たに滞納を生まない努力が必要だと考えます。

一般会計の詳細資料を15ページから41ページに、特別会計の詳細資料は45ページから52ページに記載いたしました。

各会計の実質収支は、55ページのとおり黒字でございます。国民健康保険税の歳入について、収入未済額は減少し、収納率は向上しております。歳出については、保険給付額は減少いたしました。入院を要する高額な医療給付は増加し、国民健康保険特別会計への大きな負担となっております。基金の取り崩しも続いております。本年度6,000万円の減少となっております。保険税の見直しも含め、今後の課題として早急に取り組むことをお願いいたします。

平成26年度より設置された宅地造成事業特別会計は、町が優良な宅地を造成し供給するため設置され、南藤曲に16区画の宅地造成事業を行いました。

財産の状況は56ページに記載してございます。基金の積み立ては2億4,680万円減少であります。財産の適切な管理を更に進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された小山町土地開発基金運用状況でございます。59ページを御覧ください。審査の結果、不動産の売払い等はなく、計数に誤りがなく、基金の運用は条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された小山町水道事業会計決算についての審査でございます。

審査は7月14日、17日、関係部課長と関係職員の出席を求め、また、毎月の例月出納検査の結果を参考に、慎重に審査を行いました。決算審査の結果、水道事業の経営は地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われました。平成26年度地方公営企業会計制度が大幅に改正されました。新基準・新制度での的確な運用をお願いいたします。

改正後の公営企業会計制度は、単に適用される会計基準の変更にとどまらず、地方公営企業の経営そのものに大きな変革をもたらすものと考えられます。財務諸表の姿が変化することにより、経営実態がこれまで以上に明らかになりますので、改革の機会と捉え、的確な対応が必要でございます。

大規模災害が全国で発生しております。災害に強い、安心・安全な水道水の供給に努めていただきたいと思います。そのために計画的な施設の改修をお願いいたします。

水道料金が平成26年度より改定されました。例月出納検査で指摘しております水道料金の未収でございます。引き続き滞納額削減に努力をお願いいたします。

次に、平成26年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。

審査は7月6日から8月5日まで、関係部課長と関係職員の出席を求めて、各比率の算出のため、法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足がないか、算定過程に誤りがないか、算出結果に客観的妥当性が認められるか等について、平成26年度決算並びに決算統計資料等と照合し、慎重に審査いたしました。審査の結果、各比率とも法令に準拠して算出されており、その数値は正確であると認められました。

しかし、この比率はあくまで財政の不健全な状態を示す目安に過ぎません。従来から、財政運営を行う上で用いる経常収支比率などの経営指標を参考として、早期健全化基準等に近づかない財政運営を心がけることを要望いたします。

決算審査は、小山町の平成26年度決算について、計数の確認、予算執行、財産管理、財政運営、基金運用状況、財政健全化判断比率及び水道事業会計の決算計数について行いました。その結果はおおむね適正であったということを報告いたします。

以上、平成26年度小山町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、水道事業会計決算及び財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について報告いたしました。

報告を終わります。

○議長（米山千晴君） これで監査報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月9日水曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第8号までの平成26年度会計決算8件と議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計9件を一括議題として質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時12分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 藺 田 豊 造

署 名 議 員 阿 部 司

平成27年第4回小山町議会9月定例会会議録

平成27年9月9日(第3日)

召集の場所	小山町役場議場			
開議	午前10時00分 宣告			
出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	高畑 博行君
	5番	藺田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	渡辺 悦郎君	9番	池谷 洋子君
	10番	込山 恒広君	12番	池谷 弘君
	13番	米山 千晴君		
欠席議員	8番	梶 繁美君	11番	真田 勝君
説明のために出席した者				
町長	込山 正秀君	副町長	田代 章君	
副町長	室伏 博行君	教育長	天野 文子君	
企画総務部長	小野 学君	住民福祉部長	秋月 千宏君	
経済建設部長	池谷 精市君	教育部長	田代 順泰君	
町長戦略課長	長田 忠典君	総務課長	小野 一彦君	
未来拠点課長	遠藤 正樹君	おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君	
税務課長	池田 馨君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君	
健康増進課長	米山 民恵君	防災課長	後藤 喜昭君	
小山消防署長	山本 孝信君	建設課長	岩田 芳和君	
農林課長	前田 修君	商工観光課長	山本 智春君	
フィルムコミッション支援課長	深澤 高治君	都市整備課長	野木 雄次君	
上下水道課長	池谷 和則君	会計管理者兼会計収納課長	後藤 雅幸君	
こども育成課長	湯山 博一君	生涯学習課長	大庭 和広君	
総務課長補佐	渡辺 辰雄君			
職務のために出席した者				
議会事務局長	小野 克俊君			
会議録署名議員	5番	藺田 豊造君	6番	阿部 司君
散会	午後1時48分			

(議 事 日 程)

- 日程第 1 認定第 1 号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認定第 2 号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 3 号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 4 号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 5 号 平成26年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 6 号 平成26年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 7 号 平成26年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認定第 8 号 平成26年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 議案第56号 平成26年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまでございます。

梶 繁美君、真田 勝君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出席されておりますので御報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算

○議長（米山千晴君） 日程第1 認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案については、9月3日及び4日の本会議において、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

会議運営等規定により、発言の場所について、議員は最初から議員側の段に登壇し質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしております。また、通告に基づき質問の分けを指示してございますので、よろしくお願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により発言を許します。最初に、3番鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） それでは、決算書の歳入に関する質疑からさせていただきます。先に3問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算書12ページ1款1項1目の町民税の徴収について、町税は町にとって重要な財源であり、住民の義務として公的負担でありますので、期限までに納税した住民と滞納している人との不公平も生ずることとなります。そこで、前年度から繰り越された滞納分の徴収実績と不納欠損額の理由は何か伺います。

2番目といたしまして、14ページ1款5項1目の入湯税について、当初8万円の予算に対しまして53万8,000円と増額になった理由は何でしょうか。また、現在の課税方法について、以前も議員から質問がありましたときに、検討していく旨、当局から議会で言われたと思いますが、今後、一律100円か150円に課税方法を改正する考えはありますか、伺います。

3番目といたしまして、29ページ14款1項6目住宅使用料の収入未済額5,657万円は異常であります。入居者の公平性からも、訴訟を起こすなど措置をしてほしいが、この滞納者数の各住宅の割合と滞納理由と滞納入居者との対応はどのようにしているのか伺います。

また、平成24年9月議会で町営住宅家賃管理条例が家賃滞納の一環として制定されたと思いま

すが、この条例は生かされていますか伺います。

以上、先に3問よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（後藤雅幸君） 鈴木議員の質問、1番目にお答ひいたします。

まず、町民税滞納繰越分の平成26年度徴収実績についてですが、前年度からの繰越額が2,863万4,039円に対して収入額は778万6,462円です。収入件数が1,013件、収入人数は190人であり、収入率は27.2%で、前年度対比1.2%減となりました。

次に、不納欠損額は443万2,055円であり、前年度対比で28万3,746円の増額となっております。欠損処分となった滞納者は、63人が対象となりますが、不納欠損処分の理由につきましては、地方税法に基づき行っておりまして、法令別に分類しますと2つに分類されます。内訳として、地方税法第18条第1項に基づく5年の時効を迎え欠損した者が33人で135万6,154円であり、同法第15条の7第4項の執行停止後3年経過した者と同法同条第5項の即時消滅した者が合計で30人で307万5,901円です。

また、不納欠損処分の主な原因とし、8つのカテゴリーに分類いたしております。まず1つ目ですが、納付指導するも納付困難な者が19人。この中には静岡地方税滞納整理機構に移管事案のうち、執行停止相当と判断され返還された者も含まれております。次に、年金収入のみで生活困窮であり、生活保護同等とみなされる者が19人。それから生活保護者が7人。経営不振により破産・倒産した企業が1社。それから競売事件後に交付要求しましたが配当なしによる事案が2人。本人死亡、相続者不明等が4人です。それから外国人の帰国または海外転出による者が2人。最後に、職権消除等の居住の実態がなく、追跡調査困難な者が9人です。

欠損処分した63人全ての滞納者に対しては、何もせず単純に欠損したものではなく、今までに財産調査、納税折衝等を行ってきた中で、無財産、生活困窮で明らかに担税力がない場合について欠損処分をしたものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（池田 馨君） 鈴木議員の御質問の2番目、入湯税関係の前段、当初予算額8万円に対して決算額が53万8,000円となった理由についてお答ひをいたします。

現在、町内には2事業者が入湯税の納税義務者となっております。税率は入湯客1人1日または1泊当たりの入場料、貸し室料、休憩料、宿泊料等の施設利用料金及び飲食料金の合計額によって5,000円を超えるものは150円、3,000円を超え5,000円以下のものは100円としております。

平成26年度では入湯税が150円の者が2,952人、100円が952人であり、53万8,000円を須走の事業者から徴収しております。

あしがら温泉には課税対象となる利用者はありませんでした。

決算額が増額となった理由ですが、平成26年度の予算編成の段階で平成25年度の決算見込み額

が8万円程度と推計されましたことから、平成26年度の当初予算では前年決算見込みの8万円を計上いたしました。しかしながら、平成26年度中に民間事業者が経営形態を変えまして、貸し切り個室の利用を始めましたことから、1人当たりの利用料金の合計額が増えまして、結果として課税対象者の増となったことによるものと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 学君） 次に、入湯税の課税方法を改正する考えはという御質問をいただいておりますので、私からお答えをいたします。

小山町の入湯税は平成10年4月から課税を開始しております。課税対象等につきましては、先ほど税務課長の答弁にありましたように、不均一課税ということで150円、100円ということで課税をしております。

地方税法の規定によりまして、入湯税の標準税率は150円とされておまして、全国的に一律150円を徴収している市町村が多い状況にあります。近隣市町で不均一課税を行っているのは伊豆市、伊豆の国市、箱根町、山北町などがあり、そのうち小山町と同様に施設利用料金区分等による不均一課税を行っているのは、伊豆市、伊豆の国市などがあり、伊豆市においては5,000円以上で150円、1,000円以上5,000円未満が100円となっております。

また、御殿場市、裾野市、山北町など、多くの市町では共同浴場または一般公衆浴場に入浴する者は課税免除とし、更に12歳未満につきましても課税免除を規定しております。また、御殿場市などは日帰り入浴者の課税の免除もしておりますが、小山町では、このように浴場の形態や年齢等による課税免除の規定は設けておらず、現在運用しているところであります。

この入湯税条例の見直しにつきましては、昨年9月定例会の決算質疑でも御質問いただき、その際には当面推移を見ていきたいという回答をして御理解をいただいておりますが、しかしながら自主財源の確保という観点や、現在町が進めております三来拠点事業等の取り組みにおいて、鉱泉利用の宿泊施設の立地も今後期待されることから、今後、近隣市町の課税状況や消費税の値上げ等も予定されておりますので、それらの影響や動向なども参考にして、税率や課税対象等について議会の御意見もいただきながら、今後、見直しに向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 鈴木議員の御質問のうち、決算書29ページ14款1項6目3節住宅使用料の収入未済額5,657万円に関する御質問のうち、はじめに各住宅の割合についてお答えいたします。

湯船団地においては、現在、29戸入居しているうち滞納者が6戸ございます。南藤曲団地70戸のうち13戸、原向団地8戸のうち1戸、茅沼団地47戸のうち23戸、向方団地13戸のうち5戸、大

胡田団地9戸のうち1戸、吉久保北団地42戸のうち17戸、一色西裏団地2戸のうち2戸、棚頭団地19戸のうち6戸、緑ヶ丘団地39戸のうち8戸、富士見ヶ丘団地12戸のうち5戸、滝の台団地9戸のうち7戸、浅間団地18戸のうち9戸、北原団地8戸のうち2戸となっております。

次に、滞納理由についてですが、住宅使用料以外の町税や水道使用料など、重複して滞納している人が多く見受けられます。滞納者を分析すると、給料が不定期な者、年金収入のみなどの低所得者からある程度の所得のある者まで様々であります。経済的な理由から納められないなどの原因はありますが、町からの督促や催告に対して納付をしなかったため、累積して現在に至っているものが大半であると見受けております。

また、滞納入居者への対応についてですが、昨年度からは会計収納課に所属する徴収員の臨戸訪問により、滞納家賃の納付を直接的に促すようにしております。それから、今年1月には入居中の滞納者84名と、2月には既に退去した滞納者25名に対して滞納状況に合わせた催告書を送付し、納付を促してございます。

次に、町営住宅家賃管理条例が生かされているかとの御質問についてですが、平成24年度に明渡し請求及び滞納家賃の支払いに関する訴えを起こし、住宅を明け渡した者3名のうち、調査の結果、支払い能力があると認められる者1名に対し、債権差押命令の申し立ての手続きを現在、会計収納課において進めているところであります。

また、平成26年度におきましては、住宅家賃滞納額が100万円を超える者から町営住宅家賃管理条例に基づき抽出した者7名に対し、住宅の明渡し請求をしました。結果として、7名全員から納付に関する誓約書を徴収し、計画書に基づいた納付を促しているところであります。今後も会計収納課と連携を密にとりながら、臨戸訪問徴収及び徴収困難事案については、民事執行法による強制執行などを検討するとともに、条例に従い債権放棄をすることについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番(鈴木 豊君) 以上の3件につきましては、詳細な説明をいただきましてありがとうございます。

続きまして、61ページの21款6項1目2節雑入の備考欄の町民いこいの家利用料に関連しまして、あしがら温泉において指定管理者にする前と後では入場者数と入場料の売り上げはどのように変化していますか伺います。

次に、同じ61ページ2節雑入の松田町営駐車場利用料の116万円と109ページの歳出の144万円、28万円ほどの赤字ですが、26年度の利用者数と歳出の実績と伺いますか、内容はどうか伺います。

次に、83ページの2款1項6目13節の自治基本条例策定業務122万円の決算額で、平成27年度も継続となっておりますが、策定後、どのように反映、いわゆるどう活用されていくのか、また、議会基本条例との整合性への取り組みをどうしていくのか伺います。

以上、3点、またよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 決算書60から61ページ歳入21款6項1目2節備考欄下から6行目の町民いこいの家利用料に関連する質問ということで、町民いこいの家あしがら温泉において、指定管理者にする前後では、入場者数と入場料の売り上げはどのように変化したのかという御質問についてお答えをいたします。

あしがら温泉の指定管理者導入前後の入場者数と入場料の変化であります。1年目の平成25年の利用人数は11万7,217人で、前年度の直営で運営しておりました平成24年度と比較して9,689人の増で、率にして9%の増であります。利用料収入につきましては、5,676万円で、対前年比525万円の増、率にして10.2%の増であります。

平成26年度の利用人数は13万125人で、前年度比1万2,908人の増で、率にして11%の増であり、利用料収入につきましては6,061万円で、前年度比385万円の増、率にして6.8%の増であります。

平成26年度を指定管理者制度導入前の平成24年度と比較いたしますと、利用人数で2万2,597人の増、率にして21%の増であり、利用料収入につきましては910万円の増、率にして17.7%の増であり、指定管理者導入後、利用者は増加し、比例して利用料収入につきましても増加しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 鈴木議員の松田町営駐車場使用料の利用者数と歳出の実績についてお答えいたします。

26年度の利用実績は、1日単位の貸し出しであります日貸し分は1日500円の利用料金で延べ740人分、37万円の収入であります。あと、月決め分が1か月5,000円の利用料金で158人分、79万円あります。1か月当たりの平均で換算いたしますと、1日単位の貸し出しである日貸し分は1か月約62人、月決め分は1か月約14人になります。

歳出144万円は、1区画5,000円で24区画を松田町から借り入れて、12か月分を支出したものであります。歳入が少ない理由としては、日貸し分につきましては10区画程度対応できるようにしておりますが、平成26年度においては平日などに利用されていない区画が多かったためと考えられます。今年度、改めて町民に周知するとともに、今年度の推移を見て検討していきたいと考えております。

以上であります。

続いて、自治基本条例策定業務についてでございます。

昨年度から今年度にかけて、学識経験者や区長会長や商工会長などの各種団体代表者等の17人の委員で構成する策定委員会と公募や地域からの推薦などにより様々な職種の方々に構成された町民まちづくり会議を交互に開催し、条例を作り上げております。

自治基本条例は住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定め、行政と町民の役割分担を明確

にし、行政と町民との協働により、豊かな地域社会を目指すための基本的な考え方を示すものがあります。

したがって、策定後に反映させていくというより、既に5地域で共同で推進している金太郎計画2020など、住民の参加がなくてはならないものについて明確に文章化、条例化されるものとなります。

次に、議会基本条例との整合性についてでございますが、先ほど申し上げました町民まちづくり会議において、小山町議会の2名の議員にも参加いただき、貴重な御意見をいただいております。また、今後は、条例素案を議会へ報告し、議会基本条例との整合性も図りながら、パブリックコメントを経て議会へ上程させていただく予定でございます。

以上でございます。

○3番（鈴木 豊君） ただいまの3件については、以上でわかりました。

続きまして、歳出の主要な施策の成果の36ページの歳出性質別内訳で、一般財源に占める人件費が20.5%ですが、近隣市町と比較しまして割合が多いのか少ないのか、適正水準と考えているのか伺います。

それと、最後に、総括的な質問で、町長の金太郎大作戦第1章の最終年の平成26年度を振り返りまして、成果のあった事業と成果に至らなかった事業は何か、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 人件費の割合についてお答えをいたします。

主要な施策の成果と予算執行状況報告書の36ページの歳出性質別の内訳につきましては、一般会計の歳出総額に対する性質別決算額の内訳であります。

歳出総額が少なくなれば人件費の割合が高くなり、また、大規模な事業を行っている場合、人件費等の義務的経費の割合が低くなるものであります。また、年度によって大きく変化するものでありますので、近隣市町の人件費割合との比較や人件費割合自体が多いか少ないか判断することは大変難しいものであります。

参考までに、平成25年度決算における近隣市町の状況ですが、御殿場市は13.5%、裾野市は17.6%、清水町が19.8%、長泉町が14.5%となっております。26年度につきましては、まだ数字がわかっておりませんので報告することができません。

また、その適正水準についてでございますが、適正な割合であると考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 学君） 金太郎大作戦第1章の最終年の平成26年度を振り返り、その成果はという御質問でございますが、町長は、金太郎のような元気のある小山町を作るため、金太郎大作戦第1章として3つの挑戦と10の戦略に87の事業を政策提言に掲げ、事業を推進してまいり

ました。本年の3月には、その政策提言検証大会を行いまして、全ての事業について自己評価及び外部評価を行いました。なお、外部評価におきましては、100点満点中83.4点という高い評価を得ており、ほとんどの事業に着手あるいは実施をしているということで、成果はあったものと考えております。

特に平成26年度につきましては、内陸のフロンティアを拓く取組である三来拠点事業において、南藤曲地区と富士小山わさび平地区を加え、5地区が推進区域に指定され、湯船原地区では小山湯船原工業団地の用地賠償事務を県から受託し、98%の用地買収を実施いたしました。

また、林業エリアでは、静東原木流通センターが稼働を開始し、アグライندگانストーリーエリアでは富士小山次世代施設施設園芸事業が始まり、造成工事が完了しております。

足柄サービスエリア周辺地区においては、御殿場市深沢区及び地元であります桑木区で説明会を開催し、関係機関との調整も行っており、平成30年度のスマートインターチェンジ設置と開発の完了を目標としております。

また、山腹崩壊が著しい森林整備を国に要望し、林野庁による民有林直轄治山事業の道筋をつけ、今年度から事業が始まることとなりました。

定住人口拡大施策では、大胡田町営住宅跡地及び南藤曲町営住宅跡地の宅地造成を行いまして、今年度から分譲を開始しております。

そして、町民との協働のまちづくりを進めるため、地域担当職員制度を活用して、町内5地区の金太郎計画2020を全て完成させるなど、町長が掲げました小山町を元気にする金太郎大作戦第1章は政策提言検証大会の外部評価のとおり、成果が上がっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑、再質問ありますか。

○3番（鈴木 豊君） 最後の、成果に至らなかった事業というのはございますでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 学君） 至らなかった事業につきましては、先ほど申し上げましたが、ほとんど着手しておりまして、ほとんど成果があったというふうに理解しております。

以上でございます。

○3番（鈴木 豊君） じゃ、以上で決算質疑は終了します。

○議長（米山千晴君） 次に、5番 菌田豊造君。

○5番（菌田豊造君） 当局から提出されておりました歳入歳出決算につき御質問させていただきます。

先に申し上げますが、ただいま鈴木 豊君が私の質問する3番目の入湯税のことについて詳しく質問されておりましたので、これを割愛させていただきます。それと17番目に質問しようとした小学校及び中学校の給食費の問題について、これについては所轄委員会でもありますし、それから事前に教育委員会の方から多少のレクチャーを受けましたので、これも割愛させていただきます。

きます。

では、質問させていただきます。12ページ1款2項2目国有資産等所在市町村交付金1,884万7,000円ですが、古い話ですが、平成21年度頃には2,400万円ほどがこの中に入っておりました。現在1,800万円程度ですが、600万円ほど、そのころよりも減少となっています。この原因はどうなっているのでしょうか。

また、前年度比よりも4万6,000円ほどが微増となっています。この理由についてお伺いします。これが第1点です。

ちょっと済みません、いいですか。

第2点について御質問させていただきます。第2点は町たばこ税でございます。前年度より微減となっていますが、町内の喫煙者の数はどうなっているのでしょうか。また、男女比など、調べたことがあるのでしょうか。また、売れ筋にはどういうものがあるか。更には、1箱430円のたばことした場合、これ、400円と書いてありますが、430円のたばことした場合、どのような割合で町に入ってくるのか。この点についてお答えください。

○議長（米山千晴君） 菌田議員、一度着席してください。3項目で質問。

答弁を求めます。

○税務課長（池田 馨君） 菌田議員の御質問の1番目についてお答えいたします。

国有資産等所在市町村交付金についてであります。最初に、国有資産等所在市町村交付金が平成21年度と比較して減少となっている理由は何かについてであります。

この交付金は国有資産等所在市町村交付金に関する法律に基づき、3月31日現在において国や県が所有する固定資産で、その用途等の実態が一般私人の所有する固定資産と同様の状況にあるものに関し、固定資産税と同様に、国、県が自ら評価をし、交付されるものでございます。町では、国や県の4つの施設の土地、家屋、償却資産に対して交付を受けております。

平成21年度の決算額は2,482万5,400円であり、平成26年度決算額の1,884万7,500円で、597万7,900円の減となっております。この減額の要因でございますが、小山町の地価につきましては下落が続いているためと、建物も更新されていないということから、結果として減額となっております。

次に、平成25年度と比較して決算額が4万6,800円増額となっておりますが、その理由についてでございます。平成26年度では南関東防衛局の償却資産が大きく増加をいたしておりますが、その他の土地、建物等の価格が下がっておりまして、結果として4万6,800円の増となったものでございます。

以上でございます。

次に、2番目のたばこ税についてでございます。たばこ税は、国産たばこの製造業者、特定販売業者またはたばこ卸売販売業者が町内の小売販売業者に売り渡した本数をもとに税額を計算し、町に納めていただいております。

平成26年度の販売本数を見ますと、平成25年度に比較しまして99万2,760本、3.3%の減となっております。その結果、税額で392万8,348円の減となりました。

御質問の町内の喫煙者数や男女比、売れ筋の銘柄等についての御質問ですが、税務課としてデータを持っておりませんので、御了承いただきたいと思えます。

次に、たばこ1箱430円の場合、町に幾ら入っていくのか、その割合についてでございますが、町たばこ税は430円に対しまして105.24円でございます。価格の24.47%、県たばこ税が17.2円、国たばこ税が122.44円、原材料費と消費税が185.12円であります。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 菌田議員、自分の議員番号を挙手願います。

○5番（菌田豊造君） 次に、抜かしまして4番目の質問をいたします。

地方消費税交付金が前年度よりも4,000万円増となっております。これによって小山町の景気回復が見られるのか、また、補正予算では1,000万円減額しましたが、それには及ばなかったものの、大変に何か頑張っているようで、4,000万円の増、去年よりなりました。これについて景気回復がどのようなところから見られるのか、お答えください。

次に、5番目の質問です。総務管理使用料、その他使用料が24万2,000円となっておりますが、この内訳、細かいことを教えてください。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 地方消費税交付金についてであります。地方消費税交付金が増額となった理由ですが、地方消費税の税率が平成26年4月1日から、5%から8%へと引き上げる改正が行われたことによるものです。

景気回復の兆しにつきましては、財政当局ではちょっと判断できませんが、政府の発表からも回復基調にあると判断をしております。ちなみに、今回の増額、約4,450万円ほどですが、社会保障分として引き上げられたものが4,264万1,000円となっております。

以上です。

失礼しました、続きまして次の質問の総務管理使用料のうち、その他使用料についてであります。その他使用料の主なものは、本庁舎での自動販売機設置使用料、こちら5台分ですが、5台分が16万8,967円、それから外郭団体の駐車場使用料が5万7,400円、それから、本庁舎地下でのパンやお弁当などの販売による使用料が1万3,600円、それからもう1件、警察無線局の電気代相当の負担金として2,506円となっております。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） 再質問はしません。

6番目の地域振興センター使用料ですが、前年度比より11.27倍の収入となっているが、どのようなことによるものか。前年と今年の使用回数についてお答えください。

古い話で申しわけないですが、平成21年度は同じ項目で2,100万円ほどの収入がありましたが、今は名目が変わって別のものになって、この使用料については別のものになっているのか。それについてお答えください。

7番目の林業費補助金、しずおか林業再生プロジェクト推進事業補助金についてですが、この使用目的についてはどういうふうなものか。また、区切りのいい数字だが、何かの意図があつてこういうふうになっているのか。これについてお答えください。

次に、8番目に移ります。40ページ16款2項4目2節林業費補助金、森林整備加速化・林業再生事業補助金2,228万円ですが、この補助金はどのような使用目的において受けたものなのか、これについてお答えください。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 地域振興センター使用料の御質問についてお答えいたします。

道の駅「ふじおやま」の地域振興センターは、平成25年度から指定管理者制度を導入しております。14款1項5目に計上されている地域振興センター使用料は、道の駅「ふじおやま」での指定管理者の目的外使用における行政財産使用料であります。

この平成25年度の行政財産使用料は、レストラン用冷蔵庫用地としている使用料のみの形状でありましたが、平成26年度では新たにレストラン西側に82平方メートルのオープンテラスを設置したことにより、道の駅敷地内の目的外で使用される用地が増えたため、この分の行政財産使用料が前年に比べ増加したものであります。

また、平成21年度におきましては、地域振興センター使用料の収入が2,100万円ほどであったことについてであります。平成21年度の使用料には施設を使用していた（株）ふじおやまや農産物出荷組合からの物品販売手数料やイベント広場、地域産品展示室、研修室の使用料を計上していたため、2,100万円程度になっております。現在、それに該当するものは指定管理者から納めていただく施設利用料として平成26年度におきましては、決算書の61ページの21款諸収入、2節雑入の道の駅地域振興センター利用料として計上しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 菌田議員の質問にお答えします。

はじめに、決算書40ページ16款2項4目2節林業費補助金、備考欄しずおか林業再生プロジェクト推進事業補助金50万円について御説明いたします。

まず、使用目的であります。本補助金は林業の振興及び森林の公益機能の活用を図るための森林整備に対する補助金を交付するものであります。今回は町内に森林を有する団体が森林整備として間伐と簡易作業路を整備・実施するに当たり、事業費の3分の1以内の補助を受けたものであります。

次に、補助金額が区切りの良い数字になっている説明であります。今回の補助金交付額は、事業費150万210円に対する3分の1以内とされており、1万円未満を切り捨てたため、補助金は区切りのいい50万円という数字になりました。

続きまして、決算書40ページ16款2項4目2節林業補助金、備考欄森林整備加速化・林業再生事業補助金2,228万円について御説明いたします。

まず、使用目的であります。本補助金は森林整備の加速化及び森林資源を活用した林業、木材産業、その他の地域産業の再生を図るための補助金を交付するものであります。今回は町内に複合施設を建設した医療法人が、木質資源利用ボイラーを導入するに当たり、県からの補助を受けたものが1件、これは木質ペレットボイラー1,428万円でございます。更に、町内の林業事業者が高性能林業機械導入に当たり、県から補助を受けたものが1件であります。それはグラップル付きバックホウとフォワーダーで、合計800万円の補助であります。

以上であります。

○5番（**菌田豊造君**） ただいま私の質問した8番目の林業費補助金、森林整備加速化のことでございますけれども、ペレットのボイラー施設を、これは青虎会でいいんですかねに送ったと、の補助金として出したと、もう一度聞きたい、1,700万円だか、はっきりと私、聞こえませんでしたけれども、私の聞いているこのボイラー施設については、400万円ぐらいを使ったということですが、後の金額がわかりません。400万円か1,000万円だと600万円以上の差異があります。

これについてはどのようにお答えくれますか。よろしく申し上げます。

○議長（**米山千晴君**） 答弁を求めます。

○経済建設部長（**池谷精市君**） 菌田議員の再質問にお答えいたします。

交付をした医療法人につきましては、議員御発言のとおりでございます。事業費の交付額につきましては1,428万円になります。今、議員からの御質問ございました内容がありましたが、町としましては交付申請の内容に従い交付をしたもので、その処理については適正に行われたというふうに考えております。

以上であります。

○5番（**菌田豊造君**） では、9番目からの質問をさせていただきます。緊急雇用創出事業費、臨時特例対策補助費補助金は、これは何人分に支給されているものなのか。また、雇用されている人に、これは直接渡しになっているものなのか。また、仕事別賃金格差はあるのか、これについてお答えください。

次に、財産貸付収入、土地貸付収入について御質問します。これは46ページ17款1項1目1節によるものでございます。私が聞くところでは平成の杜あるいは菜の花の丘などの賃借料について何か別、いろいろなことがある、契約によって異なるものと聞きます。これについてはどうなっているのでしょうか。

更にもう1件、48ページの18款1項1目1節一般寄付金5,027万5,000円、この寄付金は何かひもがついているのかどうか。また、使用目的は何か。また、どこかの寄付なのか。これについてお答えください。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 菌田議員の質問にお答えいたします。はじめに、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業補助金は何人分なのか。また、雇用されている人に直接渡しになっているかについてであります。

この補助金は、次の雇用までの短期の雇用や就業機会の創出等を行う事業を実施する市町に県が交付するものであります。平成26年度は森林施業集約化促進緊急整備事業ほか9事業の新規雇用者28人に対する賃金及びその育成にかかる研修費および諸経費に対し、県から町に交付され、町からは雇用している事業者へ委託料として支払っております。

次に、仕事別による賃金格差についてであります。雇用している事業所の賃金基準に基づきますので、10件の事業の雇用先によって賃金の金額は様々でございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 財産貸付収入の土地貸付収入についてであります。平成の杜につきましては、決算書47ページ備考欄にありますように88万417円で、また、菜の花の丘があります竹之下につきましては年額1,032万5,000円となっており、いずれも土地賃貸借契約を締結しております。

菜の花の丘のこちらの方につきましては、青虎会との契約として、平成25年度中に賃貸借契約を結び、5年間を賃借料につきましては先払いで平成25年度中にいただいております。

次の一般寄付金についてであります。一般寄付金のうち4,962万3,000円は、須走正徳山林会様からの寄付であり、須走地域振興のためにいただいたものであります。その他につきましては10名の方から、町のためにいただいたものであります。

以上であります。

○5番（菌田豊造君） 再質問します。貸付財産、貸付収入あるいは土地貸付について質問します。

平成の杜と菜の花の丘については5年分先払い、あるいは平成の杜は毎年払っていると、この差は何かあるのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 菜の花の丘、こちらは青虎会との契約に関するものですが、あちらは元新宿学園の建物が建っておりました。平成25年度中にそこを貸したわけですが、建物を解体する必要がございました。この解体費用に予算を財源として充てるために先払いをいただいたものであります。

以上であります。

○5番（**菌田豊造君**） 次に、12番目の質問に移ります。50ページ18款1項4目2節林業費寄付金、富士霊園からの1,000万円の寄付、この1,000万円はどのような目的で、また、どのように使用されたのか。

次に、14番目の質問でございます。60ページ21款6項1目2節雑入でフィルムコミッションのロケ協力費として70万円が計上されています。前年度比よりも47万円の減となっているが、使用回数の減少か、また別のものがあるのか。他地区もフィルムコミッションづくりに一生懸命頑張っていますが、この回復についての打開策はあるのでしょうか。また、この減少によって、地域経済にどのような影響を与えているか、これについてお答えください。

○議長（**米山千晴君**） 菌田議員、13番が抜けています。

○5番（**菌田豊造君**） すみません、13番、質問し直します。13番は60ページ21款6項1目2節雑入でございます。健康福祉会館のカラオケ代金、平成25年度は2万7,900円、平成26年度が1万6,800円となっています。1回の使用料は100円と聞いていますが、利用回数が少ないのではないのでしょうか。また、カラオケ通信料等が毎年生じているのであれば、収支に影響があるのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（**米山千晴君**） 答弁を求めます。

○農林課長（**前田 修君**） 菌田議員の質問に対してお答えします。決算書50ページ18款1項4目2節林業費寄付金について御説明いたします。まず目的ですが、本寄付金は森林に起因する災害の発生防止や被害軽減対策等のために行う小山町山地強靱化総合対策基金への協力ということで、趣旨に賛同いただき、富士霊園から御寄付いただいたものであります。

次に、使途について御説明いたします。富士霊園より御寄付いただいた1,000万円の全額は、小山町山地強靱化総合対策基金に組み入れてございます。

以上です。

○議長（**米山千晴君**） 答弁を求めます。

○健康増進課長（**米山民恵君**） 決算書60ページをお開きください。21款6項1目備考欄10行目2節の健康福祉会館カラオケシステム代についてであります。歳入の1万6,800円は1曲100円の168曲分のカラオケ使用料であります。歳出につきましては、決算書の129ページをお開きください。3款1項3目備考欄14節有線使用料として25万6,688円を支出いたしました。歳出が歳入を上回っておりますが、健康福祉会館改修工事中であり、今後、町民の趣味活動の促進のためのカラオケのある交流ルームの利用形態や利用促進策と併せて、費用対効果を検討してまいりたいと考えます。

以上であります。

○議長（**米山千晴君**） 答弁を求めます。

○フィルムコミッション支援課長（深澤高治君） 菌田議員の御質問にお答えします。

はじめに、予算書61ページ21款6項1目2節雑入のうち、フィルムコミッションロケ協力費について、前年度比47万円の減となっているが、使用回数の減少かについてであります。ロケ協力費の47万円の減については、主に足柄学園の取り壊しにより、撮影ができなくなったことによるものです。

次に、他地区にもフィルムコミッションを作り頑張っているが、打開策についてであります。近隣の市も積極的に取り組み始めたフィルムコミッション支援事業は、撮影候補地が増加し、町としましても大いに歓迎しているところであります。

次に、地域経済にどのような影響を与えているかについてであります。この地域で撮影が多く行われることにより、制作スタッフの食事、宿泊費等、大きな経済効果があると考えております。

以上でございます。

○5番（菌田豊造君） 再質問します。打開策について、もう一度詳しくお話しください。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○フィルムコミッション支援課長（深澤高治君） 近隣の市、御殿場、裾野ですね、あとは山梨とか箱根があります。そのようなところで撮影が行われるということは、小山町にとっても、例えば小山町にないものは御殿場にある、御殿場にないものが小山町にあるということで、多くのロケ隊がこちらに来ると。すると、町の方は昔からもうやっておりますので、10何年もやっておりますので、必ず私のところに映画製作会社からあいさつが来ます。そうすると、今まで例えば10個のロケ地があったと、それが御殿場、裾野、山中、箱根、そういうところを入れると50個になったということで、多くのロケ地があれば、それだけこの地域に来てくれるということで、この小山町を含めた地域全体に経済効果が波及しているということになります。

以上でございます。

○5番（菌田豊造君） 次に、60ページ21款6項1目2節雑入、その他の雑入についてでございます。その他の雑入が358万2,000円ありますが、どのようなものが含まれていますか。

それから、以下は歳出の部でございます。歳出の部、162ページ4款3項1目13節でございます。塵芥収集事業費、13番塵芥収集運搬4,393万2,000円となっています。これについて御質問します。平成26年1月に施行されました。これは平成26年1月26日に入札が行われました。平成26年から28年度の一般廃棄物収集運搬業務に対する入札でございます。26年度の予算審議が行われないうちにこれが行われたということについて、なぜかと、また、どのような事情があったのか。また、こういうふうなことが行われるのは小山町の財政規則、どのように運用されているのか。そういったことが許されるのかということについてお答えください。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 最初に、雑入のその他雑入についてであります。主なものはウルトラ

トレイル・マウントフジエイドステーションに対する助成金183万475円や町税過誤納付金、現年分ですが、こちらを雑入に振り替えた121万9,600円、これらのほか、コピーサービス料、公衆電話使用料、外郭団体の駐車場使用料などであります。

次に、一般廃棄物の収集運搬業務委託に関することであります。こちらの業務委託契約の契約期間は、平成26年度から28年度までで、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であります。長期継続契約につきましては、小山町長期継続契約締結事務取扱要綱により、新年度予算の町長内示後に入札及び契約締結を行うものとしております。また、締結しました契約書の条文なんですけど、こちらに契約締結後、新年度予算において減額または削除があった場合、小山町はこの契約を変更し、または解除することができるという特記事項を設けてございますので、問題は特にございません。

また、入札の時期を1月末とした理由ですが、ごみの収集というのは基本的に毎日行っているものであり、円滑に4月1日からの一般廃棄物の収集運搬業務を始めるために準備期間を設けていることによります。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 再質問します。

この1月にやったということについて、私はちょうど4年前に、まだ議員をやっていたもので、このときの事情でもって1社が2か所落札しちゃったと。それで、1つをやめたと、そういうようなことを聞いています。その後、それは罰金か何かを払って、その1社には許しを得たというふうなことがありますけれども、そのときに、今までの業者じゃなく新しい業者だったので、それが後の収集業務に差し障ったというようなことを聞いています。そういうようなことがあったから、この1月にわざわざ行ったものか。

それから、指名というのはどのような基準によって行われているのか。小山町の指名というのは厳正でもって、かつ公正でなくちゃいけないと。指名される方が何をするかということがわからないで指名されるなんてことは絶対あり得ないことで、今、答弁にあった収集業務に支障を来たすというようなことが絶対にあってはならないと、そういうことだと思います。しかも、予算審議をしないということは、町長内示でもってよろしいと言っていますけれども、議会軽視じゃないかと、私はそのように考えますけれども、いかがお考えでしょうか。御答弁願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） ただ今1月の末の入札の時期について議会軽視ではないかというようなお話をいただきました。議会軽視ではなく、この長期継続契約につきましては、こちらはこの長期継続契約の自治法の方の規定を見てもみると、これは予算に関係なく、そもそも年間を通していつでもこの契約、これを発注することができるというようにうたわれております。ですが、小山町の場合におきましては、これは当初予算の編成方針をまず出しまして、各課が積算して予算要求をして事務査定を行い、町長査定を行いということで、そこまで全て済んだ段階で町長の

内示という形にとっております。あとはもう議会に提出する直前の状態ということで、その段階で入札等をしているものであります。そのまま、一応予算の案としましては議会の方で御審議いただいておりますので、議会軽視をしているということには考えておりません。

それから、4月1日からの円滑な収集業務を始めるということなんですが、小山町の現在のごみステーションが470か所以上があります。ここに仮に新規の業者が参入してきた場合には、ごみステーションの場所、ここをまず把握するだけでも大変であります。また、その効率的な収集の経路、こちらも自らこれを見つけ出さなければならない。それから、ごみの収集する例えばパッカー車、こういう特殊車両につきまして、もし例えばこれを新規で調達しようとする場合に、こちらにはもう発注してから納品までに何か月もかかる、こういったようなこともあります。ですので、なるべく長く準備期間を設けるということを想定して1月の末に入札等を行ったものであります。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） もう一つ聞かせていただきます。4,393万2,000円というのが運搬業務に対する決算でありました。しかし、この業務に対して落札価格は4,549万9,000円です。この差異はどこにあるのでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 今、議員御指摘の落札額と実際の決算額との差異であります。平成26年1月31日に執行しました入札の金額、こちらは当時の担当の方と作成しました仕様によりまして、3年間の長期継続契約なんです。その3年間分の全部の合計額ではなく、それを3で割りました平均額ということで1年当たりの額を算出して、こちらを入札させていただきました。

ですから、平成26年度の決算額4,390万円余とは150万円ほどの差がございますが、その平均額で落札をしている。実際に26年度は契約に基づいて日々の収集業務を行い、その金額の積み上げが4,390万円となっておりますので、差が出ているものということでございます。

以上であります。

○5番（藺田豊造君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（米山千晴君） ここで10分間休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 高畑博之君。

○4番（高畑博行君） 審査意見書から最初に3問質問をさせていただきます。4ページ（3）の収入未済額、不能欠損額についてであります。平成26年度は不能欠損額は前年度より大きく改善され、前年度より400万円低くなっているものの、収入未済額は1億9,071万円と前年度より1,858

万円増加しております。この主要な要因は、国、県支出金等の大幅収入未済額増が原因のようですけれども、その理由について説明をお願いします。

2点目、同じく意見書の7ページ(2)の財政の構造、財源別歳入決算額調べであります。財源別収入決算額調べの依存財源の内訳をみると、依存財源総額は前年度より低くなっているものの、国庫支出金はここ3年間、年々増額し、依存財源総額の3分の1に至っています。この点をどう見るのか、説明をお願いいたします。

3件目、同じく17ページ徴税収入状況表からであります。町民税の法人現年分について、収入済み額の前年度対比でみると1億3,435万円の減額となっておりますが、町内企業の撤退によるものなのでしょうか。説明をお願いいたします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○町長戦略課長(長田忠典君) 高畑議員の御質問にお答えいたします。

収入未済額の増額であります主な要因として、国県支出金等の大幅収入未済額増の原因は何かということでございます。こちらにつきましては、平成27年度に繰り越した事業の財源となる国庫補助金2件が収入されなかったことによります。

最初に1件目でございますけれども、決算書の30ページ、31ページの下段を御覧いただきたいと思っております。1件目は15款2項1目2節の企画渉外費補助金の説明欄地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金で、平成26年度3月補正に計上し、平成27年度に繰越明許したもので、地方創生に係る地域住民生活等緊急支援やまち・ひと・しごと創生に向けた総合戦略の先行事業実施のための財源3,574万1,000円であります。

2件目は、決算書34、35ページの下段を御覧いただきたいと思っております。15款2項8目1節の特定防衛施設周辺整備調整交付金で、こちらも平成27年度に事故繰越をいたしました石沢排水路測量設計業務委託の財源700万円でございます。いずれも平成27年度に事業を実施するため、平成27年度の事業実績に基づき収入されるものでございます。

以上でございます。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○総務課長(小野一彦君) 国庫支出金の割合についてであります。平成26年度は新東名高速道路須川側道の橋梁整備に対する社会資本総合整備交付金等が増加したことから、国庫支出金が増加しております。大型事業を行っていく上で国庫支出金をはじめとして、財源の確保に努めた結果であると認識しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○税務課長(池田 馨君) 高畑議員の御質問の3番目、町民税の法人現年分の減額が企業の撤退によるものなのかについての御質問についてお答えをさせていただきます。

議員も御承知のとおり、法人町民税は町内に事務所や事業所などがある法人や、人格のない社

団などにかかる税で、資本金等の額や従業員数に応じて負担していただく均等割と、法人の所得に応じて負担する法人税割からなっております。

均等割につきましては、資本金、従業員数が課税の基礎となっておりますので、年度による大幅な増減はありませんが、法人税割は事業年度の収益に応じて納めていただくもので、国税の法人税額が町民税の法人税割の算定基礎となっております。平成26年度の収入済み額は前年に比べ1億3,435万9,400円の減となっております。

議員から御質問のありました町内企業の撤退も大きく影響していると考えております。この撤退された企業は、平成25年度には納税額順位で町内2番目の納付をいただいておりますが、平成26年度中の撤退により、平成26年度の納付額が4,992万3,700円の減となりました。

また、撤退企業も含んだ平成26年度の町内企業の納税額上位20社の納税額合計で、前年度と比較をいたしますと20社中13社が減額となっております。減額額は1億3,139万6,100円となっております。平成26年度は企業の撤退も含め、全体として町内企業の法人税額が下がったこと、つまり業績が上がらなかったことにより前年に比較して法人町民税額が減額となったと考えられます。以上でございます。

○4番（高畑博行君） 最後の質問に関してですが、撤退企業の企業名は支障がございますか、主な。もし支障がなければ、教えていただきたいと思っております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○税務課長（池田 馨君） この場所では控えさせていただきますと思っておりますけれども。

○議長（米山千晴君） よろしいですか。

○4番（高畑博行君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

同じく意見書の20ページ、ゴルフ場利用者及び利用税交付金の推移についてであります。年々ゴルフ場の利用人数は減少し、利用税交付金もそれに合わせて減額していますが、ここ当分の傾向は続くと判断されておりますかお聞きします。というのは、ふるさと納税なんかの関係もあって、アピールして増やしていくという方策も当然考えられるわけで、その傾向といいますか、どのように判断されているか、まずお伺いします。

2点目、同じく意見書の38ページ第8款の消防費についてなんですけれども、消防団の現状表では、第7分団を除いて、第1分団から第6分団全てが条例定員を下回っている状態です。この慢性的な欠員状態をどう克服していったらいいのか、お伺いをしたいと思います。

最後に、決算書157ページ4款1項3目健康づくり推進事業費（4）の健康マイレージ事業に関してであります。歳出額が44万円程度で少額なんですけれども、健康マイレージ事業は担当課の地道な努力で健康づくりを進める一つの方策であり、担当者も大変頑張っており、昨年度ポイント達成者も151人と、一定の成果はあると思うんですけれども、労多くして益少なしの感があるんじゃないかなと私は受け取っております。むしろ出張健康教室だとか、お達者体力測定会、高齢者運動教室などに比重をかけていったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。その3点

をお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） ゴルフ場利用者及び利用税交付金の推移についてであります。国全体の人口が減少に転じており、ゴルフ場利用者も同様に減少傾向にあるものと見ております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（山本孝信君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。消防団員の欠員状態です。審査意見書38ページをお開きください。小山町消防団員の定数は、小山町消防団条例や規則で188人と規定されておりますが、平成26年度の団員数は175人と13人下回っており、充足率は93.1%であります。分団別では確かに第7分団を除き各分団ともに定数割れであり、厳しい状態です。

消防団は、郷土愛護の使命感を基礎として活動しており、一たび火災や風水害等が発生すれば住民の先頭に立って活動に当たる、地域密着の防災組織であります。近年、就業構造の多様化等に伴い、農業や自営業が減少しサラリーマンが増えたため、団員になりたくてもなれない状況があります。

そうした中、地域防災の要である消防団員の確保は重要なものでありますので、これまでも町内の公共施設に団員募集のポスターの掲示や広報紙を通じて募集をかけるとともに、各分団では知人や友人を積極的に勧誘してまいりました。

今年度は6月28日に小山町で開催されました駿東支部消防操法大会のポスターの裏側に募集案内を刷り込み、町内各班の回覧板での募集や町内の催し会場で団員の勧誘を行っております。

事務局といたしましては、今後も勧誘された団員の勤める事業所へ伺い、消防団への理解を求めるとともに、団員が活動しやすい環境づくりや処遇改善を行いながら、団員の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 決算書157ページをお開きください。4款1項3目備考欄（4）の健康マイレージ事業より出張健康教室やお達者測定会等に比重をかけてはという質問に対してお答えいたします。おやま健康マイレージ事業は平成26年6月にスタートし、1年が経過いたしました。徐々にポイント達成者も増えておりますし、商品提供事業所も増えております。

また、お達者測定会や高齢者運動教室、出張健康講座は、おやま健康マイレージポイントの対象事業としておりまして、平成26年度の実績において、合わせて112回、延べ1,984人が参加しております。したがって、健康への関心を高める対策として、各種保健事業と連動させているものでありますので、今後も一体的に事業を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑、再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） ございません。終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） 本日、4件の質問をさせていただきます。

まず2件質問させていただきます。1件目、意見書6ページ財政調整基金積立額についてでございます。財政調整基金積立額が7,500万円であり、今後町税が減少する可能性があり、町の事業遂行のためにも財政調整基金の確保の必要もあるかと考えます。そこで、財政調整基金の目標値と、その確保方法について伺います。

次に、2点目でございます。決算書12ページ1款1項1目町民税の個人についてでございます。町民税の収納率は99.15%で、近隣市町の平均98.92%を上回っておりますが、町税の不能欠損額の78%が町民税の滞納繰越分でございます。税の公平性からも、不能欠損額を減らしていく必要があります。今後の徴収の方法について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 財政調整基金についてであります。はじめに、目標値についてであります。総合計画で目標値を掲げており、標準財政規模の10%程度の5億2,000万円としております。

また、基金の確保策につきましては、毎年中期財政計画を策定し、計画的な積み立てを目指すとともに、当初予算や補正予算編成時に可能な限り積み立てを行うよう努めているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（後藤雅幸君） 今後の徴収方法についてお答えいたします。滞納繰越分の徴収方法としては、催告書による自主納付の勧奨、徴収嘱託員による臨戸訪問徴収、それから、地方税法に基づく財産の差し押さえ等の滞納処分があります。

また、地方税法において督促状を発送してから10日を経過する日までに完納しなければ、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定されているように、納期限内に収めている納税者との公平さを確保する意味からも、滞納者目線ではなく、納税者目線から徴収業務に当たり、法令に基づき厳正粛々と対処する基本姿勢を崩さず取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には滞納者の実態をいち早く把握するため、預貯金調査、給与調査等の財産調査を進め、滞納処分へとつなげます。滞納額が次年度へ累積していかないよう、現年度課税分の滞納分について差し押さえ等を中心に滞納処分を強化し、また、取れるものは取る、切れるものは切るという方針で適切な債権管理を進め、収入率の向上、収入額の確保、欠損処分額、収入未済額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○12番（池谷 弘君） 引き続き、3番目、4番目の質問をさせていただきます。まず3項目目でございます。決算書24ページ13款2項1目児童福祉費負担金でございます。保育所の保育料、滞納繰越分が220万円ございます。幼稚園授業料と違い保育園保育料は所得に応じた金額になっているのに、収入未済額が290万円余りあります。この原因と対応について伺います。

最後、4番目の質問でございます。決算書260ページ9款5項3目備品購入費でございます。図書購入費は250万円であり、1,370冊の購入をしたと報告がありました。人口1,000人当たりの蔵書数では、静岡県の町の部3位で5,310冊となっており、2万1,765人の町民がこれを利用しているということで、町民人口より、現在多くの利用者がございます。

更に利用者を増やしていくために、町民の声を聴いて、購入図書を増やしていくべきと考えます。図書の購入選定方法を伺います。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 池谷 弘議員の質問にお答えいたします。

決算書25ページの13款2項1目児童福祉費負担金の収入未済額についてであります。収入未済額内訳でございますけれども、滞納繰越分が140万1,900円、現年分が151万円で、未納者の人数は合計で17人となっています。原因と対応についてであります。納付相談等での聞き取りによりますと、実際に数人の方は、今現在生活に困窮していて支払いは難しい状況と捉えておりますけれども、その他にはそのような状況でないという方もおります。したがって、納付相談、納付指導をより積極的に行いまして、会計収納課等と協力をしながら、戸別訪問、または児童手当の充当などを工夫して、滞納整理を行っていく計画であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（大庭和広君） 9款5項3目18節図書の選定方法についてであります。図書の選定に当たっては、図書館利用者からのリクエストによるもの、また、図書館流通センターからの新刊等の情報提供により、特に利用が多く見込まれる小説、絵本や図書館に備える必要のある各種辞書、新聞の縮刷版、またレファレンスに対応するための郷土資料などを選定しております。

また、各分野にわたり、郷土にゆかりのある先人や金太郎とつく資料及び富士山関係資料については、優先的に選定し、利用者増加のために購入をしております。今後も町民の声を反映させた図書選定ができるようにしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） ほかに再質問ありますか。

○12番（池谷 弘君） 以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） 2点質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、一般会計の歳入について、ページ20でございます。9款1項1目 国有提供資産等所在地市町村助成金助成交付金についてですが、先ほど菌田議員が触れておりましたが、私の方からは、この交付金自体が、本来固定資産税に代わるものとして交付されるというふうに考えております。実際の自衛隊等の施設の評価額調査を行っているのかどうか、まずお聞きしたいわけですが、調査していないとすれば、交付金のもとになる資料が当然国から示されてくると思います。私の考えでは、どう考えても実態固定額よりも少ないと思われるわけでございますが、これに対して、国に対しての要望等はしているのかどうか、まずこの点をお伺いいたします。

次に、2点目ですが、歳出について155ページ4款1項3目の（3）生活習慣病予防費についてでございますが、町内成人全員、国保加入者はもちろんでございますが、各種検診票の通知を送付していると思いますが、国保加入者以外の人には余り必要ではないのではないかとというふうに私は考えております。というのは、社保加入者などは、少なくとも今企業等が率先して検診等を行っておりますし、仮に町民の健康に対する意識の高揚を図るのであれば、別の方法も考えられるのではないかと、こんなふうに考えておりますが、御意見をお伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。こちらの交付金は、国の方で対象資産を演習場、それから弾薬庫等と定めておまして、まずそれ以外の施設が含まれていないのが実情であります。こちらに関しましては、毎年町の方は対象を広げるようにと要望しておりますが、現実にはちょっとそのように対応していただいていないところが実情です。

それから調査の方ですが、毎年7月に南関東防衛局で国有財産台帳の閲覧を実施しております。この台帳の閲覧によりまして、土地建物及び工作物の価格について把握しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 決算書155ページをお開きください。4款1項3目備考欄（3）生活習慣病予防費についてであります。12節通信運搬費につきましては、がん検診の受診票郵送料であります。がん検診は、健康増進法に基づき、医療保険の種別にかかわらず、全町民を対象に検診を行うこととなっております。職場で検診を実施していない場合などに受けていただき、定期的ながん検診の機会を確保しております。

現在、2人に1人の割合でがんにかかるといわれております。いかに早期に発見し、手遅れとにならないようにするかが重要でありますので、対象者全てに受診票とともに啓発チラシを同封しております。

このため、職場で受ける方も封筒を開き、チラシに書かれております検診情報やがんの知識、

そして予防の心得などをお読みいただくことで、個別通知の意義も高まるものと考えております。

今後、受診率向上のために有効な手段として、全対象者への個別通知を継続するほか、効果的な方策についても検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ありませんか。

○1番（遠藤 豪君） 2問とも了解いたします。これは私の意見でございますが、決算説明の際、執行率についてもぜひ説明のとき発表していただきたいと思いますので、これ、来年度以降というところでございますけれども、お願いをさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 私は2点質問をさせていただきたいと思います。

まず第1は、決算書83ページ2款1項6目備考欄の(2)13ファシリテーション研修に48万7,280円が支出されております。だいぶ長期にわたって、この研修進められているようでございますが、この研修の内容、あるいはその研修を受ける方、そして延べ何人ぐらい受けられたか。修了証がいただけた方はどのくらいおられるのか。それから、町政に対するその効果ということをお教えいただきたいと思います。

第2点目であります。決算書171ページ5款1項3目備考欄(3)の13有害鳥獣対策事業費ということで55万円が支出されております。今後、内陸フロンティア等の三来拠点事業が大規模な工事を行う予定となっております。町民としても非常に期待を持っておるわけでございますが、広範囲の工事によって有害鳥獣がまた増加して、農地が大変だということになるかと思っております。

昨年度55万円の支出がされたわけですが、この予算が決められたのはどのような被害程度、これを把握されているのか。あるいは捕獲頭数等、あるいは種類、その効果はどうであったかをお教えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

ファシリテーション研修とはどんな内容か、また、実績等についてでございますけれども、まず最初にファシリテーションとはでございますが、会議や話し合いの場で力を発揮する技術や手法の総称でございます。具体的には参加者の発言を促したり、話の流れを整理する合意形成の補助をするなどでございます。研修を受けまして、こういった技術を身につけた人のことをファシリテーターと呼んでおります。

町では、平成24年度からこのファシリテーターの育成に力を入れ、3年間で実に多くの町民ファシリテーターを育成してきました。実績を申し上げますと、平成24年度には8回の研修を行い

まして、延べ人数といたしましては297人、24年度に認定証の交付を受けた者は42人でございます。

平成25年度も同じく8回の研修を行いまして、延べ人数は249人、認定証の交付人数は9人でございます。

平成26年度につきましては、既にもうかなり効果は出ておりますので、平成26年度は2回の講習を行いまして、延べ人数が49人で、認定証の交付はゼロ人でございます。

合わせますと、延べ595人、認定証の交付を受けた者は51人となります。

成果といたしましては、各地域別の金太郎計画2020の策定の中で、小山町スタイルのワークショップでありますサロンを開きまして、この方々の活躍により、町民の方々から多くの意見を集約することができ、その結果、平成26年度末までに5つの小学校区全てにおきまして金太郎計画2020の策定を成し得ることができたと考えています。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 佐藤議員の質問にお答えします。

決算書171ページ5款1項3目備考欄（3）の13有害鳥獣捕獲の55万円について御説明いたします。まずはじめに、被害程度の把握に関してであります。被害面積、被害量、被害額につきましては、JA御殿場が毎年3月に実施しているアンケート調査をもとに算出しております。

参考までに申し上げますと、平成26年度は被害面積651アール、被害量5万6,969グラム、被害額681万9,000円でございます。

次に、捕獲頭数であります。平成26年度有害鳥獣捕獲はイノシシ103頭、シカ179頭であります。

次に、事業効果についてであります。有害鳥獣につきましては、その生息範囲が広範囲に及ぶことから、個体数の減少などの効果は確認できませんが、実績数量は上がっていることから、農作物への被害抑制に一定の効果があるものと考えられます。

以上です。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 池谷洋子君。

○9番（池谷洋子君） 私は3点の質問をさせていただきます。

はじめに41ページです。16款2項4目1節の備考欄の一番下になります。被災農業者向け経営体育成支援補助金についてです。これは平成26年2月の雪害と聞いておりますが、具体的な内容

をお聞かせください。

2点目は63ページです。21款6項1目2節の備考欄下段の方です。ミニポートピア富士おやま環境整備協力金の内容と、現在の状況をお聞きします。

3点目は183ページです。5款2項3目の備考欄下の方です。ホタルの里づくり、この事業については、関係者の皆様が大変に頑張っておられます。その成果についてお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 池谷洋子議員の質問にお答えいたします。

まず、決算書41ページ16款2項4目農業費補助金、備考欄被災農業者向け経営体育成支援補助金2,924万5,622円について御説明いたします。

はじめに、具体的な内容について御説明いたします。平成26年2月の大雪による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設、例えばビニールハウス、農業倉庫等の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援する事業であります。

平成26年度の補助金は2,924万5,622円であり、この内訳は撤去、再建修繕を合わせて90件に対する補助金を受け入れたものであります。

次に、補助率について御説明いたします。撤去に関しましては、国50%、県25%、町25%、農家負担ゼロ。再建修繕につきましては、国50%、県20%、町20%、農家10%となっております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） ミニポートピア富士おやま環境整備協力費の内容と現在の状況についてお答えいたします。

小山町と事業施工者である浜名湖競艇企業団の間で締結いたしました行政協定に基づき、ミニポートピア富士おやまにおける売上額の100分の1に相当する額が環境整備協力費として小山町に支払われているものであります。平成26年度におきましては、3月24日のオープンから3月31日までの8日間分の金額でありまして、現在、平成27年度の収納状況でございますが、4月分から7月分までの収入が600万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 決算書183ページ5款2項3目備考欄（4）町単治山事業費、ホタルの里づくりについて御説明いたします。

はじめに、主な内容について御説明いたします。小山町ホタルの里づくり事業は、緊急雇用創出事業を活用して取り組んでまいりました。まず、最初にホタルの里づくりの町内展開を行いました。これは湯船地区、中島地区、上野地区の町内3か所でビオトープの整備を実施し、更に生涯学習センター施設、ホタルの里の維持に加え、上流側にビオトープの拡張を行ったものであり

ます。

次に、ホタルの餌となるカワニナの飼育も実施しました。町内幼稚園、保育園全7園におけるカワニナ飼育を継続して実施し、ホタルとカワニナの生態を理解してもらうと同時に、飼育したカワニナは園児と一緒に定期的に生涯学習センターホタルの里へ放流しました。

次に、成果について説明いたします。新たに造成したビオトープで2月から3月に放流した幼虫は、今年6月に数多く羽化して飛翔したことから、ホタルの幼虫が上陸して羽化するまでの土中生育環境は整えられたと考えております。

幼虫の餌となるカワニナもつがいが確認されていることから、生態系循環が始まったものと思われれます。産卵から羽化から幼虫への過程は、今後確認することがあると考えられます。

6月に実施したホタル観賞会では、数多くのホタルの飛翔と同時に、町内外から1,200名を超える多くの方が訪れました。カワニナ放流を体験した園児の親子連れも多く、自然環境保全の必要について興味を持っていただくきっかけとなったと考えられます。

また、緊急雇用創出事業で雇用され、ノウハウを習得された方々は、現在、小山町ホタルの里づくり協議会の活動にも参加していただいております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

ミニポートピアについてです。今、課長の方から説明ありましたが、まだ始まって間もない事業なんですけれども、これ、順調に推移しているのでしょうか。何か町の方で不安な点、何か心配な点、そんな問題点があったら教えていただきたいと思っております。お伺いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

ミニポートピア富士おやまのこちらの環境整備協力費でございますけれども、当初の見込みよりは若干売り上げの方が落ち込んでいるということで、収入といたしましては、見込みよりは少ない状況となっております。

2点目の心配な点ということでございますけれども、こちらにつきましては、先の6月26日に環境整備対策協議会というのを行っております。こちらの環境整備対策協議会のメンバーにおきましては、区長会長様でありましたり、あと地元の区長様、それから、その他商工会長、それから青少年の問題協議会の代表様、それから、PTA連合会ですとか、そういった多くの方に、22名の方で環境整備対策協議会というのを組織しております。

先ほど言いました6月26日におきまして、浜名湖競艇企業団からは、現在までの、6月26日までの運営状況、管理状況等を報告いたしました結果、特に今現在のところ、青少年における問題ですとか、あと犯罪ですとか、そういった問題となる事案はないということ聞いておりますので、担当といたしましては問題ないと、現在のところ、心配するところはないというふうな考え

てございます。

以上でございます。

○9番（池谷洋子君） 質問は以上でございます。

○議長（米山千晴君） 次に、6番 阿部 司君。

○6番（阿部 司君） 本日は4件の質問をさせていただきます。

1件目の質問は、審査意見書のページ23、37ページでございますが、先ほど鈴木議員が質問いたしましたので、重複するところは避けてもらって結構でございますので、よろしくお願いします。

一般会計歳入の第4款使用料及び手数料の26年度の収入未済額5,686万8,000円のうち、5,657万円は町営住宅使用料であると記入されており、長期滞納者には訴訟を起こす措置を講ずるとありますが、その現況等について、先ほどと重複しないことがございましたら、説明をお願いします。

また、37ページには、町営住宅費の年次比較、この中に平成25年度から10年間の町営住宅長寿命化計画を策定したとありますが、良好な住環境の実現に向けて、特に若い人達が住んでみたいというような住宅の整備に、ぜひ進めてもらいたいと思いますが、その進捗状況について現況を教えてください。

2件目は、決算書36ページ15款2項9目1節に頑張る地域交付金1,369万円とありますが、この交付金を使って行った事業と、その成果について伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 阿部議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、住宅使用料の収入未済額に関連し、長期滞納者に対する対応の現況についてであります。先ほどの鈴木議員への回答と重複する部分がありますけれども、御了承いただきたいと存じます。

平成24年度に明渡し請求及び滞納家賃の支払いに関する訴えを起こした際には、滞納額が200万円以上の者3名を対象といたしました。結果、3名とも住宅を明け渡しましたが、その後、1名は継続的に支払いをしており、1名は所在不明、1名は先ほどお答えしましたように、債権差押命令の申し立ての手続きの準備を進めているところであります。

また、平成26年度におきましては、訴えを起こす対象となる者のうち滞納額が200万円を超える者がなかったことから、滞納額100万円以上とした上で抽出した者7名に対し、住宅の明渡し請求をしました。

結果、7名全員から納付誓約書を徴収したことは、先ほども申し上げたとおりでございます。

次に、平成25年3月に策定しました小山町営住宅等長寿命化計画の進捗状況についてですが、管理戸数の視点から申し上げますと、計画的に用途廃止を実施してまいりました。平成25年度には大胡田団地6棟12戸を解体、跡地を分譲いたしました。それから富士向団地4棟16戸を解体し、跡地は地権者に返還をしてございます。

同じく26年度には、緑ヶ丘団地2棟5戸を解体しております。緑ヶ丘団地の跡地は町有地であるため、現在、跡地利用を検討しているところでございます。

また、存続させていく住宅につきましては、個別修繕を随時実施しておるところでございます。今後、外壁塗装等の大規模修繕についても計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 頑張る地域交付金についてであります。この交付金を充当した事業は、健康福祉会館改修工事実施設計、林道竹之下金時線及び峯坂線の改良工事、富士山須走口五合目公衆トイレ改修事業の3つの事業となります。

成果についてですが、健康福祉会館改修工事実施設計については、住民の健康福祉、地域コミュニティの活性化、また、町民が安心して利用できる環境整備を目的とした改修事業を実施中でありま。

林道竹之下金時線及び峯坂線の改良工事につきましては、計画的に整備を推進しているものであります。また、富士山須走口五合目公衆トイレ改修事業については、トイレの増設、洋式化等により利便性が向上し、登山客からも喜ばれているところであります。

以上であります。

○6番（阿部 司君） それでは、次の質問に移ります。

決算書153ページ4款1項2目（2）の感染症予防、備考欄13個別接種4,990万139円とあり、延べ7,120人に予防接種を実施したとの説明でしたが、委託料の不用額が多くなっているが、その理由と平成26年度においてワクチン等の確保が十分に行えたかどうか説明をお願いしたいと思います。

もう1件、267ページ9款6項1目（2）社会体育振興費備考欄13生涯スポーツ人材育成事業174万6,920円とありますが、具体的にどのような団体で、どのような人材を育成したのか。また、現在、その人材をどのように活用しているのか、教えてください。

以上。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 決算書153ページをお開きください。はじめに、4款1項2目備考欄（2）感染症予防費、13節の委託料の不用額が多くなっている理由についてであります。

予防接種法に基づき、水痘及び高齢者肺炎球菌予防接種が平成26年10月1日から定期接種になることに伴い、水痘対象者315人分と高齢者肺炎球菌対象者分397人分を見込んで、467万2,502円を9月に増額補正いたしました。更に、12月までの接種動向が見込み以上であったために、3月で869万9,000円を増額補正し、合わせて1,337万1,502円の増額となっております。

しかし、乳幼児から高齢者まで全ての予防接種の実績により531万8,131円が不用額となったものであり、執行率は90.6%でありました。

次に、ワクチンの確保につきましては、新たに始めた水痘と高齢者肺炎球菌を含み、定期接種のワクチンは確保されている状況と認識しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（大庭和広君） 決算書267ページ9款6項1目13節生涯スポーツ人材育成事業についてであります。

この事業は、緊急雇用創出事業補助金を活用し、平成26年10月から27年9月までの1年間実施をしている事業であります。委託先はNPO法人小山町体育協会に1名を雇用し、生涯スポーツの推進のため、トレーニング指導士等の資格取得のほか各種スポーツ事業の企画立案等の研修を行い、生涯スポーツ事業の即戦力となる人材を育成しております。

事業終了後は体育協会への就労につなげ、町の生涯スポーツ事業の推進のために活躍していただくものであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はありますか。

○6番（阿部 司君） 終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、7番 渡辺悦郎君。

○7番（渡辺悦郎君） 本日は、決算書から6点について質問させていただきます。

まず、85ページ2款1項6目防犯推進費、13節LED照明導入調査事業529万2,000円についてであります。この調査により、従来の蛍光灯から比してどのくらいの電気料が削減されるか判明したのか。また、現在、調査どおり電気料が削減されているのか伺います。

2点目、111ページ2款7項1目企業立地振興費、13節再生可能エネルギー等事業化計画策定調査953万6,400円についてであります。この調査の詳細な内容と、調査の結果の概略、また今後、この結果をどのように生かしていくのか、教えていただきたい。

3点目、165ページ4款3項2目塵芥処理費、19節あしがら温泉無料入力券利用者負担金22万2,500円についてであります。配付した人数と、実際に使用した人数について伺います。

また、RDFセンターは現在停止となっておりますが、今後はこの利用券の扱いはどうなっていくのか伺います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） LED照明導入調査事業による電気料削減額と実際の削減額についてですが、LED照明導入調査事業による電気料の削減試算額は、東京電力の電気料金表を用いて試算した結果、約646万円かかるところが、LEDにいたしますと250万円弱で済みます。約、削減額としましては390万円以上、約61.7%の削減が可能という試算でございます。

また、実際にどの程度電気料が削減されているかですが、現在調査中であり、正確な削減額をお示しすることはできませんが、現在のところでは約46%ほどの削減ができているということで

ございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 渡辺議員の2点目の質問にお答えいたします。

決算書111ページ2款7項1目企画渉外総務費、備考欄（5）企業立地振興費、13節委託料、再生可能エネルギー等事業化計画策定調査953万6,400円についてであります。この調査の詳細内容と、調査結果の概略、また、今後、この結果をどのように生かしていくのかについてであります。本調査は環境省平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を活用した調査であります。

調査内容は、今後湯船原地区に誘致する工場、農業施設や町内既存の公共施設へ木質バイオマス、太陽光、地中熱など再生可能エネルギー活用施設の導入可能性調査を行い、各施設の熱需要を把握するものであります。調査結果といたしまして、今後、誘致する工場、事務所、農業施設等をモデル化し、熱需要量を把握し、これに伴う温室効果ガス削減量を算出いたしました。

本調査結果は、現在進めてございます小山町木質バイオマスを活用した熱電併給可能性調査におきまして重要な熱需要量の検証に反映させ、小規模木質バイオマス発電と熱供給の実現に努めてまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） あしがら温泉無料入浴券の配付数及び利用数についてですが、この温泉無料入浴券は、RDFセンターの条件事業としまして桑木区に配付をしたものです。配付枚数は1世帯当たり20枚とし、39世帯へ配付いたしましたので、780枚を発行しております。うち使用枚数は445枚で、利用率は57.1%となっております。

今後は、RDFセンターが既に稼働を停止し、来年度には取り壊しが予定されております。取り壊し年度の平成28年度までは無料入浴券の発行を継続する予定であります。

以上です。

○7番（渡辺悦郎君） 以上3件については理解できました。

続いて、決算書171ページ5款1項3目有害鳥獣対策事業費、19節狩猟免許取得補助金10万円についてであります。平成26年度に補助を受けた人数と、猟友会の方も全国的に高齢化が進んでおり、本町でも後継者が不足していると思います。この制度でそれらが解消されるのかどうか伺います。

次、181ページ5款2項1目林業総務費、13節木質バイオマス発電事業化調査業務259万2,000円についてであります。この調査業務の内容と、調査の結果の概略、また、この調査結果を受けて、今後、どのように生かしていくのか教えていただきたい。

次、191ページ6款2項1目交流人口拡大事業費、19節ゴルフ振興事業交付金100万円についてであります。この事業の内容と成果を教えていただきたい。また、町のゴルフ場利用者は減少の

一途をたどっており、今後、利用者を回復傾向にし、ゴルフ場利用税の維持、増加へと導くためにもこの事業をどのように活用していくか教えていただきたい。

以上、3点であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、決算書171ページ5款1項3目19節狩猟免許取得補助金10万円について御説明いたします。まず、平成26年度に補助を受けた人数についてであります。この補助金は小山町有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金交付要綱に基づき、狩猟免許の取得に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものであり、1人当たり10万円を限度額と設定しております。

平成26年度に補助を受けた人数は1名、これは43歳男性でございます。補助金交付総額は10万円です。ちなみに平成26年度予算では50万円を確保してございました。

次に、猟友会の高齢化による後継者不足は、本制度で解消されるかについて御説明いたします。現在、駿東猟友会小山支部には39名の方が入会しております。年齢構成は34歳から83歳、平均年齢は63歳となっております。従事者の高齢化が課題となっております。60歳代以上が全体の3分の2を占めている状況であり、今後は高齢者のリタイアも想定されることから、後継者不足問題の解消は必至であります。

実績として、現時点では1名の交付となっておりますが、今後も多くの方に資格を取得していただくため、広く町民に知っていただく必要があると考えております。

以上です。

続きまして、決算書181ページ5款2項1目13節備考欄の林業補助木質バイオマス発電事業化調査業務について御説明いたします。当該調査業務は2社の発電システムで経済性試算等を行い、小山町における木質バイオマス発電の実施可能性について調査したものでございます。

調査報告書では、小山町における資源量及び熱の供給等を考慮すると、小型のペレットガス化発電が優位との結果となっております。

木質バイオマス発電の実施に当たっては、熱電供給を行うことが重要であると認識しており、今年度実施する小山町木質バイオマスを活用した熱電供給可能性調査業務において引き続き経済性の良い発電システムの検討を行うとともに、熱供給先や事業主体の具体的検討、基本計画の策定により事業の具体化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） ゴルフ振興事業交付金についてお答えいたします。

小山町及び御殿場市には21のゴルフコースが存在し、両市町のスポーツツーリズムによる観光振興のため、ゴルフ振興施策を図ることを目的に、両市町のゴルフ関係者や体育協会、観光協会、商工会、行政等で御殿場・小山ゴルフ振興事業実行委員会を組織しており、ここに交付しており

ます。

この実行委員会では、御殿場市、小山町のゴルフ場PR事業として、FMラジオやインターネット、雑誌などを活用した情報発信のほか、ゴルフ場利用促進のキャンペーンとしてゴルフコンペ早期予約者に小山町、御殿場市の地場産品が当たる早期早特キャンペーンを行いました。また、レディースゴルフ教室の実施や芹澤信雄プロ主催によるジュニアレッスン会への協力など、ゴルフ人口の拡大のための事業も行いました。これらの取り組みは、ゴルフ場利用の促進につながっていると考えております。

今後の事業計画といたしましては、地域のゴルフ場の利用促進につながるPR事業を行うとともに、増え続けている外国人観光客への対応強化やゴルフ人口拡大のためのジュニアゴルファーの育成を重点目標として、英語版パンフレット及び多言語表示のホームページの作成、ゴルフ場練習場でのジュニアレッスン会の支援を行うなど、ゴルフ場の利用者数の増加を目指すとともに、ゴルフ場利用税の維持増加につなげられるよう努めてまいります。

以上です。

○7番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。171ページ5款1項3目の有害鳥獣対策事業費の件であります。1名ということでありましたけれども、これは銃器の方ですか、それともわなの方でしょうか。答弁願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） この方は、わなと銃と両方資格を取得されております。

以上です。

○議長（米山千晴君） ほかに再質問ありますか。

○7番（渡辺悦郎君） 以上で終わります。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。日程第2 認定第2号から日程第8 認定第8号までの平成26年度特別会計決算7件及び日程第9 議案第56号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計8件については、一括質疑とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第56号までを一括

議題とします。

本案件については、9月3日及び4日の本会議において町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。これから質疑を行います。通告順により発言を許します。

最初に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 国民健康保険特別会計に関して、審査意見書から47ページ保険給付費比較についてであります。昨年度から一般被保険者分でも退職者分でも高額介護合算療養費が新たに発生していますが、これはどういうものでしょうか。

介護保険の方も一緒によろしいのでしょうか。

○議長（米山千晴君） はい、どうぞ。

○4番（高畑博行君） 2点目、介護保険の特別会計に関してであります。これは主要な施策の成果と予算執行状況報告書の14ページ④の介護保険の充実、介護給付事務に関してであります。平成26年度の施設介護サービス給付受給者数が232人とありますが、昨年老健施設おやまの杜のオープンに伴って、おやまの杜に入所しておられる小山町の方は何人でしょうか。入所者数を教えてください。もし可能なら、デイやショートの利用人数も知りたいと思います。

2点、よろしくをお願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高畑議員の御質問にお答えします。

国民健康保険会計について、審査意見書47ページの表にあります高額介護合算療養費についてであります。高額介護合算療養費とは、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、まず国保の高額療養費と介護保険の高額介護サービス費をそれぞれの限度額に応じ適用し、その後の自己負担額の年額を合算して所得区分に応じた限度額を超えたときには申請により、その超えた分を国保と介護保険、それぞれ案分して支給するもののうち、国保から支払うものであります。

年額の算定につきましては、8月から翌年7月までにかかった医療費と介護サービス費を対象としており、静岡県国民健康保険団体連合会が支給対象者の抽出及び支給額を算定し、町から支給対象者への勧奨通知と申請書を送付しております。

平成26年度の支給対象者は一般被保険者分が9名、退職被保険者分が1名で、25年度以前につきましては、47ページの表において高額介護合算療養費は高額療養費に含んで掲載していたため、一般、退職ともに支給額の記載がありませんでした。

次に、介護保険特別会計について、主要な施策の成果と予算執行状況報告書14ページの施設介護サービスについてであります。介護老人保健施設おやまの杜は、施設介護サービスとともに居宅介護サービスとして短期入所、療養介護いわゆるショートステイ及び通所リハビリテーションのサービスの事業を実施しております。

定員につきましては、施設入所は100名、通所は最大40名となっております。平成26年度の利用

状況は、介護老人保健施設の利用者数が129名で、そのうち小山町の町民の利用者数は60名で、46.5%を占めております。一方、ショートステイの利用者数は36人で、このうち小山町民の利用者数は10名で27.8%、また、通所リハビリテーションの利用者数は39名で、そのうち町民の利用者数は29名で74.4%でありました。なお、施設の入所率は大体80から90%で推移しております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○4番（高畑博行君） 結構です。

○議長（米山千晴君） 次に、1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） 1点、質問をいたします。水道の特別会計のページ26ですけれども、営業外収益長期前受金戻入ですか、5,966万円余とありますが、言葉もちょっと難しいんですけど、これ、どういう性格のものか、教えていただきたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（池谷和則君） 遠藤議員にお答えします。

決算書26ページ営業外収益の長期前受金戻入についてであります。長期前受金戻入は平成26年度予算決算から適用となりました地方公営企業法の改正による会計基準の見直しにより、みなし償却制度の廃止と補助金等の会計処理の変更に伴い、資本剰余金に計上していた補助金等は長期前受金として負債に計上することとなりました。

また、固定資産の取得や建設改良に充てた補助金等の額を差し引いて減価償却することができずみなし償却制度が廃止され、全て償却することとなり、補助金等を充てた固定資産は減価償却費に合わせ補助金等の減価償却見合い分を毎年度長期前受金戻入として収益化するものです。これによる今年度の長期前受金戻入額は5,966万986円であり、この内容は、構築物が5,577万8,111円、機械及び装置246万6,036円、建物141万6,839円であります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○1番（遠藤 豪君） ありません。ありがとうございました。

○議長（米山千晴君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第3号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条

第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第4号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第5号 平成26年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第6号 平成26年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号 平成26年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第8号 平成26年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、所管の総務建設委員会

に付託することに決定しました。

次に、議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月11日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時48分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 藺 田 豊 造

署 名 議 員 阿 部 司

平成27年第4回小山町議会9月定例会会議録

平成27年9月11日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君
3番 鈴木 豊君 4番 高畑 博行君
5番 菌田 豊造君 6番 阿部 司君
7番 渡辺 悦郎君 8番 梶 繁美君
9番 池谷 洋子君 10番 込山 恒広君
12番 池谷 弘君 13番 米山 千晴君

欠席議員 11番 真田 勝君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	小野 学君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
危機管理監	羽佐田 武君	町長戦略課長	長田 忠典君
総 務 課 長	小野 一彦君	未来拠点課長	遠藤 正樹君
おやまで暮らそう課長	岩田 和夫君	税 務 課 長	池田 馨君
住民福祉課長	渡邊 啓貢君	健康増進課長	米山 民恵君
防 災 課 長	後藤 喜昭君	建 設 課 長	岩田 芳和君
農 林 課 長	前田 修君	商工観光課長	山本 智春君
都市整備課長	野木 雄次君	上下水道課長	池谷 和則君
こども育成課長	湯山 博一君	生涯学習課長	大庭 和広君
総務課長補佐	渡辺 辰雄君		

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 5番 菌田 豊造君 6番 阿部 司君

散 会 午後2時02分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

12番 池谷 弘君

1. 三来拠点事業「湯船原地区」のバイオマス発電について
2. 米コンテストの誘致について

4番 高畑博行君

1. 米軍ヘリからの空砲落下事件について
2. 放課後児童クラブの運営改善について

3番 鈴木 豊君

1. スクールバスの運用について
2. 自治体のWi-Fi（ワイファイ）サービスの整備について

1番 遠藤 豪君

1. 平成26年度会計決算に伴う繰越事業について
2. 平成27年度から向こう5か年間の小山町の財政状況について

2番 佐藤省三君

1. お達者度向上のために町民の自主的な軽運動の推進及び施設の運用面での向上について
2. 町内小中学校におけるいじめ等子どもたちの学校生活に関する実態把握の仕方と対応について

9番 池谷洋子君

1. 24時間営業のコンビニへ「AED」の設置を
2. 「ジュニア防災士・高校生防災士」の育成について

6番 阿部 司君

1. 観光振興計画策定後の町の取組みについて

議

事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまでございます。

真田 勝君は、本日の会議を欠席する旨届け出がなされておりますので、御報告申し上げます。
ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。室伏副町長、遠藤未来拠点課長は、公務のため、本日午後の会議を退席しますので、あらかじめ報告いたします。

日程第1 一般質問

○議長（米山千晴君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により順次発言を許します。

はじめに12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） 本日は、2件の質問をさせていただきます。

1件目は三来拠点事業「湯船原地区」のバイオマス発電についてであります。

三来拠点事業「湯船原地区」は、有事と平時の機能を併せ持つ、災害に強い、魅力ある地域とするため、木質バイオマス発電を中心とした産業拠点事業を進め、平成27年度木質バイオマスを活用した熱電併給事業可能性調査業務の公募も行っております。

このような中で、2013年現在、国内の木質バイオマス発電の予定は60件以上あり、想定される燃料木材需要は700万立米規模に上がり、また、我が国のバイオマス発電は国内の未利用材木を使う方式に集中することになっており、国内の木材の価格はじわじわと上がってきて、特に影響を受けているのは低質の杉で、小さい丸太の価格が2013年1月の8,600円から2015年1月には1万2,400円に値上がりしている状況となっております。

農林中金の総合研究所の試算によると、2016年には427万トンの未利用木材の需要に対し、供給は412万程度に納まると見込まれております。在庫が尽きる2017年から2018年頃には供給不足が顕在化が見られており、2016年問題としてバイオマス発電業界で燃料不足が危惧されております。そして、今後、燃料木材の調達が大きな問題になると言われております。

そこで、持続可能な燃料木材供給のためには、小山町内の森林資源の活用だけでの発電が必要と考えます。また、発電だけではエネルギー効率が悪いので、発電の際の廃熱も回収して利用するシステムであるコジェネレーションシステムも必要と考えております。

このような中で、当局に以下の考えをお伺いいたします。

1点目、小山町内の毎年利用可能な森林資源はどのくらいあるのか。

2点目、それを基準とした発電出力計画となっているのか。

3点目、有効に熱利用するには、使用施設との距離が重要であります、どのような位置に設置を考えておられるのか。

4点目、蒸気熱は冬季には施設で有効利用できますが、夏季はどのように利用する予定であるのか。

5点目、発電は多量の水が必要となりますが、水供給等はどのように考えられているのか。

続きまして、2件目でございます。

2件目は米コンテストの誘致についてであります。

小山町の農業は御殿場コシヒカリを中心とした米生産が主力であり、町内でも農用地の構造改善事業も進んでおります。今後、日本の米生産農業はTPP交渉等により海外からの米の無関税枠が拡大することが予想され、また、米の国内消費量減少の中で大変厳しい経営となっていく可能性が高いのですが、この小山町の農業を守っていくために、御殿場・小山のコシヒカリの更なるブランド力アップにより、他産地との差別化を図り、収益向上を進めていくことが特に重要であります。

そのための一方策として、日本最大の米コンテストである「米・食味分析鑑定コンクール：世界大会」の誘致が望ましいと考えます。この誘致により、以下の効果が期待できます。

レベルの高い米の参加点数が4,000点以上あり、小山町農業者もこれを見学する等で栽培のレベルアップの効果が期待できる。

次に、2020年まで開催地が決定されておりますが、その後、当地の開催地が決定すれば、小山町からの参加を目指した栽培力アップ期間があります。

また、このコンテストを小山町から日本に発信することができます。

最後に、開催に経費がかかると思われますが、出品者・参加者が多数いるので、町内に宿泊等していただき、開催する経済効果も期待できると考えます。

以上の理由により、「米・食味分析鑑定コンクール：世界大会」の誘致について、当局のお考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えをいたします。

三来拠点事業「湯船原地区」のバイオマス発電についてであります。

はじめに、小山町内の毎年利用可能な森林資源はどのくらいかについてであります、平成25年度と26年度に町が行った木質バイオマス発電事業可能性調査では、年間の木材調達可能量を、町内の間伐材・製材端材を合わせて1万6,478トンと想定いたしております。

ただし、本町の面積の7割弱を占める広大な森林を考慮し、今後の間伐面積の増加や、原木流通センターや町内製材所との緊密な連携により、木材調達量の増加も見込めるものと考えており

ます。

次に、本町内の毎年利用可能な森林資源を基準とした発電出力計画となっているかについてですが、現在、議員御指摘の木質バイオマスを活用した熱電併給事業可能性調査企画提案公募の候補者を選定したところであります。

今後は、先ほどの町内の木材調達可能量に静岡県東部地域での調達可能量も併せて参考としながら、熱電併給に必要な電力を精査してまいります。

次に、有効に熱利用するには、使用施設との距離が重要であるが、どのような位置に設置を考えているかについてであります。今回の熱電併給事業可能性調査は、湯船原地区内においてエネルギーの地産地消と地域資源循環型林業の構築を目的に、未利用間伐材等を利用した小規模木質バイオマス発電の実現と、同地区アグリインダストリーエリアで計画中の施設園芸団地を対象とした熱電併給事業を検討するものであります。したがって、アグリインダストリーエリア周辺への設置を考えております。

次に、夏季の熱利用についてであります。今回の可能性調査は、熱供給の計画も策定いたしますが、熱の受け取り側である施設園芸団地の事業者の意向も伺い、熱交換設備の導入など、年間を通じて熱利用が可能となるよう検討してまいります。

最後に、発電に必要な水の供給についてであります。発電に必要な水の量は、発電の規模により異なりますが、熱の供給媒体として水を温湯として施設に循環させることにより、効率良い活用を検討いたしております。

今回、発電施設の設置を検討しているアグリインダストリーエリアは、一部を除いて上水道の給水区域から外れておりますので、地下水の効率的な利用を想定いたしております。

次に、米コンテストの誘致についてであります。

米コンテストにつきましては、昨今、米の品質と食味を競うコンテストが盛んであり、静岡県のお米日本一コンテストをはじめ、全国において数か所開催されております。

その中で、議員御質問の米・食味鑑定士協会主催の米・食味分析鑑定コンクール：国際大会については、出品数が4,000検体、品種は140種を超える規模であり、また、1998年から毎年開催されており、2008年以降は国際大会を名称に加えるなど、名実ともに世界最大の米のコンテストとして認知されております。

本コンテストは、お米の食味にこだわり、また、衰退しつつあった地方・農業・稲作の復興を後押しするべく始まったコンテストで、米づくりに必要な生産者の熱意と努力が肌で感じとれ、感動を覚える素晴らしいコンテストだと聞いております。

また、昨年、本町の小宮山益彦さんの米が受賞されており、小山・御殿場の生産者にはなじみのあるコンテストでもあります。全国の農業者からの注目度も高く、本町でコンテストが開催されれば町のPRに繋がることはもちろんのこと、生産者の米づくりに対する技術や生産意欲の向上が見込める良い機会になるものと思います。

本コンテストは2019年までの開催地が既に決定していることから、早くても2020年の誘致となります。折しも2020年は新東名高速道路が開通する予定であり、小山町を全国に発信するとても良い機会だと思います。

J A御殿場からも、ぜひおいしい米の産地である小山町で開催してほしいとの打診もあることから、本コンテストの誘致について、先日、主催者である米・食味鑑定士協会へ2020年の本町での開催希望について意思表示をしたところであります。

私も10月11日に大阪にある食味鑑定士協会にお邪魔して会長とお会いして、この件、しっかりとお願いをしてくるつもりでございます。

コンテスト開催につきましては、昨年度の開催地である青森県田舎館村に業務内容について伺ったところ、会場の設営や来場者の宿泊先、懇親会会場の手配及び会場までの交通の確保などが必要であり、経費もかかるとのことでもあります。

そのことから、J A御殿場、県、御殿場市等、関係機関と連携を図り、御支援をいただきながら、コンテスト開催の実現に向けて努力してまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ありませんか。

○12番（池谷 弘君） 2件再質問させていただきます。

まず1件目は、バイオマス発電の設置場所はでございます。

バイオマス発電の設置場所は熱利用のため、アグリインダストリーエリア周辺との説明はございましたが、設置場所は利用場所の近接が効果的だとして考えられます。また、設置場所により使用場所への供給経路敷設等の費用が変動いたします。このバイオマス発電を効果的に設置するために、アグリインダストリーエリアへの企業が全て決まってから設置する予定なのか、また、設置する時期について伺います。

2件目でございます。発電に必要な水の供給についてでございます。

他のバイオマス発電を行っているところでは、かなり水が必要と聞いております。湯船原地区のバイオマス発電では、熱資源として施設園芸団地に使用する予定であり、蒸気を多く使用すると考えられます。このため、多くの地下水が必要ではないかと考えております。水を温湯として施設に循環するとの説明がございましたが、施設循環で発電蒸気の回収による再使用率はどの程度か。また、使用水量について伺います。

併せて、地下水は現在検討している井戸で充足できるとお考えなのか伺います。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 池谷 弘議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の木質バイオマス発電所はアグリインダストリーエリアの企業が全て決定してから設置する予定なのか、また、設置の予定時期についてでございます。

はじめに、設置の予定時期についてでございますが、現在、平成29年度内の設置を想定してございます。

次に、進出企業との兼ね合いについてですが、選定した提案公募事業者と協議しながら、調査の中で結論を出してまいりたいと考えております。

2点目の施設循環で発電蒸気の回収による再使用率と使用水量、地下水の充足状況についてでございますが、こちらも同様に、選定した公募事業者と協議しながら、設置する設備、それから規模、進出企業によっても大きく異なってまいります。地下水についても同様でございますので、調査の中で結論を出してまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○12番（池谷 弘君） 了解いたしました。以上で質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 今回は米軍ヘリからの空砲落下事件についてと、放課後児童クラブの運営改善についての2つの質問を一問一答方式でさせていただきます。

まず、米軍ヘリからの空砲落下事件についての質問です。

7月21日に起こった米軍ヘリによる小銃の空砲落下事件は極めて衝撃的なものでした。部活動に出たテニス部男子生徒のわきに長さ7センチ、直径1.2センチの小銃の空砲3発が落ちたという事件です。幸い生徒などにけがはなかったものの、一步間違えば重大な事件になったもので、全国版のテレビ、新聞等で報道されました。

この事件を受けて、町長の対応は極めて早く、事件勃発翌日の22日には防衛省南関東防衛局長を訪ね、事故の原因究明と再発防止について口頭で申し入れを行い、24日に防衛大臣宛てに2市1町と農民再建連盟、静岡県との連名で要請書を提出、3週間たっても何の説明もない中で、8月11日に行われた東富士演習場使用協定運用委員会拡大会議において、原因究明と再発防止を再度要請しました。

実は、私も8月18日に衆議院第二議員会館に出向き、地元2市1町の日本共産党議員や平和委員会の方々と防衛省職員に対して、島津、本村2名の衆議院議員の立ち会いのもと要請書を提出し、1時間にわたって質疑を通し、地元町議として、地元に対して一刻も早い説明を求めてきました。

そこで、事件勃発後の一連のやりとりと、その中でわかったことや課題となる点について質問をいたします。

今回の事件に関してのコメントは、新聞紙上等を通じて町長は表明済みですが、議会の場で改めて今回の事件を振り返って、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

7月21日に起こりました米軍ヘリによる空砲銃弾落下事故につきましては、小山中学校において部活動を行っていた生徒の近くに空砲銃弾が落下するという、重大な事故であり、決して看過できるものではありません。

このため、私は翌日朝一番に南関東防衛局長を訪ね、事故の原因究明と再発防止について申し入れを行ったところであります。その後の経過につきましては、議員御発言のとおりであります。事件から5週間たった8月24日、在日米陸軍司令部の外政担当専門官が謝罪に見えました。しかし、原因について、人為的ミスであったことは認めましたが、現在も調査中とのことで、詳細な説明はありませんでした。私からは、まず対応の遅いことに不満であることを伝え、今回の事故の原因とその対応策を早急に回答すること、第11次東富士演習場使用協定の協議のとおり、市街地上空での飛行、特に病院、学校等の上空での飛行を避けるよう、強く要請したところであります。

今後も引き続き、御殿場市、裾野市を含めた2市1町、そして東富士演習場地域農民再建連盟及び静岡県と連携をし、防衛省を通じて米側に対して原因究明と安全対策の徹底を要請してまいります。

以上であります。

○4番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をいたします。

事件が起きて3週間たった8月11日、東富士演習場使用協定運用委員会拡大会議の場でも事件の真相は明らかにされませんでした。また、再発防止策も提示されていません。それどころか、事件勃発の4日後の7月25日も、御殿場市上空で低空飛行する同型ヘリが目撃されています。全く地元をばかにした話です。

どうも今回の事件を起こしたヘリは、アメリカ陸軍の特殊作戦のヘリコプターMH60Mブラックホークであり、機体の通し番号などから、同機はワシントン州ルイス・マコード統合基地の陸軍第160特殊作戦航空連隊第4大隊、通称ナイト・ストーカーズのヘリのようで、厚木基地を拠点としてアメリカ陸軍特殊部隊が強襲作戦訓練を実施していたと見られ、日本国民に知らされないまま、首都圏の在日米軍基地や東富士演習場を含む周辺演習場が米軍の特殊部隊の訓練拠点とされている実態を改めて示したものです。

この小山町上空も日本の空であって日本の空でないわけです。特殊部隊の強襲作戦だけに今回の空砲落下事件の真相はそう簡単に明らかにできない事情が米軍側にはあるのでしょうか、このまま事件をうやむやのまま終わらせるのではないかという懸念の声も多くあります。やはりきちんとした説明責任が米軍側にはあると思いますが、その点はどうお考えでしょうか。

また、うやむやにさせないために考えられる方策についてもお尋ねいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 先ほど町長が答弁で申し上げた先月24日の米軍との面談の中で、口頭ではありますが、事故の調査結果がわかり次第報告すると米軍側は約束をいたしました。し

かしながら、現時点では具体的な説明と防止策の提示はなされておりません。

先ほどの町長の答弁の繰り返しになりますが、引き続き防衛省と連絡を密にし、機会あるごとに確認をとってまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 先ほど述べたように、今回の事件を起こしたヘリは、米軍の特殊作戦ヘリMH60Mブラックホークであり、8月12日に沖縄本島うるま市沖で墜落したヘリと同型です。厚木基地で監視活動をしているウォッチャー情報だと、小山中に空砲を落下させた日に厚木基地を飛び立った機体番号は62と63のヘリです。沖縄で墜落したヘリは機体番号63のヘリです。ですから、空砲落下事件のヘリと同じ機体の可能性2分の1であるわけです。しかも、監視をしていたメンバーの情報によれば、厚木基地を飛び立ったときからドアは開いた状態で、銃口も見えていたということです。

我々にしてみれば、訓練とは東富士演習場に来てから始まるという認識がありますが、米軍側にするとそうではなく、厚木基地を飛び立った時点から強襲訓練は始まっていたのではないかという見方もあります。この点についてはどう考えるかお聞かせ願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 事故に関する詳細説明がなく、南関東防衛局にも改めて照会いたしました。沖縄で墜落したヘリと同型なのか、また、厚木基地を飛び立った時点から訓練が始まっていたのか、情報は得ておりません。

以上でございます。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きいたします。

町長答弁でもありましたが、米軍は人為的なミスであったことは認めたわけです。そもそも小銃の空砲を落下させたわけは、ドアをあけた状態で飛行していたからに違いありません。通常なら、ドアをあけたまま飛行するなど考えられないわけで、その点を追求することが、厚木を飛び立ったときから訓練モードに入っていたのか否かを判断する基準になるわけです。

アメリカ側はあくまでも運用上の理由を口実に、詳細は明らかにしないわけですが、町としては簡単に妥協せずに、運用委員会の場などでドアをあけたまま小山上空を飛行したのではないかと、もう一步突っ込んだ追求をすべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 今、議員のおっしゃったこと、参考とさせていただきまして、引き続き機会あるごとに防衛省の方と連絡を密にして要請をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番（高畑博行君） 今回の空砲落下事件で改めて問題になるのが、市街地上空、特に文教施設や病院などの厚生施設上空の飛行と低空飛行の2点です。

オスプレイの飛行ルートでもわかるように、何回も防衛省との話し合いの場で市街地上空の飛行は避けることや、低空飛行についても言及しているにもかかわらず、アメリカ側は聞く耳を持ちません。今回事故を起こしたその時間、私は自宅の部屋の中にいました。ヘリコプターの余りにも大きい騒音に、庭に飛び出し、スマートフォンでヘリを撮りました。2機しっかり写っています。そのときの音はぱたぱたというような音ではなくて、ぱりぱりぱりというものすごい音でした。後でフェイスブックでやりとりした、教え子である、ある若いママさんは、余りの大きい音で赤ちゃんが眠られず、ぐずって困ると嘆いていたほどです。米軍にとっては小山町など市街地とは思っていないんじゃないのでしょうか。

この飛行ルートと低空飛行の問題は重要な要求ポイントになるので、今後も強く申し入れをしてもらいたい点ですが、それについてのお考えをお聞かせ願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 文教厚生施設や居住地上空における航空機の低空飛行を避けることにつきましては、米軍のみならず自衛隊にもかかわることでございます。東富士演習場使用協定を遵守するよう、今後も引き続き申し入れをしていきます。

以上でございます。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

ただ申し入れをただけでは、アメリカ側はどこ吹く風です。現にこの空砲落下事件の1か月後の8月23日、成美地区体育大会と北郷地区体育大会の開会式直後や最中に、2機のティルトローター機オスプレイが頭上を飛んでいきました。これは体育大会に参加した多くの町民が目撃しています。小山中のテニスコートの真上を飛んでいきました。

このことから容易にわかることは、アメリカ側には何の反省もないということです。ですから、今までどおりの申し入れだと期待薄なので、申し入れの仕方や内容を工夫して、もっと強く要請していく必要があると思うわけですが、その点はどうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 先ほども答弁しましたとおり、引き続き強く要請していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○4番（高畑博行君） 低空飛行による騒音問題では、現在でも騒音測定をしていると思うのですが、その状況と情報公開についてどうなっているのかお聞きしたいです。

また、今後、騒音測定場所を増やすという計画をお聞きしていますけれども、その点についても具体的な計画があればお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 砲撃音の測定については、南関東防衛局が平成25年9月に一色水田利用再編研修センターの敷地内に自動騒音測定装置を設置し、24時間常に測定しております。

この装置は、砲撃音の測定装置であり、飛行音の測定には向いていないと聞いております。

なお、測定を開始した平成25年10月から平成26年9月までの1年間分を集計した測定結果を、昨年11月に南関東防衛局から報告を受けているところでありますが、測定結果の公開については、南関東防衛局が検討しているところでございます。

また、住宅防音区域外にこの自動騒音測定装置の増設する計画を進めており、今年度中に北郷地域にもう1か所設置される予定でございます。

以上でございます。

○4番（高畑博行君） 今回の事件を受けて強く感じるのは、アメリカ側は日本側との取り決めや約束を平気で破る、また無視する傾向があるようです。沖縄での航空機の飛行実態を見れば、それは明らかです。

私は、東富士でも同じような実態があるのなら、演習通報を受けて危険を伴う予想がされる日は、沖縄の自治体のように、自治体職員や協力者による監視行動もやっていく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） オスプレイの飛行訓練事業には、既に南関東防衛局の職員の騒音測定及び南関東防衛局と連携して目視による飛行状況の調査を行っております。引き続き同様の監視を続けてまいります。

以上でございます。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

町職員の目視調査はぜひ継続してください。また、オスプレイが東富士に飛来するときは、南関東防衛局職員が来て、騒音測定もしているという答弁ですが、その測定結果は公開しないのかお聞きします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） まず、目視の飛行状況の調査につきましては、引き続き行ってきたいというふうに考えてございます。

また、オスプレイの騒音測定につきましては、訓練期間中には町内1か所、御殿場市の3か所において南関東防衛局の職員が測定しております。本年の5月及び6月の調査結果は、先月開催いたしました東富士演習場使用協定運用委員会の拡大会議で報告されたところでございます。

この調査結果の公表につきましては、国では参考測定で実施しているもので、運用委員会での報告以外の公表は考えていないとのことでございますけれども、既に公開の会議で公表しておりますので、南関東防衛局に事前に確認をお伝えすることは可能であると考えてございます。

以上でございます。

○4番（高畑博行君） いずれにしても、今回の空砲落下事件をうやむやに収束させない、こういう立場を堅持し、情報入手を国側に引き続き求め、事件をきっかけに不安に思っている住民

にきちんと説明できる努力を継続していただきたいと思います。同時に、オスプレイの飛行時には北郷地区上空が飛行モードとヘリモードのモード変換地点になっているようなので、その点も合わせて、町としても監視をしていっていただきたい、このように思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、放課後児童クラブの運営改善についてであります。

最近、何回か立て続けに放課後児童クラブ、いわゆる学童保育に関する相談を受けたり、疑問の声を耳にしました。詳細を聞くと、保護者と指導員間の意思疎通の欠如や、指導員のちょっとした不適切な言葉かけに起因したトラブルだったように思います。ただ、この相談を機会に、小山町の放課後児童クラブが抱える問題点を考えるいいチャンスを与えられた気がいたしました。

昨年、子ども・子育て関連3法の成立を受け、小山町は条例を制定し、放課後児童クラブについても一定の基準づくりがなされました。しかし、それはあくまでも条例上の設定であって、実際上の運営に係る諸問題は手つかずでした。事実、学童保育の運営主体は保護者会であったり指導員側であったりばらばらなのが現状です。子ども・子育て関連3法の成立を受け、条例を制定したのを機に、小山町の放課後児童クラブの運営を根本から見直す時期に来ているのではないかと私は考えています。

放課後児童クラブというのは、児童福祉の分野の中で一番取り残されてしまった部分だと思うわけで、ぜひ町が積極的にかかわり、運営改善に乗り出す必要があると思っています。

そこで、まず教育長にお伺いします。現在、小山町の放課後児童クラブの運営は、各クラブごとに任されており、町が一步踏み込んだ統括した指導体制になっていません。各小学校ごとのクラブがそれぞれ誕生し、育ってきたという個々の歴史があることは私も十分承知はしていますが、いまだにそれらがばらばらな状態で、統一された運営になっていないことについてどう捉えているのかお伺いをいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 高畑議員にお答えします。

小山町の放課後児童クラブは、平成11年に北郷小学校区で事業を始めて以来、いわゆる公設民営の形で運営をしてきました。具体的には、町と各クラブの運営主体である保護者会との間で委託契約を結び、各クラブは町からの委託料と保護者からの利用料を主な財源として運営をしているところであります。

現在の放課後児童クラブの指導体制がばらばらであるとのことですが、各クラブとも保護者と指導員で話し合いながら運営をしていると理解しております。しかしながら、各クラブごとにもいろいろな点で差が生じてきたことも事実であります。例えば、指導員の待遇などの面で、各クラブの財政的な事情から不公平な状況になりつつあったこともありました。

そこで、昨年度に委託料の算出根拠を全面的に見直し、指導員の待遇や保護者の負担に差が出ないように対処してきたところであります。

これからも各クラブ間で不公平な状態にならないよう対応してまいりたいと考えております。
以上でございます。

○4番(高畑博行君) それでは、具体的な質問を、以下、させていただきます。

まず最初に、現在5つの小学校にある放課後児童クラブの児童人数と指導員の数を教えてください。指導員については、フルタイムとパートの別や、補助員の数も教えていただけたらありがたいです。また、利用料は幾らでしょうか。更に、利用料については減免措置はあるのかどうかも伺います。また、利用料の決定権は各クラブごとにあるのでしょうか。その点も合わせてお尋ねいたします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○こども育成課長(湯山博一君) 本年6月1日現在の放課後児童クラブの児童数は、成美小11人、明倫小33人、足柄小23人、北郷小38人、須走小43人の合計148人です。指導員の数ですが、フルタイム、パートの区別は厳密にはありませんので、人数だけお答えいたします。指導員数は成美小4人、明倫小5人、足柄小3人、北郷小5人、須走小4人の合計21人です。利用料は月額1万円で、夏休み等には加算があります。減免措置についてですが、保護者の所得に応じて7割または4割の減額制度を設けております。利用料の決定権についてであります。各クラブ同額ということ的前提に委託料等を算定しております。したがって、各クラブとも利用料に差はありません。

以上です。

○4番(高畑博行君) 聞くところによれば、それぞれのクラブの運営上の運営資金を管理しているのが保護者会だったり指導員だったり、ばらばらなようです。事実上は保護者会であっても、なかなか1年交代だとできないものですから、指導員に頼るというふうな形なんだろうと思えますけれども、それぞれの5つのクラブの現状、実態がどうなっているのか、説明を願います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○こども育成課長(湯山博一君) 先ほどの教育長の答弁にもありましたように、町は保護者会と委託契約を結んでおります。したがって、資金の管理権限は保護者会にあると理解しております。しかし、放課後児童クラブの子どもたちの保護者は働いているため、忙しい中、放課後児童クラブの会計事務を担うことができないのが現実であります。

したがって、各放課後児童クラブとも、運営資金は保護者会管理という認識のもと、一定金額を指導員に預けて、毎日の支払い等をお願いするというような工夫をしている状況であります。

以上です。

○4番(高畑博行君) 学童保育を利用している保護者の中には、指導員や補助員の資質を問題視する声も実際に聞きます。新たな子ども・子育て関連3法とそれに基づく町の条例でも、指導員の基準は示されています。しかし、教育や保育の世界は資格さえ持っていればよいというもので

はありません。

常に研さんに励み、目の前の子どもに適切な指導や対応ができるようにしなければなりません。その点では、指導員研修やリーダー会議、情報交換会、巡回指導員や臨床心理士の配置と、その体制づくりは決して充実しているとは言えないと指摘しないわけにはいきません。その点はどうか考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） まず研修についてであります。全国の学童保育研究会は会場が遠いということもありまして、現在、1か所のクラブだけが参加をしている状況です。ただし、その研修内容につきましては、指導員会等を通じて各クラブに伝えるようにしております。

県の指導員会や東部指導員会は基本的に全てのクラブの指導員が参加をしております。町内におきましても、毎月1回指導員会を開催しまして、意見交換をするとともに、テーマを設定し、研修を実施しているところであります。

巡回指導等につきましては、今のところそのような体制は整っておりません。今後、指導員の研修や指導ができる人材の確保ができれば、より良い放課後児童クラブの運営ができるものと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） ただいまの答弁についてお聞きします。巡回指導体制の導入だけでなく、各指導員の資質向上のためのプログラムやシステム改善が私は必要だと考えます。4月の新年度スタートまでまだ時間があります。町内全指導員研修会を講演会や分科会をセットして行うなど、本格的に乗り出してほしいわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 研修につきましては、その他に県の主催する研修等にも参加をしていることをつけ加えます。また、更に、町内の毎月1回の指導員会におきまして、今、議員御提案のような研修会をセットするような工夫も、今後していきたいと考えております。

以上です。

○4番（高畑博行君） 放課後児童クラブには補助金が出ていると思いますが、どこからどの程度出ているのか。例えば、国、県、町で3分の1ずつなのか、また、総額で幾らなのか。また、その配分はどうしているのか、各クラブには児童数に比例して配分しているのかなど、説明を願います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） まず補助金についてであります。県の補助金といたしまして26年度決算ベースで約1,240万円余りを受けております。この補助金と町の一般財源を合わせまして、26年度決算ベースで約2,220万円余りを委託料として各放課後児童クラブに支払っているところであります。

配分の基準についてであります。教育長の答弁にありましたように、平成26年度から大幅に見直しをいたしました。配分に際しまして、均等割の基礎金額とともに、児童数、減額補填、障がい児の数、各クラブの留保金額などを算定要素としております。この結果、小規模のクラブも含めまして、委託金額の平準化が図られていると考えております。

以上です。

○4番(高畑博行君) 小規模クラブも含めて、委託金額の平準化が図られていると、こういう回答ですけれども、比較的大人数の児童を抱えるクラブの運営は余裕があっても、その年、少人数の児童しかいないクラブの運営は困難をきわめることが予想されます。

その場合、補助金配分をする上で配慮をしているのかどうか、改めてお伺いいたします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○こども育成課長(湯山博一君) 先ほど申し上げました基準に従って支払いをしているわけですが、まず年度当初のクラブの運営がスタートできますように、年に3回の支払時期を設けております。その最後の3月の支払いの時期に次年度の運営の金額を考慮して支払金額を調整しております。

以上であります。

○4番(高畑博行君) 指導員の身分はどうなっているのでしょうか。また、給与面はどうなっているのかも教えてください。また、何回も何回も広報おやまの無線で繰り返し指導員募集をしていたクラブもあったように思いますが、指導員のなり手がいないのか伺います。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○こども育成課長(湯山博一君) 指導員の身分についてであります。それぞれの指導員は各放課後児童クラブの運営主体であります保護者会と雇用契約を結んで勤務をしております。賃金につきましては、こども育成課から一定基準を示しまして、各クラブの指導員の公平性を保つようにしております。しかし、いろいろ細かいところで金額等にまだ差は残っている状況です。

指導員のなり手についてですが、慢性的に不足をしている状態が続いております。指導員の不足は放課後児童クラブの運営に直接影響を与えますので、指導員確保につきましては教育委員会も協力をして募集しているところであります。

以上であります。

○4番(高畑博行君) ただいまの答弁に対しての質問であります。指導員のなり手がいないのも、身分保障への不安が一つにはあるからではないでしょうか。それも各クラブごとに微妙に異なる。そこを解決するためにも、町が一步踏み込んでクラブ経営自体の平準化に手を出していかなくてはならないのではないのでしょうか。その点のお考えをお聞きいたします。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○こども育成課長(湯山博一君) 確認ですけれども、今の指導員の質問の再質問ということによるのでしょうか。「はい」と呼ぶ者あり)まず身分保障の問題ですけれども、契約でやってお

りますので、各保護者会の中で当然雇用保険等には入っております。身分保障、賃金の話なんですけれども、各指導員さんの状況に応じまして、いわゆる扶養の範囲内で働きたいというような指導員さんも非常に多いものですから、人数だけではなくて、放課後児童クラブの運営時間に関しましてもかなり差が出てまいります。ですので、放課後児童クラブの性質上、休み以外は午後からの勤務になります。ですので、賃金に関しましてはかえって満足いかないような状況にあり、指導員さんのなり手が無いというような原因も考えられると思います。

以上です。

○4番（高畑博行君） 隣の御殿場市は、小山町よりはるかに長い学童保育の歴史があります。その規模も比較にならないほど大きいです。そんな御殿場市は、今年の4月から公設民営の形態から、御殿場市放課後児童育成会を市役所子育て支援課内に事務所を設け、公設公営に準じたような形態に移管しました。

御殿場市の担当課にお聞きすると、それまでばらばらだった運営の一本化を図ったことによって、多くの点が改善できたとおっしゃっていました。例えば各クラブの運営の統一化、平均化ができた点や、各クラブごと大きな負担だった会計管理の負担軽減ができた点を挙げておられました。

小山町でもそれぞれのクラブがばらばらに運営しているからこそ生じる細かな問題点を解決するためにも、各クラブの運営の統一化、平均化を図り、会計管理も一元化すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 運営主体の統一化についてであります。まず各クラブの収支状況を見ますと、指導員の賃金がどのクラブも半分以上を占めております。したがって、例えば指導員を町が直接雇用することになれば、実質的に統一化が進むということができます。

更に、経費につきましても公会計として扱うことにすれば、完全に公設公営となることになります。

しかしながら、各放課後児童クラブには、これまでの習慣もありますし、何よりこのような形態にすることは町に膨大な事務の負担を生じさせることとなります。指定管理者制度をはじめとする事務の民間移管が進む中、公設公営化はその流れに逆行するということと言わざるを得ません。したがって、今のところ公設公営にすることは難しいと考えております。

しかし、各放課後児童クラブの運営が滞ったり、何よりクラブに通っている子どもたちの保育に支障が生じることは許されることではありません。したがって、運営形態の大幅な変更ではなく、指導員の資質向上のための研修の充実や外部研修に参加する際の負担軽減を図る施策を考えていきたいと思っております。更に先ほど答弁いたしましたように、常に各クラブの質を維持するための巡回指導、巡回相談ができるような仕組みづくりを始めていきたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 運営形態の大幅な変更でなく、指導員の資質向上のための研修の充実や外部研修に参加する際の負担軽減を図る施策を考えていきたいという御答弁、また、公設公営は考えていない、それは指定管理者制度などをはじめとする事務の民間移管に逆行するというふうな御答弁でしたけれども、御殿場の例えば例を見ますと、市が全部やっているわけじゃないんですよ。保護者の育成会、要するに連合体ですね、それがこども育成課の中にテーブルを2つ貸しまして、そこで要するに保護者の育成会が雇っているというか、そういう事務員が事務を行っているわけです。すぐそこでやっているものですから、担当課職員との風通しも非常にいい。こういうことがあるわけで、御殿場の学童の規模と小山の学童の規模を見た場合に、果たして小山がそれをできるかどうか、これは相当研究がやっぱり必要だとは思いますが、私は一歩踏み込んでほしいというふうに思うわけです。

それに伴って、最後2点質問をさせていただきます。

1点目は、新子ども・子育て関連3法の成立がなされて、町も条例改正をした今だからこそ、放課後児童クラブ運営の統一化、平均化が求められていると思うわけですし、その運営の統一に向けて町の担当課がもっと積極的にイニシアチブをとって、期限を例えば1年間というぐらいの目途を持って研究し、動くべきだと考えますが、どうでしょうか。

2点目は、運営の統一をすることで各クラブの指導員の転勤の導入もできるんです。一つところに長くいたらだめなんです。学校の教員や役場の職員などもそうでしょう。転勤や配置がえは研修の一つなんです。転勤や配置がえをすることによって、互いの活性化をすることは随所にあります。その意味でも、運営の統一化に合わせて指導員の転勤の導入をすべきと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） まず1点目のこども育成課がイニシアチブをとって指導をするということですが、もちろん今現在でも委託契約をしているということは、監督員は教育委員会こども育成課にありますので、その範囲内で指導員会等を通じて必要な指導は行っていると理解しています。

統一化に向けてのイニシアチブということですが、それに向けましては、この保護者会もしくは指導員会、もしくは契約の中のやりとりの中で、各クラブの意向も聞きながら、今後も別に排除をするわけではなく考えていきたいと思っております。

先ほどの答弁の中で言ったのは、運営形態というよりも、まずは放課後児童クラブの質を上げるための指導員の資質向上、それは研修の充実ということをまずメインにしたいよという答弁をさせていただいたつもりです。

2点目の転勤、配置がえの件ですが、これまでも各クラブ間で指導員さんが異動したということはありません。ですので、私達の契約の中で指導員さんの転勤であるとか配置がえであるということをとめているわけではございませんので、これにつきましても保護者会、指導員会

等を通じまして、各クラブの指導員さんの意向などを聞きながら、今後、検討していきたいと考えております。

以上であります。

○4番（高畑博行君） 産んで良し育てて良しの小山町、児童福祉が充実している小山町、それがうわさになって若い御夫婦が集う小山町、そうなるために、放課後児童クラブの内容の充実は避けて通ることはできません。

北郷小学校、足柄小学校放課後児童クラブのように、いまだに支所への間借り状態であり、立地条件、環境も劣悪なクラブもあり、施設設備そのものの検討を急がれるクラブもありますが、子ども・子育て関連3法施行後の今のタイミングだからこそ運営上の大改革に手をつける時期でもあると私は考えます。

ぜひ関係者各位の英知を凝らし、改善努力されるよう、心より期待申し上げまして、私の質問を終了とさせていただきます。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は今回、通告により2件の一般質問をさせていただきます。

まずはじめに1項目目の質問に入ります。スクールバスの運用についてであります。

現在、スクールバスの運行については、駿河小山幼稚園児用の10人乗りのワゴンと足柄地区などの小山中生徒が乗車する25人乗りのマイクロバスを無料で利用していると聞いております。今年度予算でも425万円計上しております。

私は、現在の状況について保護者に相談を受けましたところ、今年は乗車希望の方の人数が多いので抽選にし、許可証を渡していて、抽選に落ちた方は電車か家族が送迎していると言っておりました。確かに25人乗りでは全員の生徒を乗せるには無理があると思います。

乗車を希望する人としらない人がうまくいけば良いかもしれません。中には抽選では兄弟で1人が乗れないという事態もあると言っておりました。

保護者の方の意見を聴きますと、一つとして朝の登校時は朝練の7時到着に間に合うバスを1本追加し、朝2本、下校時1本の全員が乗車できるようにしてほしい。2つ目として、コミュニティバスを運行していますが、空きバスが多いので、桑木、足柄駅、小山中学校間を小山中生徒が登下校時に乗車できるバスに配置してほしい旨も希望していました。

町でも昨年5月に金太郎公共交通計画の小山町地域公共交通総合連携計画概要報告書の中で、スクールバス、通園バスの効果的な活用でスクールバス、通園バスをそれぞれの通学時間帯に応

じて運行して、効率的に活用されると、また通学の利便性を確保することで子育て世代の定住を促進しますとも明記されております。

そこで質問ですが、1つとしましてスクールバスについて今後抽選でなく希望者全員が乗車できる方法を検討する考えがありますか。

2つ目としまして、10月にコミュニティバスの見直しがあると聞いておりますが、生徒が先ほど申しました乗車できる時間に運行できるように見直しのときに取り入れる考えはありますか。

3つ目、私の一つの考えとしまして、北郷地区など小山町の遠距離児童生徒を含めた全体を考えた登下校時における専用の通学バスの運用をこれから検討した方が良いと思いますが、どうでしょうか。

いずれにしても児童生徒達が安全・安心に通えるようなスクールバス、通学バスの運行にしていきたいと思っておりますので、積極的な回答をお願いします。

1項目目についての質問は以上であります。

続きまして、2項目目の質問に入ります。

自治体のW i - F i (ワイファイ) サービスの整備についてであります。

最近、私達の身近でよく聞くようになったW i - F iという言葉があります。パソコンを使っている人は設定などでW i - F iという用語を見たことがあるかもしれません。簡単に言えば、これは自宅のインターネット回線からパソコンにつながる有線ケーブルを無線化したもので、同時に複数の機器と接続することです。

つまり、自治体でW i - F i対応のパソコン、スマートフォン、タブレット、家庭用ゲーム機器といった様々な機器で同時にインターネットを楽しむことです。

私なりにW i - F iの利点、すなわちメリットを調べましたところ、次の幾つかの指摘などがされておりました。

1つ、何よりも通信速度が高速である。

2つ、スマートフォンやタブレット端末を持ち歩く人が増えて、多くの利用者に情報やサービスを提供することが比較的容易である。

3つ目として、整備を有効活用したネットワーク構築が可能であると。

4つ目として、無料のW i - F iサービスを行っているエリアには、その利用環境を求めて人が集まってくるのが期待できるなどのメリットがあるようであります。

そこで、このW i - F iを自治体において整備活用できないかですが、地方自治体がW i - F iを提供する場合、1つ、観光、2つ、防災、減災、3つ、住民サービスの向上、行政事務の効率化の3つの目的が考えられるようであります。

1つ目の観光ですが、観光客がスマートフォンなどを用いて観光地で情報収集や情報発信、各種予約などの提供、特に訪日外国人観光客への必要性が指摘されています。外国人も含め、誰でも簡単に利用できることが重要であります。多言語対応も考慮する必要もあると考えられます。

2つ目の防災・減災については、特に小山町にも日常の防災活動や災害発生時の情報提供や情報把握、情報交換、コミュニケーションなどの通信手段としてW i - F i 整備をしたいと思いません。

3つ目の行政サービスの向上、行政事務の効率化については、自治体の内部業務の効率化を目的としてW i - F i を活用することだと思われます。自治体だけでなく、地域の公共的施設が利用、提供もできるようであります。

以上、概略を述べさせていただきましたが、小山町も自治体としてW i - F i を整備することにより、様々な業務分野での活用により、これからのまちづくりに期待されると思ひますが、W i - F i サービスの整備について、導入企画の具体化に向けて、町長は今後検討する用意があるかお伺ひします。

以上、2項目について質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答ををいたします。

はじめに、スクールバスの運用についてのうち、希望者全員が乗車できる方法の検討と、10月からコミュニティバス見直しに伴い、小山中生徒の登下校に対する乗車を取り入れる考えはあるかについてであります。

昨年10月から、町内巡回バス及び須走方面からの小山高校通学バスを再編して、コミュニティバスを運行し、更に成美明倫地区においては無料調査運行バスを運行しているところであります。また、それまで町内巡回バスを通学時間帯に運行して、スクールバスとしてきたものを昨年10月から変更して、マイクロバス1台とワゴン車1台により駿河小山幼稚園の通園バス、成美明倫足柄小学校及び小山中学校のスクールバスとして無料で運行してまいりました。

これまでもスクールバス運行に関する要望等については、運行時間や使用者人数に対するものが寄せられ、できる限りの対応を実施してまいりましたが、各地域の全ての要望に応えることができない状況にあります。

本町において持続可能な公共交通とするためには、町のコミュニティバス、J R 御殿場線及び富士急行による路線バスが連携を強化し、効率的な交通体系を確立し、多くの方々に利用してもらう必要があります。

町のコミュニティバス運行計画については、昨年10月から今月末までの成美明倫地区で実施している調査運行を十分検証し、改めて足柄地域も含んで検討を進めてまいりました結果、来月からは有料による実証実験運行開始することとしております。

今回計画しておりますバスは、運行経路についてはこれまでのスクールバスの経路とはほぼ同じ経路であることから、駿河小山幼稚園の通園バスを除いて、現在のスクールバスは廃止し、公共交通へ移行することといたしました。

なお、登下校の時間帯に合わせて運行するとともに、御要望の多かった朝7時までには学校へ到

着できる運行を増便することとしております。また、乗車人数が乗車定員を上回ることが予想される場合には、増車や車両の変更等が可能となります。

今までの専用車両から公共交通を利用した登下校となることから、公共性や社会性を学んでいただく機会にもなると考えております。

利用者負担についてであります。運行ダイヤの検証や利用促進のためのPRを兼ねて、これまでスクールバスを御利用いただいていた地域においては、経過措置として10月から平成28年3月末までの平日利用については無料といたします。経過措置後につきましては、利用者負担が新たに生じるところとなりますが、中学生、高校生は小児相当の運賃とし、更に通学用定期券や回数券の設定により、利用者の負担額をできるだけ少なくすることとしております。

併せて遠距離通学費補助金交付要綱に基づく補助制度について検討を行い、保護者の方の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、北郷地区などの小山町の全体を考えた登下校時の専用通学バス運用についてであります。先ほど申し上げたとおり、通学バス専用による運用ではなく、公共交通の取り組みの一環として検討を進めていきたいと考えております。通学時間帯には小学生、中学生だけでなく、高校生の対応も必要と考えております。例えば北郷地区では、以前から上野線等の路線バスを小中学生の通学だけでなく、高校生の御殿場方面への通学に利用いただいております。

今後の公共交通の維持活性化には、各地域における朝晩の通学、昼間の買い物や通院の利用など、幅広い年代層の利用が不可欠と考えております。

公共交通の充実を進めていくとともに、停留所周辺における歩道の整備や通学路の安全確保、登下校時の地域での見守りなど、児童生徒達が安全・安心に通学できるようなまちづくりの施策に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、関係課長から御答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 自治体のWi-Fiサービスの整備についてであります。

Wi-Fiは無線LANを利用したインターネット接続サービスのことで、情報通信に関する技術、ICTインフラの中でも災害に強く、地域活性化のツールとしても有効な無線LANと言われております。

また、スマートフォン等の普及により、無線LANの利用可能な端末が急速に増えてきております。観光面においては、外国人観光客を中心にWi-Fiの充実に対する要望が強く、2020年の東京オリンピック、パラリンピックの開催に向けて、国内外の観光客が手軽に情報を入手できるよう観光拠点等における公衆無線LAN環境の充実を国が積極的に進めております。

また、防災・減災の面において、Wi-Fiは電話回線が1局集中により混雑して利用できない場合でも、インターネットにアクセスしやすく、災害時でも効果的に情報を受発信できる通信手段であると考えられます。

本町の公共施設におけるWi-Fiの整備状況は、役場本庁、指定管理を行っている総合文化会館や2つの道の駅などに導入されておりますが、十分な整備状況とは言えないところでございます。

Wi-Fiの整備は官民連携が有効に機能するモデルであり、駅やバス停などの交通拠点、ホテル、コンビニや飲食店、自販機などでの民間主導の整備と連携しながら、防災拠点などは行政主導で補完し、地域全体での整備を推進することが重要であると考えております。

今後は静岡県・山梨県・神奈川県が広域的にWi-Fi環境整備を進めているFujisan Free Wi-Fiプロジェクトなどの取り組みと連動しながら、町からの情報提供となるホームページの充実を図るとともに、有効なWi-Fiの設置箇所等を検討し、推進していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ありますか。

○3番（鈴木 豊君） 1項目目のスクールバスの運行について、2点ほど再質問させていただきます。

1点目は専用の通学バスを今回計画しているバスの運行経路について、スクールバスと経路がほぼ同じということで、コミュニティバスに移行し、来年度から有料になるとの回答がありましたが、早朝練習の早い時間については配慮されましたですが、1つ目の質問の希望者全員の乗車ができる方法の件で、増車や車両の変更等が可能と回答がありましたが、乗車人数が多くなった場合の対応ができることよろしいですか。

次に、来年4月から中学生も有料になるということで、父兄の負担がかかると思います。昔から足柄から小山中に通う生徒に対しては町が負担することになっていると足柄区民は思っていますので、足柄から小山中学校に通う生徒に対して無料にすべきだと思いますが、無料にする考えはありませんか。本来、無料であるべきスクールバスの運行との意味合いがなくなるのではと思いますが、いかがでしょうか。

1項目目の以上2点、お願いします。

2項目目の自治体のWi-Fiサービスについてですが、整備を推進していくことで近隣市町や全国的な整備状況を見ながら推進をお願いしたいと思います。特に防災・減災の面でも活用できますので、早期に準備をお願いします。回答は結構です。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（長田忠典君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、乗車人数が多くなった場合の対応についてでございます。10月からは公共交通として運行いたしますので、乗車定員を超えることが予想される場合には増発により対応いたします。また、常に乗車定員を超えることが続く場合には、増便により対応したいと考えております。

次に、足柄から小山中学校に通う生徒について無料にする考えはないかについてでございます。先ほどの町長の答弁で申し上げましたが、保護者への負担軽減につきましては、中学生は小児相当の運賃とし、更に通学用定期券や回数券を設定することにより、負担額をできるだけ少なくいたします。

また、遠距離通学につきましては、町内全域の均衡等も考慮し、遠距離通学費補助制度の見直し等の中で検討してまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○3番（鈴木 豊君） スクールバスの無料についてですが、今の答弁ですと負担を軽減するのみということで、無料という言葉が返ってきませんでしたですが、私の考えは本来的には児童生徒については無料にすべきだと、私は考えを持っております。こういう医療費も中学生までは無料ということの中で、やはり父兄の負担を少なくすべきであるということで、町長の考えもお聞きしたいと思います。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員の再々質問に対してお答えをしたいと思います。

先ほど課長が答弁したとおりであります。ここに至るまで、公共交通会議という多くの方に入っただいて、これは種々検討し、かつまた地域でもこの件については協議をいただいているということで、またここで各地区において、町の方から出向いていって、この件についてはしっかりと説明させていただきますので、御理解いただきたいと思います。

○3番（鈴木 豊君） 一般質問は終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、1番 遠藤 豪君。

○1番（遠藤 豪君） 私は、今回、一般質問の時間をいただき、大きく2件の質問をいたしたいと思っております。

先日、平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算書が議会に提出されたところでありますが、それによりますと、歳入総額92億5,997万円で、歳出総額87億9,271万円、歳入歳出の差引額は4億6,726万円でございます。しかし、差引額には繰越分が含まれており、これを差し引くと実質収支額は1億9,128万円になります。これから25年度の実質収支額3億3,190万円を差し引くと、26年度の単年度収支は残念ながら1億4,061万円の赤字となります。

これは年度により歳入歳出にばらつきがございますので、補助金や繰入金、あるいは町債などの関係もありますので、余り心配しておりませんが、一つ残念なのは、昨年度増えました町税が1億2,000万円余の減額となっておりますことでございます。これについては大変残念だと思っております。結果、町の借金に相当する町債残高はおよそ96億2,800万円余となるようでございます。

そこで、1件目の平成26年度会計決算に伴う繰越事業について質問をいたしたいと思っております。

通常、年度処理が基本となる事業が何らかの理由により年度処理ができず、繰越事業となった

ものが何件か見受けられます。また、予算規模の大きいものも該当しており、現在、大きなプロジェクトを進めている込山町政にとっては看過できない一つと思われます。

その中で、少しでも早く事業を進めるため、議会側としても補正予算への対応など、協力を惜しまない考えでおります。

26年度の一般会計及び特別会計を含めまして、繰越となった事業について、以下の件について質問をいたします。なお、件数につきましては6月議会で説明を受けましたが、確認のため再度伺います。

①明許あるいは事故繰越を合わせ繰越件数は何件あったのか。

②一般会計予算に占める割合はどのくらいになるのか。

③繰越の主な理由は何か。

④そのうち既に今年度事業着手されているものもあろうかと思いますが、その進捗状況についてはどうであるか。

⑤事業によっては相手があり、了解が得られないなどが見込まれ、かつ今後ますます事業の細分化や専門化が進むことが考えられますが、それに対応する職員の研修や技術職員の配置など、適材についてどのように考えているのかをお伺いいたします。

次に、大きな2点目の平成27年度から向こう5か年の町の財政状況についてお伺いをいたします。

町では現在小山町内陸のフロンティアを拓く取組を平成25年度から始めており、三来拠点事業として小山パーキング周辺、湯船原、足柄サービスエリア周辺のほか、富士小山わさび平、南藤曲地区の住まいづくり事業など、議会を含めまして町一丸となって事業を進めております。特に今年度は湯船原地区の開発で県企業局による小山湯船原工業団地の事業化、新産業集積エリアの開発に伴う測量・用地補償費など、その財源として特別会計としてのその他債の借入れなど、相当額が見込まれます。

更に足柄サービスエリア周辺地区と富士研修センター跡地の取得、わさび平の用地取得と、その整備費など、引き続き大きな予算が必要になってまいります。まさに小山町にとってはここ十数年来の大型プロジェクトであり、これに伴う予算措置も大変であろうと推察しております。

また、町民の中には、小山町も新東名が通過し、インターチェンジができ、大きな事業がめじろ押しだが、財政的には大丈夫だろうかといぶかる声を上げる人もおります。これだけの事業を進めるには、当然ながら財政の裏づけがあつてのことと思いますが、今年度を含み向こう5か年の財政状況についてお伺いいたします。

まず一般会計について、歳入を今年度並みと仮定した場合で、①5年間の年度ごとの状況はどうか。次に、特別会計での起債の借入れ状況と償還について、向こう5年間についてお伺いをいたします。

②として起債の借入れ状況はどのようになるのか。

③といたしまして、起債の償還が一部始まると思いますが、これについてはどうか。

④といたしまして、起債の種類も事業により幾つかあるかと思いますが、その利率についてお伺いいたします。

⑤について、年度によって限度額を越す数値の年があるのかどうか。

⑥といたしまして、これまで財政状況の目安として財政力指数や公債比率などの数値が問題視されてきたところがございますが、昨今、予算に対するプライマリーバランスが目安の一つとされてきているようですので、この点についていかがなものか。

最後に、向こう5か年、大変厳しい財政状況が見込まれると思うわけですが、この難局を乗り越える決意を町長からお聞かせ願ひ、私の質問といたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 遠藤議員にお答えをいたします。

はじめに、平成26年度会計決算に伴う繰越事業についてのうち、細分化や専門化の進む事業に対応する職員の研修や、技術職員の配置など、適材適所についてであります。

議員の御指摘のとおり、地方自治体の実施する事業は、繰越事業に限らず、年々細分化及び専門化しております。職員で対応できない事業等については、外部へ委託するなどしておりますが、職員自体の能力を向上させるため、毎年職員研修計画を作成し、計画的に各種の職員研修を実施しております。

昨年度からは土木職の職員を対象とした土木技術研修を開催するなど、職員の能力向上に取り組んできております。

技術職員の配置についてですが、主任級までは自己申告書により本人の希望を確認し、その職員の経歴や事業担当課における事業の有無等を検討し、適材適所となるよう配置をいたしております。

技術職員の採用につきましては、毎年募集をしておりますが、残念ながら応募者が少ない状況にあり、技術職員の人材確保に苦慮いたしております。

そこで、大型事業を控え、町の技術職員と一体となって事業を担当していただくために、国や県との人事交流及び技術派遣や民間からの研修受け入れといった形態を活用し、町職員以外の技術職員の方々に事業を担当していただくとともに、そのノウハウを町職員に伝授していただくなど、町職員のスキルアップに努めております。

また、技術職員の高齢化が進行いたしますと、事業担当課の事業遂行に支障が出るだけでなく、組織の編成上も問題となるため、定員適正化計画との整合を図り、今後も計画的に技術職員の採用を行うなど、様々な方策により細分化や専門化した事業の安定的で継続的な遂行を目指していきたいと考えております。

次に、平成27年度から向こう5か年間の小山町の財政状況についてのうち、厳しい財政状況を乗り越える決意についてであります。

今後5年間の財政状況につきましては、議員のお考えのとおり、厳しいものになると認識をいたしております。

財政収支を推計することで、健全な財政運営を堅持するため、毎年当初予算額をベースに作成しております中期財政計画においても、町の収入の基幹である町税につきまして、平成26年度に一旦増加に転じたものの、平成27年度は減少に転じ、来年度以降も大幅に伸びる状況ではありませんが、同程度で推移する見込みであります。

そのような中ではありますが、町では国で進めている地方創生に基づき、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組むとともに、町の一大プロジェクトである三来拠点での取り組みにより企業誘致を図り、税収の確保、雇用の確保及び定住・移住人口の拡大などから、金太郎のような力強い町を目指しているところであります。

また、財政の健全化につきましても重要な事項であると捉えており、限りある財源の有効的な活用、効率的な事業の執行にも努めてまいります。

その他の質問につきましては、関係部長から御答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野 学君） 平成26年度会計決算に伴う繰越事業についてであります。

はじめに、繰越事業の件数についてであります。平成26年度から平成27年度に繰り越した事業は、一般会計で繰越明許が11事業、事故繰越が10事業で、合わせて21事業となります。また、一般会計以外では水道事業会計で事故繰越が1事業となっております。

次に、予算に占める割合についてであります。繰越明許、事故繰越を合わせまして、繰越事業の総額は4億7,908万1,426円であり、一般会計予算に対する割合は予算総額の概ね5%となっております。

次に、その主な理由についてであります。はじめに、繰越明許につきましては、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより翌年度に繰り越しして使用することができるものであり、その理由は種々様々であります。

平成26年度の繰越明許の理由といたしましては、国の補正予算による事業のため、年度内に完了できないもの、材料が特注品であるため、その納品に時間を要するもの、また、工期が2か年にまたがらざるを得ないもの等があります。

事故繰越の理由といたしましては、その多くが地権者等との協議に不測の時間を要したことから、年度内の完了ができないものとなっております。

最後に、進捗状況についてであります。

繰越明許した11事業中、9事業が着手済みであり、そのうち3事業が既に完了しているところであります。また、事故繰越した10事業につきましては、4事業が完了しております。

次に、平成27年度から向こう5か年間の小山町の財政状況についてであります。

はじめに、一般会計の今後5年間の年度ごとの財政状況についてであります。議員の御質問では、年度ごとの財政状況はどうかということではありますが、一般会計におきましては総合計画の実施計画に掲げられる事業を実施するための財源的な裏づけと財政調整基金の計画的な積み立てを行うことを目的に、5年間の中期財政計画を策定しております。平成27年度から5年間の計画は、本年3月に作成し、公表しておりますが、町債残高については平成28年度をピークに減少していく予定であり、健全化を示す指標である将来負担比率等の健全化判断比率は基準内の値で今後も推移していく見込みであります。

次に、特別会計での今後5年間の起債の借り入れ状況についてであります。まず、新産業集積エリア造成事業特別会計では、平成28年度に造成計画業務あるいは許認可協議・申請業務に係る財源として1億円程度、平成29年度には用地取得や補償費が主となりますが、17億円程度の借入を行う見込みとなっております。

また、宅地造成事業特別会計では、借入残高が平成26年度末で9,880万円であり、今年度は用沢地区及び富士小山わさび平地区での用地取得費の財源として1億1,600万円の借入を、平成28年度からは用沢地区及び富士小山わさび平地区での測量設計造成工事の財源として借入を行う見込みとなっております。

次に、起債の償還についてであります。新産業集積エリア造成事業特別会計では、事業完成時まで償還を据え置く予定となっており、造成完了後、分譲収入をもって返済することとしております。

宅地造成事業では、今年度から南藤曲のクルドサック16の償還が始まりますが、分譲収入をもって返済の見通しとなっております。また、今後、用沢地区、富士小山わさび平地区での償還につきましては、分譲開始年度まで元金について据え置きをする予定であります。

次に、起債の種類と利率についてであります。起債の借入先につきましては銀行等引き受け資金であり、利率につきましては実際借り入れる際に見積もりにより決定しているところでありますが、予算上では5.0%以内を見込んでおります。

次に、限度額についての御質問であります。限度額については予算で定めており、これを超えて借入することはできないこととなっております。

次に、プライマリーバランスについてであります。プライマリーバランスは借入金を除く税収などの歳入と過去の借入に対する元利償還を除いた歳出との差のことであり、そのバランスが均衡していれば借金に頼らない行政サービスをしているということを表すものであります。本年3月に公表いたしました平成25年度決算に基づくプライマリーバランスに関する情報では、2億6,237万3,000円の黒字となっております。また、27年度当初予算においてもプライマリーバランスは1億1,015万6,000円の黒字であり、新規の町債の借り入れについて元利償還金を上回らないよう予算編成時に努めているところであります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問はございますか。

○1番（遠藤 豪君） 終わります。

○議長（米山千晴君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 佐藤省三君。

○2番（佐藤省三君） 一般通告質問ということで2件質問をさせていただきます。

まず最初に、小山町の健康寿命、お達者度向上のための町民の自主的な軽運動の推進及び施設の運用面での向上について質問いたします。

小山町は、健康寿命について、県下では他の市町村の後塵を拝する立場に置かれているようです。これには様々な原因があるかと思いますが、健康増進課など各担当では様々なイベントや健康診断に頑張っておられます。昨年はその努力の結果、成績が向上中とのことであります。

そのような中、町民が自主的にできることはランニングやジョギング、ウォーキングなどの軽運動であると考えます。幸い、本町には各地に体を軽く動かせる施設が整い、多くの町民が自らの意思によって健康増進の軽運動を行っております。

須走地区には都市整備課所管の須走地区多目的運動公園があり、ランニング、ウォーキング用のコースが整備され、夜間照明もあって多くの町民が利用しています。また、足柄地区には農林課所管の足柄ふれあい公園が用意されております。更に北郷地区では総合文化会館、多目的運動広場やその外周がそのための施設として活用されております。

これらの施設で行われる町民の自主的な軽運動、ジョギング、ランニング、ウォーキングなど、健康増進課の推し進める健康マイレージの一環として更に推進するために、現在行っている施策や今後進めるべき方策がどうあるべきか、健康増進課長のお考えを伺いたいと存じます。

健康増進課の推し進める各種イベントやテレビ体操などに加えて、町民自身の、自分に都合の良い時間帯に自ら行う運動は、健康増進に計り知れない効果を与えるものと考えるものであります。

次に、総合文化会館横の多目的広場及び野球場の周辺には、小山分校跡地利用計画の際、ランニングコースを作る計画があったと聞いておりますが、現在、沙汰止みとなっております。照明が不十分で、夜間ランニングやウォーキング、散歩などに取り組む町民も多く、衝突などの危険が指摘されております。

また、ミッション通りも小山道場から文化会館入り口を通り246号線インターに至るまでの間及び野球場西側、南側、多目的広場東側に外灯がなく、大変暗くて足元が不安であります。また、足柄地区の足柄ふれあい公園は、あずまややパークゴルフ場、遊歩道が整備され、広々とした気

持ちの良い地区民の憩いの場になっております。ところが、ここも夜間照明が不足しており、いつでも運動ができるわけではありません。

このような施設の夜間照明の現状により、多くの町民が隣接の高根ふれあい広場や原里友愛公園などに出向いて軽運動を行っておると聞いております。また、神奈川県まで出向き、ランニングに汗を流す町民もおります。

以上、各施設は主管課が異なり、街路灯も他の担当課になると思いますが、お達者度向上のために頑張る町民のため、多目的広場周辺の夜間照明やミッション通り、野球場、多目的広場外周道路に外灯を増設できないか。また、足柄ふれあい公園の夜間照明の拡充ができないか、施設の運用面での向上について、町長に伺います。

2つ目の質問をいたします。町内各小中学校におけるいじめ等子どもたちの学校生活に関する実態把握の仕方と対応について伺います。

昨今、学齢期にある子どもたちのいじめによる自殺や安易に殺してみたかったなどという若年層の凶悪犯罪がマスコミ等で取り上げられています。川崎市での事件、岩手県での中学生の自殺、中部の国立大学の学生による殺人など、全体としては少年犯罪が減少傾向にある中で、小中高等学校児童生徒間や同世代間の不適切な交友関係から発生するいじめなどによる痛ましい自殺や殺人などが後を絶ちません。

このような事件などの被害者や被害者の家族の悲しさ、悔しさ、無念さはもちろん、加害者やその家族にも悔悟の念は一生涯重くのしかかるものと思われまます。

そのような気持ちに陥らせないようにすることが私達大人の責任と考えます。つまり、その兆候を把握して事前にその芽を摘むことが大切です。

小山町では大変安定した学校生活を子どもたちが送っていることと伺います。このことは大変ご同慶の至りでございますが、転ばぬ先のつえということもあります。小山町内各小中学校にその兆候や兆しはないか。事前にそのような兆候をどのように把握するのか。あった場合、どのように対処するか等、以下の項目について教育長に伺いたいと存じます。

- 1つ、学校生活に関するアンケートはどのような内容で、年間何回程度行われるか。
- 2つ、アンケート以外の把握方法はどんなものがあるか。
- 3つ、事例が挙げられた場合、校内での共有化をどのように図るか。
- 4つ、具体的な対応をどのように図るか。
- 5つ、関係機関との連携はどのように図るか。
- 6つ、現在、小山町内の小中学校に心配な兆候はあるのか。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 佐藤議員にお答えをいたします。

お達者度向上のために町民の自主的な軽運動の推進及び施設の運用面での向上についてのうち、

文化会館周辺のミッション通り、多目的広場及び野球場周辺、更には足柄ふれあい公園においてウォーキングなどの軽運動が安全にできるような照明施設の拡充ができないかについてであります。

生涯学習施設の中の多目的広場及び小山球場の利用時間は、現在、午後5時までとしており、夜間イベント等がある場合を除き、施設内の照明の点灯は行っておりません。また、多目的広場及び小山球場周辺道路は、夜間のウォーキングや軽運動での利用を想定した施設とはなっておりませんので、照明施設の増設につきましては、現在、考えておりません。

足柄ふれあい公園につきましては、外周道に照明灯が8か所あり、現在は午後9時に消灯しております。このうち、管理棟付近の4か所につきましては、防犯上の観点からひと晩中点灯しております。消灯時間の午後9時までは足柄ふれあい公園の外周道をウォーキングコースとして利用する場合でも特に衝突等の危険性はないものと認識しておりますので、現在の管理運営形態を継続してまいりたいと考えております。

しかしながら、町民の皆様がお達者度向上のため、それぞれ自主的に運動をはじめとした健康づくりに励んでいただくことは大いに推奨してまいりたいと考えております。そのため、効果的なウォーキングの基礎知識を広く啓発していくとともに、総合体育館のランニングコースや専門のトレーナーが常駐しているトレーニング室、また、現在、リニューアルしている健康福祉会館を活用した事業を実施することにより、更に町民の健康増進について力を入れてまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、教育長、関係課長から御答弁申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 町内小中学校におけるいじめ等子どもたちの学校生活に関する実態把握の仕方と対応についてであります。

まず、御質問に答える前に、いじめの定義について確認をしたいと思います。平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法において、いじめとは当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと規定されております。

つまり、一定の人間関係がある者からの言動により、本人が苦痛を感じているものは全ていじめと言うことができます。

これらを踏まえましてお答えをいたします。

はじめに、学校におけるアンケートについてであります。各学校でそれぞれのいじめ防止基本方針に基づいて、年に2回アンケートを実施しております。内容は各校それぞれですが、例えばからかわれたことがあるか、または見たことがあるかであるとか、服装やあいさつの様子が最近変わったかなど、工夫をしたアンケートを行っているところであります。

次に、アンケート以外の把握の方法についてであります。いじめに限らず、生活の中で子どもたちの変化をつかむことは最も重要なことです。例えば授業におけるお互いの指名の際に特定の子どもの指名が減ったであるとか、子どもたちの会話の変化など、常に子どもたちの様子を見たり聞いたりして、いじめなどの兆候をつかもうとしております。

次に、学校内での情報の共有化についてであります。緊急なものについてはもちろん直ちに対応いたします。通常は職員会議等において時間をとって報告を互いにしてしておりますが、職員会議に限らず、常に教職員同士で子どもの様子を伝え合うことを各学校とも心がけております。

次に、具体的な対応についてであります。現実にいじめ事案が発生したときですが、まず事実の確認が必要です。子どもに対しては必要な聞き取りなどを環境を整えて複数で聞くようにしております。重篤な事態であれば、もちろん子どもの安全の確保が最優先となります。保護者に対しましては、家庭訪問をして連絡、説明などをしますが、必要であれば保護者説明会の開催も考えられます。

いずれにいたしましても、いじめ事案に関しましては特に迅速で適切な対応が求められますので、いつでもどこでも誰にでも起こり得ることと予測して行動するよう心がけております。

次に、関係機関との連携についてであります。各学校においては、いじめ防止基本方針を策定し、それに基づいたいじめ防止の組織を設けております。その構成員として、警察官、主任児童委員、学校評議員、スクールカウンセラーなど、専門的な知識を持つ方や学校以外の組織の方に参画をしていただいております。

更に教育委員会として対応する必要がある場合は、条例に基づく小山町いじめ問題対策連絡協議会や小山町いじめ問題専門委員会などもかかわることとなります。これらの委員会には、警察署、児童相談所、保護司、心理士、弁護士などが参画しており、適切な対応ができるようにしているところです。

また、委員会等の開催がなくとも、常日頃から関係機関と連絡を密にすることが大切であると考えております。

最後に、現在、町内で心配な兆候はあるかについてであります。教育委員会では毎月1回各校からいじめの有無について報告を受けております。この報告に際しては、学校、教育委員会ともいじめはあるという前提で、どんな小さなことでも挙げるようにしております。幸い、報告にはいじめと認められるような事例はありませんが、各学校、教育委員会とも今後も常に注意を払わなければいけないと考えております。報告がないからと安心してしまうのではなく、教師にはいじめの芽を早期に認知し、指導できる豊かな感性が必要ですので、今後も研修の機会を通して資質の向上を図っていきたいと考えております。

一般的に、いじめる側には心のよりどころのない寂しい子が多いことも懸念されているところです。そこで、地域や保護者の皆様にも御協力願ひ、あいさつなど、声かけ運動を推進し、社会総がかりで子どもたちの健全育成に力を入れていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） お達者度向上のために町民の自主的な軽運動の推進及び施設の運用面での向上についてのうち、町民の自主的な軽運動を健康マイレージの一環として推進するために、現在行っている施策や今後進めるべき方策についてであります。

はじめに、現在行っています施策についてであります。おやま健康マイレージ事業は、明るく健康に暮らせる町づくりを推進することを目的に、多くの町民の皆様健康への関心を持ってもらえるような取り組みとして、昨年6月から開始したものであります。

この事業は、様々な健康づくりの取り組みがポイント対象となり、おやま健康マイレージのポイントカードにポイントをためますと、商品獲得や特典が得られ、健康づくりのきっかけや継続への励みにしていただくというものであります。

特定健診やがん検診の受診、運動教室や健康講座への参加などの健康増進活動だけでなく、町の催しや地域行事、ボランティア活動などの生き生きとした生活や活動も対象としております。

ポイントのため方といたしましては、各種行事や催しに参加して健康マイレージ専用の金太郎スタンプを押してもらおう方法と、運動、食生活改善、体と心の休養、地域活動、ボランティアなどに取り組み、その記録を自分で記入する自己申告を併用しております。自主的なウォーキングやジョギングなどの運動をしている方は、自己申告でカードに日付と運動の印を記入し、1日1ポイントをつけていただけるようにしております。

30ポイントためたカードは、温泉やトレーニング室等が利用できる500円相当のハッピーチケットと交換できます。更に3か月に1回の抽選で、町内事業書の協賛による商品が当たり、この9月の抽選では8事業所から3,000円相当の商品を多数御提供いただいております。

次に、今後進めるべき方策についてであります。初年度の平成26年度は延べ200人の参加となりましたが、町民への周知が課題となっておりますので、町の保健事業や催しでの案内や抽選ごとに広報おやまや無線放送を活用したPRを更に進めてまいります。

また、自己申告でポイントをつけることができる活動に対しても、金太郎スタンプの押印を求める声が多いことから、老人クラブの活動や地域行事につきまして、町の保健委員の協力を得て、金太郎スタンプの押印をする体制を整備してまいります。

パークゴルフ場の使用につきましても、スタンプの押印ができるようにするとともに、使用料をハッピーチケットの交換商品にも加えるよう検討してまいります。

また、魅力ある商品の拡充を図るために、商工会の御協力をいただけるよう協議を進めており、町民の皆様自主的な健康づくりの励みにしていただける事業として、今後も充実を図ってまいります。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○2番（佐藤省三君） 町民の健康増進のために、更なる増進のために町の行う施策、それと町民自身が自主的に行う運動、これらのバランスが十分とれるように、今後ともまた配慮していただき、またそういう施設、設備も整えていただけると大変ありがたいというふうな要望を持っております。

そしてまた、教育委員会関係につきましては、今の安定した学校生活が今後とも続けていけるように、教育委員会、それから各学校でぜひ目を光らせて、子どもたちの安心安全な生活を図っていただけると大変ありがたいと、この2つを要望いたしまして私の質問を終わります。

○議長（米山千晴君） 次に、9番 池谷洋子君。

○9番（池谷洋子君） 私は2件の質問をさせていただきます。

1件目は24時間営業のコンビニエンスストアへのAEDの設置について伺います。

現在、日本は世界で最もAEDの普及が進んだ国となっています。しかし、日本では年間7万人を超える方々が突然心停止になっており、その際、AEDが使われるケースはほんの一部です。近年、心疾患による死亡率は増加傾向にあり、がんに続き我が国の死因の第2位を占める状況にあります。心肺停止者の救命に当たっては、心肺蘇生開始まで1分遅れるごとに生存率が約10%低下するといわれており、心肺停止からの数分間における迅速な措置が重要です。

このような状況を踏まえ、救急車到着までの間、心肺停止者の対処としては心肺蘇生法を実施することが最も有効であり、AEDの活用により救命率が向上します。更に、AEDを効果的な場所へ配備し活用すれば、救える命はたくさんあります。

本町でも公共施設などにAEDの設置が進んでおりますが、それを利用できるのは平日の昼間の時間帯が多く、夜間及び休日は施設が施錠されているため利用できない場合があります。そんな中、三島市では市内の24時間営業のコンビニエンスストアに協力を依頼し、市が店内にAEDを設置し、24時間利用しやすい体制を整備しています。いざというときの119番通報、心肺蘇生法の実施、迅速なAEDの処置による一次救命措置、そして医療従事者による二次救命措置、これらを迅速かつ正確に行えることが、救命率向上につながると考えます。

以上を踏まえ、24時間利用可能なAEDの設置場所として、町内コンビニエンスストアに設置することについて、町の見解を伺います。

2件目は「ジュニア防災士・高校生防災士」の育成について伺います。

まず、防災士はNPO法人日本防災士機構が認証する民間資格で、所定の研修講座を履修し、試験の合格と救急救命講習の修了で資格を取得できます。阪神淡路大震災を教訓に、防災を公的機関だけに頼るだけではなく、自助、共助、協働で行動する人材が求められることから創設されました。特色は研修内容にあり、耐震や安否確認といった身近な防災対策のほか、地震、津波、風水害、土砂、火山災害等の発生の仕組み、気象情報や避難所運営、復興などの多彩なカリキュラムが用意されています。同機構によると、2015年7月末時点の防災士の認証者数は9万5,190人、10万人突破も間近です。

また、防災士は一般住民から行政や企業の防災担当者、教職員、消防士まで年齢層や職業は幅広く、地域の自主防災組織や職場で行う防災訓練などを主導するほか、認証者有志で構成するNPO法人日本防災士会の活動に参加するなど、活躍の舞台が広がっています。

そんな中、行政の取り組みとして、当町も防災士育成に力を入れています。本年7月、8月に防災士養成講座を開講、最終日には防災士資格試験を実施しました。私事で恐縮ですが、自分も災害時地域の中で住民のために働きたいと思い、防災士の資格を取得することを決意いたしました。9日間の研修講座を全て受け、8月29日の試験に臨みました。議会事務局長の、普通でしたら必ず受かりますからと温かくも優しい激励を受け、その言葉を胸に刻み頑張りました。結果、先日、合格通知が届きました。

さて、今回の町の防災士養成講座には小山高校の生徒1名が受講しておりました。合否はわかりませんが、頼もしく思いました。もし高校生防災士になったら、学校防災活動の牽引役となり、卒業後も地域や職場で防災活動を担ってもらえます。今後、大地震などの自然災害への備えや発生時の対応で活躍してほしいと思います。

また、ジュニア防災士とは、防災の知識があり、大地震など自然災害が発生したとき、地域の人達と一緒に防災活動を行うことができることを県が認めた知事認証の防災士です。ジュニア防災士になるためには、1日かけて様々なカリキュラムをこなし、最後に防災クイズとレポートを行い、修了証を授与されます。

これからは子どもも大人も自らの命を守り、地域の人達と一緒に防災活動を行うことが重要であり、若い力である防災士の担い手育成を高校生にも広げるために、ジュニア防災士、高校生防災士の育成について、町の所見をお伺いします。

以上、2件の質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えをいたします。

24時間営業のコンビニへのAEDの設置についてであります。AEDは突然心臓が正常に拍動できなくなった状態のときに電気ショックを行い、心臓を正常な拍動に戻すための医療機器であります。

一次救命処置におきまして、AEDを装備している救急車は、町内ではおおよそ10分以内に到着しているという状況がありますが、心停止で脳や臓器に血液が届かなくなる時間が長いほど、死亡と後遺症のリスクが高くなることから、一刻も早く人命救助を行うために、AEDは大変有効であると認識をいたしております。

現在、AEDを設置している公共施設は、役場本庁と各支所、健康福祉会館、幼稚園、保育園、こども園と小中学校、小山高校、小山消防署及び指定管理をしている生涯学習施設、あしがら温泉、2か所の道の駅であります。

議員御指摘のとおり、役場、消防署以外は夜間や施設の休みの日は施錠されており、AEDの

利用ができない状況となっております。

三島市では重篤な傷病者が発生した場合に、その場に居合わせた市民がAEDを利用しやすい体制を整備するため、平成22年7月1日より三島市内で24時間営業しているコンビニエンスストアやファミリーレストラン等にAEDを設置する、あんしんAEDステーション24設置事業を実施しており、現在、42か所の店舗にAEDが設置されております。

町内にはコンビニエンスストアが9店舗ございますが、そのうち24時間営業の店舗は8店舗でございます。AEDを設置するには、コンビニエンスストアの御理解と御協力がなくては成り立ちませんので、設置につきましては、まず意向調査をすることが必要であると考えております。

また、AEDを設置した場合でも、AEDを使用するのはその場に居合わせた方となりますので、その使用方法を習得しておく必要があります。

したがって、24時間のAED設置事業は、設置・点検管理に加え、消防本部が実施しているAEDの取り扱いを含む救命講習会や住民啓発等を含め、総合的に進めていくことが人命救助のためにより有効であると考えております。

今後は、まず町内のコンビニエンスストアへの意向調査を実施し、その結果を踏まえて関係機関との協議を行い、事業実施につきまして検討してまいりたいと考えます。

その他の御質問につきましては、危機管理監から御答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○危機管理監（羽佐田武君） 次に、ジュニア防災士・高校生防災士の育成についてであります。

静岡県では、ふじのくにジュニア防災士の知事認証認定制度を平成22年8月から施行しております。ふじのくにジュニア防災士とは、県内に居住する小中学生及び高校生で、減災の意識を持ち、東海地震等の災害から自らの身を守ることができるものであって、かつ地域の防災活動に参加する次世代の地域防災リーダーとなることが期待されるものとされております。

認定までの手続につきましては、議員御指摘のように、各小学校等を会場として1日程度をもって静岡県の地震対策、地震・津波の基礎知識等の講話や、避難所運営ゲームであるHUG、災害図上訓練であるDIG、家庭内のDIGの演習など、講話と実習を基本として開催される養成講座を受講いたします。

この講座を修了し、かつ同一年度内に地域の防災活動に参加し、そのレポートを知事に提出した者に対して、県から認定証が交付されることとなっております。

しかしながら、各小中学校では養成講座開催の時間確保が難しく、ふじのくにジュニア防災士の認定まで至っていないのが現状であります。

一方、町では本制度の施行前から、小中学生に対する防災教育の必要性を感じており、各小中学校と連携し、計画、体制づくりを進めてまいりました。平成22年9月の台風9号による災害を機に、地域の災害を知るという観点から、豪雨災害や土砂災害に対する対策や避難要領等を柱とした内容で、小山中学校での防災講演や足柄小学校での防災に関する授業支援、須走小学校や北

郷小学校の通学合宿での防災講座などを実施してまいりました。

更に平成25年度からは富士山噴火に対する基礎知識や避難の考え方などを内容に含め、北郷中学校の生徒会活動における防災マップづくり、成美小学校や北郷小学校の通学合宿での通学路のDIGや家庭内DIGなどを行っており、成果は着実に上がっているものと考えております。

その具体例としまして、先ほど議員御指摘の、今年度町が実施しました防災士養成講座に参加した高校生は当時の中学生であり、また、本年8月にインターンシップに参加した高校生は小学校の通学合宿で防災に興味を持ち、中学校での防災活動の経験から、将来は地域を守る公務員になりたいとのことであります。

今後も引き続いて教育委員会や各学校との連携を図り、小学生から高校生までの一貫した防災教育や各種訓練を行い、最終的にジュニア防災士の認定または防災士の資格取得に結びつけるような体系作りに取り組むなど、災害発生時には地域の人達と協働して災害活動ができる若い人材の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

はじめに、1件目の24時間営業のコンビニへのAED設置についてです。

2点お伺いします。1点目は24時間営業のコンビニにAEDを設置した場合、24時間近くで緊急に対応できるメリットがあります。先ほど、私も話しましたが、心肺停止者の救命に当たっては、心肺蘇生開始まで1分遅れるごとに生存率が約10%低下すると言われております。

答弁ではAEDを装備している救急車、町内でおおよそ10分以内に到着をしているということでしたが、例えば渋滞などで巻き込まれて7分かかるとしたら、生存率は約70%も低下してしまいます。これでは救える命は救われません。

コンビニの意向調査、これも大切だと思います。今後、AEDの取り扱いを含む救命講習、これを進めるために、企業、婦人会、また各組織、学校などへもっと積極的な実施を呼びかけてはいかがでしょうか。地元の新聞とか広報では、このAEDの講習のお知らせとかを見ます。だけど、もっともっと積極的に働きかけていただきたいと思います。このことについて1点目お伺いいたします。

2点目は、もし町内9店舗のコンビニにこのAEDを配置するとしたら、このAEDはレンタルだと思います。このリース料、1年間、お幾らかわかりませんが、もし配置するとしたらどのくらいの費用がかかるか教えていただきたいと思います。

次に、2件目の防災士育成についてです。

先ほどの危機管理監の答弁の中に、時間の確保が難しく、ふじのくにジュニア防災士の認定まで至っていないのが現状ですということでしたが、命を守るための時間は最優先で確保すべきだと思います。町では防災講座や講演などを学校で実施されております。災害大国日本では、昨日

も今日も栃木、茨城、宮城などの河川はんらんや土砂災害のニュースが放映されております。決して人ごとではありません。いつ何時、どんな災害が起こるかわかりません。町民、子どもから大人まで、自分の身は自分で守る、また、1人でも多くの人を救えるよう、多くの町民が防災士となるべきと考えます。そのためにも、若い人材の育成が急務です。

ジュニア防災士、高校生防災士を最終的にではなく、いち早く育成するよう、危機管理監の決意を再度お聞きしたいと思います。

以上、再質問です。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

AEDの講習会であります。これにつきましては今後検討させて、できる限りやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

あと、コンビニの費用でございますが、今、町がリースをしているリース料を見ますと、小中学校が月3,381円、あと、幼稚園、保育園、こども園が月2,730円と、若干値段が違いますが、このくらいの値段のようでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○危機管理監（羽佐田武君） 再質問にお答えをいたします。

時間の確保が難しいという部分でございますけれども、命の大切さというのは十分認識しておりますので、関係機関と連携をして、町内での各種講座に取り組んで努力をしてみたいと思っております。

よろしくお願いをいたします。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○9番（池谷洋子君） 以上で質問は終了します。

○議長（米山千晴君） 次に、6番 阿部 司君。

○6番（阿部 司君） 本日は観光振興計画策定後の町の取組みについて、1件の質問をさせていただきます。

昨日、富士山の閉山式の神事が須走の浅間神社で行われ、終了後直会があり、観光協会会長から、今年の富士山への登山客数が昨年より約4,000人少なかったとのお話を聞きました。その後、来賓としてあいさつされた町長が、様々話の中で、明日、阿部議員が観光振興計画の件で質問をされ、もしかしたらお叱りを受けるかもしれないといったジョーク的なお話をされ、何か先手を打たれたような、ジャブを打たれたような感じで、私自身もびっくりしました。質問する内容が悪かったのかなとか、取り消ししようかなとか一瞬思いましたが、本日は予定どおり質問をさせていただきます。

我が町は昨年度、まちづくりの専門家や町内各方面の有力な方々に参加していただき、委員会

を何回か設け、観光振興計画を策定しました。富士山交流観光プログラム等、3つの基本方針をベースに23の施策、85項目にわたる内容を掲げ、平成32年度までに観光交流客数を500万人にしようという計画であり、大変立派な計画ができ上がりました。

幸い、我が町には富士山をはじめ、金太郎生誕の地としての金太郎にゆかりのある場所が多く、その他にも豊門公園や足柄城址等の文化財や富士スピードウェイ、ふじおやま、すばしりの2つの道の駅、温泉、ゴルフ場といった観光資源が数多くあります。

しかしながら、計画を作ったとはいえ、これから本当に意欲を持って真剣に取り組んでいかなければ目標達成が難しく、絵に描いた餅になってしまう可能性があります。

この計画には何々しますとか何々を整備しますとかあるものの、具体的に何をいつまで、あるいは誰が責任を持ってどのぐらいの予算を使って実行するといった具体的なアクションプランが定かではありません。これでは責任のある誰かがその職を離れたり、メンバーがかわった場合、うやむやになってしまう可能性も考えられます。

この計画が確実に実行されるためには、何をいつまでに実施するといった、あと一歩掘り下げた年単位の計画とか、中長期にわたる具体的な計画作成が必要ではないかと考えるのであります。そうすれば、誰がその職についてもそのまま引き継がれ、更に実効性ある計画になるものと考えます。

ある委員も言うておりました。企業の場合は必ず予算立てをし、いつまでに何をどうするという計画でなければ、そのプロジェクトが進んでいかないか成功しないと言うておりました。例えば、様々な工事をするにしても、幾らの予算で、何という会社が、納期はいつまでと明確な計画のもとに実行されています。

我が町は内陸フロンティア事業という大きなプロジェクトを抱えており、予算的には大変厳しい状況であるとは思いますが、中には必ずしも大きな予算を必要としない施策や実施項目もあります。計画策定後、当然いろいろなことを既に実施しているとは思いますが、まずは簡単にできることから進めていくのも一つの方法ではないかと考えます。

この計画には、推進体制として町、観光協会、商工会が中心となって、事業者、住民、団体等の協力を得て、協働体制によって取り組み、また、県や富士山周辺市町村、近隣市町村との連携による取り組みを進めるとも書かれております。

これら各種団体等と協働して取り組むためには、いろいろな障害や難題も予想され、必ずしも計画どおり進まない局面も考えられますので、まずは早めに手がけ、知恵を出しながら調整等の業務を適切にして、具体的な計画を作成して実行し、目標が達成できるよう、情熱をもって取り組んでもらいたいと思うのであります。

この素晴らしい観光振興計画が、ただ単なる計画で終わることがないように、その重要性を認識され、今後、更なる連携となお一層の努力を続けていただきたいと思えます。そして、将来、小山町に多くの観光客が訪れ、賑わい、大きな経済効果をもたらしてくれることを期待しながら、

次の質問をさせていただきます。

1点目は、計画策定後、どのようなことに取り組んでこられたのか伺います。

2点目は、平成26年度の観光交流客数はどのくらいだったのか。また、25年度と比較しての増減と、何か傾向とか特異なことがあったら教えてもらいたい。

3番目は、平成32年度までに500万人の目標を達成するため、より具体的なアクションプランを作成するお考えはありますか。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 阿部議員にお答えをいたします。

観光振興計画策定後の町の取組についてのうち、観光振興計画に、より具体的なアクションプランを作成する考えがあるのかについてであります。

観光振興計画は、町の観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めたものであり、今年の4月から、この計画に基づき観光施策を進めているところであります。

しかし、阿部議員御指摘のとおり、この計画には具体的なスケジュールや予算、役割分担などが示されていないため、何をいつまでにどうするとといった具体的な取り組みについて、よりわかりやすくお示ししていくことが必要だと感じております。

このため、計画されている取り組みの中から重点的に取り組む事業などについて、いつ、誰が、どの事業をどのように進めるのかをまとめたアクションプランの作成について取り組んでまいりたいと考えております。

なお、観光振興計画は既に計画が始まっておりますので、なるべく早い時期に取りまとめ、計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当課長から答弁を申し上げます。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 観光振興計画策定後の町の取組についてのうち、はじめに、計画策定後、どのようなことに取り組んできたのかについてであります。

観光振興計画では、3つの基本方針と、基本方針に対する23の施策、それを実現するための85の取り組みを掲げておりますが、既に通常の業務の中で実施している取り組みも多くあります。

今年度において実施しております新しい取り組みや主な取り組みについて申し上げますと、須走口五合目の魅力と利便性を高めるビジターセンターの設置や、駐車場の再整備については、環境省や県関係部局との現地立ち会いや有識者との協議などを行っています。

自転車による観光振興については、サイクリストの利便性を高めるために、4月に駿河小山駅前観光案内所にサイクルステーションをオープンしております。また、5月22日にふじあざみラインで行われました自転車レース「ツアー・オブ・ジャパン」では、生涯学習センターからスタート地点まで13.2キロメートルのセレモニーランを行い、大会を盛り上げるとともに、町民の皆

さんに世界的な自転車レースが地元で開催されることをPRしております。

更に、町内の歴史や自然を知ってもらい楽しむ機会を提供するため、5月に南足柄市と共催して足柄古道を活用した足柄千年古道ハイキングを、8月にはボランティアガイドの四季の旅人と共催で、須走口五合目周辺を散策するシャクナゲ観賞ツアーを行っております。

その他、富士登山須走口パンフレットでは、須走口が緑豊かな登山道であることをPRするため、ルートイラストに森林帯ゾーンを追加するとともに、英語版、中国語版を作成して、外国人来訪者への対応にも取り組んでおります。

更に、今後の計画であります。首都圏からの誘客を強化するために、「町イチ！ 村イチ！ 2015」や「ツーリズム・エキスポ・ジャパン」といった首都圏開催のイベントに参加して小山町をPRするなどの取り組みについても進めております。

次に、観光交流客数に関する御質問についてであります。平成26年度の観光交流客数は約415万人であり、前年の平成25年度が430万人でしたので、15万人ほど減っております。

観光交流客数が減った主な要因としては、富士スピードウェイの来場者の減であります。富士スピードウェイでは、毎年イベントの内容や数が変わるとともに、天候によっても大きく来場者数が増減するため、結果として26年度は減少しております。

また、道の駅「すばしり」の利用者も減っておりますが、これは圏央道が開通したことにより、国道138号や東富士五湖道路を利用して東名高速道路と中央高速道路を行き来していた通行車両が大幅に減少したため、道の駅「すばしり」への立ち寄る車両が減ってしまったと考えております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再質問ございますか。

○6番（阿部 司君） 町の取り組みや今年度の実施している事項等、よく理解できました。

そこで次、2点の再質問をさせていただきます。1点目の質問は、アクションプランの作成はなるべく早い時期に取りまとめるとの答弁でありましたが、大体いつ頃を目途に作成するお考えであるか伺います。

2点目の質問は、今後、外国人来訪者への対応に取り組んでいるとの答弁がありましたが、現在、小山町に英語や韓国語、中国語、そんな外国語で説明し、対応できる人はどのくらいおられるかお聞きしたいと思います。

また、その今後の育成計画をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 阿部議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

まず、アクションプランについてだけ、私の方から御答弁させていただきます。

アクションプランにつきましては、早速これから取りかかるわけですが、来年から総合計画の後期計画が28年から31年という形で始まりますので、これに載れるように、何とか年度内

に完成させたいと、このように考えております。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

外国人に対応できる方がどの程度いるのかという御質問についてでありますけれども、まず道の駅のすばしりが、今、外国人案内書という認定を受けております。そちらの方には、外国人に対応する職員がいるということで対応をしておりますけれども、町の中に、外国人に対して対応できる人数、ガイドができる方という数については把握をしております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 再々質問ございますか。

○6番（阿部 司君） 再々質問をさせていただきます。

この計画はまだ始まったばかりであり、これからであります。将来の目標を達成するためには、私は特に、文の中にもありますが、関係他の機関との協働が極めて大切ではないかと思っておりますが、当局として、これからどんなことに着意、着目しながら進めていこうとされているのかお伺いいたします。

○議長（米山千晴君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 阿部議員の再々質問にお答えいたします。

確かにこの計画を進めるに当たっては、町単独であったりとか、そういったことではとても進められるものだとは思っておりません。当然、まず地元である観光協会、また商工会をはじめとする地域の皆様と連携をするとともに、ここ本文の中にも書いてありますけれども、この周辺の市町村、また富士山、神奈川県、山梨県も含めた中で、広域的な取り組みもしていきたいと思っております。また、当然、観光協会、商工会等を連携するのはもちろんのことですけれど、本文の中にも書いてありますが、地域の住民の皆さん、また関係団体、それから事業所の皆さんにも一緒になって、一丸となって小山町、この周辺に、多くの方に観光客の方に来ていただいて、喜んでいただけるように、そういった取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○6番（阿部 司君） 以上で終わります。

○議長（米山千晴君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月29日火曜日 午前10時開議

議案第42号から議案第56号までの議案23件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。更に議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後2時02分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 藺 田 豊 造

署 名 議 員 阿 部 司

平成27年第4回小山町議会9月定例会会議録

平成27年9月29日(第5日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	遠藤 豪君	2番	佐藤 省三君
	3番	鈴木 豊君	4番	高畑 博行君
	5番	藺田 豊造君	6番	阿部 司君
	7番	渡辺 悦郎君	8番	梶 繁美君
	9番	池谷 洋子君	10番	込山 恒広君
	12番	池谷 弘君	13番	米山 千晴君

欠席議員 11番 真田 勝君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	室伏 博行君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	小野 学君	住民福祉部長	秋月 千宏君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
町長戦略課長	長田 忠典君	総 務 課 長	小野 一彦君
未来拠点課長	遠藤 正樹君	おやまで暮らしそう課長	岩田 和夫君
税 務 課 長	池田 馨君	住民福祉課長	渡邊 啓貢君
健康増進課長	米山 民恵君	防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	前田 修君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	野木 雄次君
上下水道課長	池谷 和則君	生涯学習課長	大庭 和広君
監 査 委 員	池谷 浩君	総務課長補佐	渡辺 辰雄君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 5番 藺田 豊造君 6番 阿部 司君

閉 会 午後1時29分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第42号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例の制定について
日程第2 議案第43号 小山町文化財保護基金条例の制定について
日程第3 議案第44号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第45号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第46号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
日程第6 議案第47号 平成27年度小山町一般会計補正予算(第2号)
日程第7 議案第48号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第8 議案第49号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)
日程第9 議案第50号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第10 議案第51号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第11 議案第52号 平成27年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第53号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第13 議案第54号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)
日程第14 議案第55号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第15 認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算
日程第16 認定第2号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
日程第17 認定第3号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
日程第18 認定第4号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第19 認定第5号 平成26年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
日程第20 認定第6号 平成26年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
日程第21 認定第7号 平成26年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
日程第22 認定第8号 平成26年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
日程第23 議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
日程第24 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
追加日程第2 議案第57号 工事請負契約の締結について
「平成27年度町単工事 町道1478号線(向井田橋)橋梁整備工事」
追加日程第3 発議第6号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則について

議 事

午前10時00分 開議

○議長（米山千晴君） 本日は御苦労さまでございます。

ここで報告します。真田 勝君は、本日の会議を欠席する旨届けがござっておりますので御報告申し上げます。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。こども育成課長は公務のため、本日の会議を欠席しておりますので報告します。

-
- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 議案第42号 | 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第43号 | 小山町文化財保護基金条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第44号 | 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第45号 | 小山町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第46号 | 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第47号 | 平成27年度小山町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第48号 | 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第49号 | 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第50号 | 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第51号 | 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第52号 | 平成27年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第53号 | 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第54号 | 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第55号 | 平成27年度小山町水道事業会計補正予算（第1号） |

○議長（米山千晴君） 日程第1 議案第42号から日程第14 議案第55号までの議案14件を一括議題とします。

それでは、9月3日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） ただいまから、9月3日、総務建設委員会に付託された8議案について、審議の経過と結果を御報告します。

9月15日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事等、議会

から議長立ち会いのもと、委員5名が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第42号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、セキュリティ対策のためにどこの会社にシステムを委託しているか。個人番号を管理するシステムとインターネットの接続を遮断する体制はとられているか。不審なメールやサイトの閲覧禁止など、町職員の安全管理教育は徹底されているか。との質疑に。

基幹システム等のセキュリティをSBS情報システムに委託して開発しています。また、基幹システムとの遮断は、今回のセキュリティ対策の中でも一番の肝となり、10月5日に遮断できるよう準備を進めています。現在、職員に対して1回の勉強会を開催しましたが、今後も開催していきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第44号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第2号）について報告します。

委員から、富士山事業費修繕料の内容は。このような修繕は今後も発生していくのか。受益者負担はあるのか。との質疑に。

富士山須走口五合目の電化に伴い、御殿場口太郎坊から須走口まで埋設した高圧ケーブルが、冬の雪代によりおおむね20メートルほど露出してしまったため、埋め戻す工事を行います。今回、埋設するとともに、上流側にある沢を埋め戻し、水の流れを変えますが、厳しい環境ですので今後も注視します。受益者負担については、須走口五合目山小屋との取り決めにより、2軒で工事費の1割を負担していただきます。との答弁がありました。

委員から、自主運行バス負担金の内訳は。その経費は人件費や車両維持にかかるものか。との質疑に。

10月1日から始まる実証実験運行バスの経費で、小山・足柄地域で半年分の1,100万円、湯船・柳島コースで半年分250万円を見込んでいます。燃料費や人件費等で、実施先である富士急行に交付するものです。との答弁がありました。

委員から、企業立地振興費事業用地について。この予算は、足柄の労働金庫研修所の土地取得の予算であるようだが、取得の目的は。土地取得後はどうするつもりなのか。予算額6,000万円の積算根拠は。との質疑に。

内陸フロンティア推進区域である足柄サービスエリア周辺地区を拡大し、全国労働金庫協会所有の富士研修センター跡地の土地と建物を買取り、開発を進めます。この施設は、町にとっても貴重な宿泊施設であり、世界文化遺産富士山の眺望、東名高速道路足柄バスストップの隣接に

位置すること、足柄サービスエリアスマートインターチェンジ設置など、地理的優位性を備えていることが理由です。具体的には2区画に分割し、宿泊施設と研修施設の誘致を図っていく計画です。予算根拠は、先方とのやりとりの中で算出された金額です。との答弁がありました。

委員から、6,000万円の原資は。起債であれば公共施設整備が目的だと思うが、また、建物の解体や造成工事も町が行うのか。との質疑に。

当面一般会計で支出し、その後、内陸フロンティアの目的に合致した土地利用を行う事業者売却し、支出分に充当する予定です。建物付きで買い取りし、その後、解体については売り払い先の事業者との協議により決まってくるものと考えています。との答弁がありました。

委員から、取得した町の財産は、地方自治法などから原則一般競争入札でしか売却できないはずである。もし民間企業に随意契約するようなことになれば非常に不適切だ。との質疑に。

売り払いについては方針が明確に定まっているわけではありません。今のお話も視野に入れて検討していきたいと思います。との答弁がありました。

委員から、もし売却先まで決まっている前提でこの土地を取得するのであれば、不動産屋的な行為であって、自治体がこのようなことをすべきでない。民業圧迫にならないか。との質疑に。

町が内陸フロンティアの精神に則った土地利用を考えた結果であり、営利を目的としたものではなく、あくまでも町の目的に合った土地利用をかなえようとしているだけであります。特に民業圧迫などは考えていません。との答弁がありました。

委員から、あしがら温泉水中モーターポンプの耐用年数は何年か。との質疑に。

おおむね10年程度です。あしがら温泉の水中ポンプも、設置後10年以上経過しており、業者の見立てではいつ止まってしまってもおかしくない可能性があるとのこと。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第47号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第52号 平成27年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）、議案第54号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）、議案第55号 平成27年度小山町下水道事業会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された8議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、9月3日、文教厚生委員会に付託されました7議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

9月16日、午前10時から、当局から副町長、教育長、関係部課長及び副参事等、議会から議長

立ち会いのもと、委員6名全員が出席し、審査を行いました。

まず、議案第43号 小山町文化財保護基金条例の制定について報告いたします。

委員から、第2条中、予算を一般会計歳入歳出予算と明記した方が良いのではないか。との質疑に。

小山町で最近制定している基金条例では、同様な条文とする方針であり、例規審査委員会でもそのような議論がなされた後、案として上程しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第43号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 小山町手数料条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第2号）について報告いたします。

委員から、地域自殺対策強化事業費補助金について、町内の自殺者数は。この補助金の目的は。との質疑に。

町内の自殺者数は年間数名です。この補助金は、自殺対策として、臨床心理士の相談事業に使用しています。との答弁がありました。

委員から、保健衛生総務費の空調設備整備の内容は。との質疑に。

町有足柄診療所の空調機器に不具合が生じていますので、各室にエアコンを設置します。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第49号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）、議案第50号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第53号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました7議案の審査の経過と結果について、委員長報告いたします。

○議長（米山千晴君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第42号 小山町新産業集積エリア造成事業特別会計条例の制定について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第43号 小山町文化財保護基金条例の制定について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第44号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 高畑博行君。

○4番(高畑博行君) ただいま提案されています議案第44号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

今回のこの条例は、いわゆる番号法の施行に伴い、小山町個人情報保護条例の一部を改正するものです。国の決定に伴い、各地方自治体も条例改正をし、国との連携を図るというものです。

マイナンバーは国民一人一人に12桁の番号をつけ、税金や保険料納付、医療、介護、年金、保育サービス利用などの情報をデータベース化し、国が一元的に管理、利用するものです。10月の番号通知に続いて、来年1月から社会保障と税、災害対策の分野で利用開始、民間事業者にも法

人番号がつけられ、税や社会保障などでマイナンバーを利用します。また、利用者には写真つき個人番号カードの交付を来年1月から始めます。

政府は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤と説明、社会保障の手続きを簡略化したり、税の徴収漏れや不正受給防止などに利用するとしています。しかし、現時点でも数多くの懸念が取り沙汰されております。

そこで、以下の理由から反対をいたします。

まず第1は、マイナンバー導入の狙いが税の徴収強化や社会保障給付の削減にあることです。国民への管理、監督を強め、所得や資産を掌握することで、税金の徴収強化や社会保険料の負担増をするとともに、社会保障削減の手段にしようとしているのです。預金口座への利用拡大も、国の内閣委員会で社会保障制度を維持するための負担能力に応じた負担が必要と述べていることから、この点は明らかです。

また、国民の利便性を高めるといっても、年に数えるほどの手続きのうちの一部が省略できるといった程度です。

第2は、番号法改正案では、預貯金や特定健診情報にも番号を付加し、機微性の高い個人情報に番号をつけ利用できるようにしました。これは深刻なプライバシー侵害に繋がるものです。このように利用を拡大し、より多岐にわたる個人情報が集積されることにより、情報漏えいのリスクも高まることになります。

御承知のとおり、日本年金機構が不正アクセスを受け125万件にも及ぶ個人情報が大量流出した事件に見られるように、一たび情報漏えいすれば、なりすまし被害や不正利用等で致命的な被害を受けるおそれがあります。一たびハッカーなどによる情報流出がなされれば、日本年金機構の情報流出などとは比べものにならないほどの被害が出るのは明らかです。

8月27日、日本年金機構がマイナンバーを扱う時期を来年1月から1年5か月、マイナンバー制度と基礎年金番号を結びつける時期を、予定されている再来年1月から最大11か月、それぞれ遅らせるということです。それだけ問題が山積しているということです。更に、国はまだ検討中ではありますが、消費税10%引き上げに合わせた軽減措置で、マイナンバーカードを持ち歩かなければならなくなる等の問題も浮上し、国民多数の反対を受けています。

私は国民にとっての利便性をはるかに超える様々な問題点を抱えたマイナンバー制度そのものに反対するとともに、その番号法に準じて同様の扱いとなるように改定する小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例案に反対する態度表明をして、反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 私は、議案第44号 小山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について賛成し、その討論を行います。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、必要な改正を行うものであります。

この番号制度の効果・メリットは多岐にわたり、もっと便利に暮らしやすくなり、主なものとしては、行政運営の効率化、公平、公正な社会の実現や行政手続きの際に添付書類が不要になるといった国民の利便性の向上、個人番号カードが運転免許証や旅券とともに本人確認の手段として有効に活用されることなどが挙げられます。

以上のような効果・メリットを最大限発揮するための必要な措置として、番号法では個人番号をその内容に含む特定個人情報、個人識別が極めて高いことから、現行の保護制度を強化した手厚い保護を設けております。

ただし、番号法の規定は規制の対象が主に国となっており、法による保護措置が地方公共団体に全て適用されるわけでないことから、法の適用が及ばない点については、条例において法と同様の保護措置を講ずることが、各地方公共団体に求められているところであります。

したがって、本案は、番号制度が今まさにスタートしようとしているこの状況下において必要不可欠な改正であり、加えて、今回の条例改正により、小山町が保有する特定個人情報についても番号法と同じレベルの手厚い保護が規定されていることから、住民にも大きな安心感を与えるものと考えられます。

当町におかれましては、従来の個人情報に加え、今回の特定個人情報におきましても、これまで以上に情報の適切な組織的、人的、もしくは物理的、技術的な安全管理措置の保護、運営に努めていただくことを要望し、私の賛成討論といたします。

○議長（米山千晴君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第45号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） ただいま提案されています議案第45号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

今回のこの条例改正は、いわゆる番号法の施行に伴い、小山町手数料条例の一部を改正するも

のです。マイナンバーカードに対して通知カードの再交付に500円、個人番号カードの再交付に800円が必要となる内容です。

先ほどの個人情報保護条例の反対討論でも触れましたが、消費税10%の軽減措置で政府財務省は国民1人当たり4,000円程度を還元する制度を提案しました。しかし、多くの国民、学者の反対意見が寄せられ、朝日新聞の世論調査では賛成17%に対して72%が反対意見です。この財務省案はまだ議論中です。しかし、もしこんなことになったら、日常の買い物でマイナンバーカードを常に持ち歩かなければなりません。そうなれば、高齢者の方々をはじめとして、多くの国民がカードを紛失することが起こり得ます。紛失すれば、セキュリティ上の問題だけでなく、カード再発行も多数発生するわけです。

私は、番号法そのものに反対する立場から、本条例改正案に反対である考えを述べ、反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第46号 平成27年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第47号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第2号）について。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） ただいま提案されています議案第47号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論いたします。

今回の一般会計補正予算は4億5,556万5,000円を増額補正し、94億5,659万2,000円とする案がありますが、次の2点から反対いたします。

1点目は、条例改正案での反対討論でその反対理由を述べた番号法に絡む補正予算が組み込まれている点です。個人番号カード関連事業費の大部分は国からの個人番号カード交付事業費補助金685万8,000円をそのまま活用することとなりますが、社会保障税番号制度にかかる整備費として、基幹系ネットワーク構築事業費367万2,000円は独自持ち出しとなります。私は、番号法そのものへの反対の立場から、この補正案には反対です。

また、補正予算反対の2点目ですけれども、企業立地振興費7,364万1,000円の中の事業用地取得6,000万円についてです。これは足柄サービスエリア周辺地区の拡大と労金の富士研修センター跡地開発の目的で、土地と建物を買い取る中身です。私は、所管の委員会である質問をさせていただき、自らの意見も言わせていただきましたが、労金本部と民間法人との間でほぼ売買契約が整いつつあったところに、町が労金本部に申し入れをし、内陸フロンティアのエリアを拡大し、町内外からの交流拠点として土地利用を考えたいという構想で、逆転して町がこの土地、建物を買い取るものだと思っています。

しかし、民間法人はこの土地、建物をメディカルツーリズムセンターとして活用したいという青写真までできていたわけで、その設計図は町長にも労金本部にも渡し済みということです。そのメディカルツーリズムセンター建設のためには、2区画分割するのでは駐車場等の関係から、この構想が頓挫してしまうということです。せっかくそこまで利用構想があるのなら、その民間法人と労金本部の間で売買させておけば、町としては後々固定資産税も入ってくるわけですし、地元雇用も図りたいと言っているわけなので、町にとってもメリットはあると考えます。ですから、民業圧迫とも捉えかねられない今回の町の行為は疑問点が多いです。わざわざここで6,000万円を一般会計から出して取得することはないと考えます。

更に、建物の解体だとか造成工事も今後必要になるとなると、更に億を超える税金の追加投入をしなければならないわけですし、これだけ高額な税金を投入しておいて、回収の目途はあるのか疑問です。

このように、今回の土地取得案のための補正は、町民に多額のリスクを負わせる危険性があり、強引で、最終的展望までない不確定要素の多い提案だといえるので、この補正には首をかしげざるを得ません。

以上、2点を主な理由に、本補正予算案に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。8番 梶 繁美君。

○8番（梶 繁美君） 議案第47号 平成27年度小山町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から賛成討論を行います。

本案は、まさに9月補正にふさわしい予算計上であり、提案であると思います。特に歳入においては、国、県の補助金、交付金の確定による歳入の計上、平成26年度の決算に伴う繰越額の決定による歳入の計上が主なものであります。

歳出においても、ただいま申し上げた国、県の補助事業費の確定、あるいは将来に向けての事業費の計上、繰越金を財源とした基金への積み立てのための繰入金であり、健全財政への取り組みが伺える補正予算の提案だと思えます。

次に、ただいま反対討論でございました補正予算書の21ページ2款7項1目17の購入財産の問題でございます。足柄の全国労働金庫協会所有の富士研修センター跡地の土地と建物を買収し、開発を進めていくということでございます。

取得の理由として、当該施設は昭和46年の開設以来、国の所得倍增計画や列島改造論の計画、この好景気に包まれて全国津々浦々から協会の方々あるいは一般の方々が来場し、研修、保養施設としての役割を担ってまいりました。

しかしながら、バブル崩壊後は、日本の企業の全国統一された風潮としての合理化、効率化の波に飲まれて、2、3年前から施設の閉鎖がやむなくされました。

本町にとっても地域住民の利用にも配慮していただいた貴重な宿泊施設であったことや、世界文化遺産富士山の眺望、東名高速道路の足柄バスストップの隣接に位置すること、足柄サービスエリアのスマートインターチェンジ設置などに地理的な優位性を備えています。

よって、第1点目として、今回、町では静岡県内陸フロンティア推進区域である足柄サービスエリア周辺地区のエリアを拡大し、跡地について、その再利用、町内外からの交流拠点として内陸フロンティアの計画に合致した土地利用を考えている。

第2点目として、当該地区は市街化調整区域であり、三来拠点構想に位置づけることにより、より一層円滑な土地利用を図ることができること。

第3点目として、更にこの労働金庫の施設が再び内陸フロンティア計画に組み込まれ、再開されることは、この施設を誘致した足柄地区の皆さんの意気、特にこの足柄労働金庫の研修所を作ったことにより足柄地区の目覚ましい発展が見られました。足柄新宿学園の進出、あるいは第二精工舎の進出、各ゴルフ場の設置、またまた小山高校の設置、開校、そして2つの区画整理事業の開発によって目覚ましく足柄地区が発展し、さま変わりしたことは事実であります。

このため、この足柄地区の発展のために、今回も寄与することは明白であります。よって、当時のことも思いを寄せ、この研修施設の誘致に協力してくださった宿区の皆さん、あるいは旧地主の皆さんの思いを継承する、その意義も大いにあります。

なお、余計なことかもしれませんが、私は最近、読売新聞の新聞を見ました。その中に、ふるさと納税の問題が報道されていました。素晴らしい成績をもって小山町が突き進んでいると賛辞を送られた記事でございます。このことについては、かねてより議会とも当局にお願いし、しっかり取り組んでほしいと言ってきた成果の暁ではなかろうかと思えます。そして、それをしっかり町外に発信し、多くの方々の賛同を得ているということは素晴らしいことであり、今回のことも、小山町が一つの株式会社小山町として町内外に営業することも必要ではなかろうかと思えます。

以上で賛成討論とします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に反対者の発言を許します。5番 藪田豊造君。

○5番（藪田豊造君） 私は、文教厚生委員長が報告したとおり、47号議案に対しては賛成しております。しかし、総務建設委員ではありませんので、こちらについては質疑をいたしませんでした。

よって、議案第47号、今、梶議員が賛成された議案について、私は反対討論をいたします。

補正予算21ページ2款7項1目28節説明欄17にあります用地買収については、ただいま皆さんが申し上げたとおり、足柄の労働金庫跡地を買収せんとするものでございます。高畑議員が反対討論で津々について反対討論されましたので、いろいろなことについては申し上げませんが、この跡地については、先に御殿場市にある医療機関が求めているものでございました。そこへ町が入り、この用地について町が買うと言ってきたと言っております。

先の機関は当該地をそのまま研修所として使用を続けたいとの希望から、話を煮詰めていたと聞いております。また、ここにおいては看護師等の育成にも努め、そういうふうな希望で求めていたとのでございました。話も十分に煮詰まっていたというふうに伺っております。

先に配られた、私達の議員に配られた中には、交流拠点という言葉が強調されていましたが、これは当局にホテル建設の話が入ってきたからだ、それからだと私は確信しております。どのような話があっても、町たるものが横車を押して事をなすようなことがあってはならないことだと思います。まずもってその成り行きを見守り、しかる後に参画することが、重要な、また礼儀ではないでしょうか。

言うまでもないことですが、社会というものはお互いを尊重し合って成り立つものでございます。大義があれば強権をもってなどというのは、例外以外の何物でもありません。民間の活力を十分に発揮させることが、また、その利益をいただき、更なる活性化に役立てることが、私は町の本道ではないかと考えております。常にこうした考えがなければ、参画しようにもおびえ、自由な活動ができなくなります。

このことについては、町民はもとより、御殿場市民にも多くの目が注がれております。町の品性を問われているからでございます。議員諸氏はよく活眼を開いて議事に当たられることを切に望みます。

以上により、私の反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第48号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第49号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第9 議案第50号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第51号 平成27年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第52号 平成27年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第53号 平成27年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第54号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。5番 藺田豊造君。

○5番(藺田豊造君) 議案第54号 小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)について、以下の理由をもって反対いたします。

第1が、大企業所有地であり、規制緩和があれば自社が開発できると考えること、同様な条件であれば中規模開発など、民間業者においてもできるということです。

第2が、6月議会にて同様な案件があり、ここにおいても起債にて同様な事業を行っております。一時借り入れとはいえ、これは借金の一つです。この事業も起債、すなわち借金で起こそうとしている点でございます。

第3として、町民が等しく使用するため、すなわち体育館とか公民館とか町営住宅とか、ある

いはこれになるともう大規模開発であるとかならば納得しますが、ただただ少々の安価な住宅しか供給できない。しかも小規模なものであり、多くの人口増加を図る見込みもないものでございます。よって、費用対効果にも疑問が残ります。更には隣接するわさび平の住宅を求めた方々との格差も生じてまいります。

第4として、わさび平の住宅販売は、以前から業者も苦戦を強いられているという点でございます。こうした点から、私はこの事業を投機と断言いたします。

これから市民の皆様にとどれくらいの御負担を図ってくるかもしれません。というのは、町は三来拠点事業の緒についたばかりだからであります。借金に借金を重ねていく、よくよく自重をもって臨むことこそ寛容と思います。

以上をもって第54号議案を反対いたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立多数です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第55号 平成27年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（米山千晴君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 日程第15 認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算
 - 日程第16 認定第2号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第17 認定第3号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
 - 日程第18 認定第4号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 日程第19 認定第5号 平成26年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第20 認定第6号 平成26年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
 - 日程第21 認定第7号 平成26年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第22 認定第8号 平成26年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第23 議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（米山千晴君） 日程第15 認定第1号から日程第22 認定第8号までの平成26年度決算8件と、日程第23 議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の、合計9件を一括議題といたします。

それでは、9月9日、各常任委員会に付託しました認定等につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長（遠藤 豪君） 9月9日、総務建設委員会に付託された平成26年度決算関係の、委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係5件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、足柄ふれあい公園の農園使用区画と空き区画数は、空き区画をなくすため、栽培した野菜などを朝市へあっせんしては。また、パークゴルフ場の利用者を増やすため、コースの難易度を上げるなどの方法は、との質疑に。

農園区画数は55区画あり、49区画が貸出可能です。平成26年度使用した区画は33区画、空き区画は16区画です。現在、農村活性化センター等マネジメント業務の中で定期的な栽培指導や他の利用者との交流を検討しています。併せて朝市等の活用も検討します。利用者増加に向け、鮎沢川親水護岸工事に合わせてコースレイアウト等を変更し、コースの長さや障害物設置等を今後検討していく予定です。との答弁がありました。

委員から、三来拠点地区に関連した調査は、いつまでを目途に実施していくのか。との質疑に。おおむね平成27年度で調査を終了したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、おまつり助成金の内訳と、まつりを成功裏に実施することができたか。との質疑に。

春まつりに340万円、夏まつりに530万円、足柄峠笛まつりに120万円助成し、十分に良いおまつ

りが実施できたと考えています。との答弁がありました。

委員から、町営住宅使用料は、収入済額以上の収入未済額がある。維持管理費より多く違和感さえ覚える。滞納者数及び滞納率、滞納年数は。滞納者で重複して滞納している数は。今後の徴収方法は。との質疑に。

入居戸数325戸に対し、滞納者数は105戸、滞納者数の割合は32%です。平成14年から平成26年までの13年間で最長のものです。水道使用料との重複が36人、国保税を含む町税等との重複が46人程度と把握しています。今後、裁判所への支払い督促手続きなどの強制執行による申し立ても考え、各課の連携を更に強化していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、道路維持補修費も町道整備事業費も年々大幅な減額となっている。これでは町内の生活道路がよくなるのも納得である。この現況についてどう捉えているか。との質疑に。

道路維持補修費、町道整備事業費ともに、年度計画に合わせて執行した結果です。との答弁がありました。

委員から、自主運行バス負担金の詳細は。との質疑に。

コミュニティバス3ルートを経費負担で、運賃及び国庫補助金を除いた経費です。全体の算出根拠となる利用者数6,253人をもとに算出し、負担金を支払っています。との答弁がありました。

委員から、森林資源活用着地型プログラム創出事業の詳細は。との質疑に。

緊急雇用創出事業を活用し、新たなアウトドアレジャー拠点の可能性を調査し、活用イベント、現地整備などを実施し、継続的なスポーツツーリズムを推進しました。との答弁がありました。

委員から、シティプロモーション自治体等連絡協議会負担金で実施した内容と今後の方針は。との質疑に。

官民20団体で組織された協議会で、推進のための知識や情報交換、自治体等の相互の交流等を行っています。町では、協議会内の他市町も参考に、総括的で全庁的なプロモーション活動の基本指針策定に向け、協議検討していきます。との答弁がありました。

委員から、ゴルフ場利用客数は毎年減少傾向にある。今後のゴルフ場振興策について伺う。との質疑に。

交付金を交付している御殿場小山ゴルフ振興事業実行委員会を中心にPR等を実施しながら利用増進を図り、外国人観光客への対応等も考えています。また、ジュニアゴルファー育成のための支援も行い、利用者の増加を目指していきます。との答弁がありました。

ほか、商工費・経営所得安定対策制度推進事業交付金・新東名関連町道整備事業費・個人住宅利子補給金について質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成26年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 平成26年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算、認定第8号 平成26年度小山町宅地造成事業特別会

計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について報告します。

委員から、欠損処分は、対象が5年から2年となったあるが、2年で欠損とするならば、徴収方法もより厳しくしていく必要がある。滞納者への徴収方法は。との質疑に。

2年を経過したものは、会計上の欠損処理をしますが、本人に支払いの誓約をとるなど順次納付指導を行うとともに、会計収納課と連携しながら公平性の確保や給水停止の措置を強化して対応していきます。との答弁がありました。

委員から、老朽化した配水池改修は。との質疑に。

須走低区配水池は平成27年度に耐震判断、平成30年、31年度に改築工事を実施する計画です。その他の配水池についても老朽度等を考慮して順次対応していきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第56号は全員賛成で原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

また、その他として、委員から、有害鳥獣等の被害対策について、町内の電柵は町で何か所実施したか。西伊豆町での事故による県からの実態調査で、町内に不法な電柵はあったか。との質疑に。

補助事業以外にも個人で設置したものも多くありますが、補助事業で実施したエリアは17エリア、個人で設置したエリアは確認できたもので26エリアです。不法使用や表示形式など、町内での違法等はありませんでした。との答弁がありました。

以上で、総務建設委員会に付託された平成26年度決算関係5件の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、向井田橋橋梁整備工事及び新東名高速工専用道路の現地視察を実施しましたことも併せて御報告いたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから9月9日、文教厚生委員会に付託されました平成26年度決算関係の、委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

委員会は、先ほど報告いたしました議案の審査に引き続き、決算5件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告いたします。

委員から、保育所保育料は収入未済額が約291万円と多い。児童手当や子育て臨時給付金を充てることはできないのか。との質疑に。

児童手当は、受給者から委任状をいただき、納付相談で充当してよいか確認をして充当しております。子育て世帯臨時給付金は、国等から示されたQアンドAに、滞納分に充当することは適

当でないとの見解が示されていますので、充当はしていません。との答弁がありました。

委員から、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金は、対象者全員に給付したのか。給付しなかった人数は。との質疑に。

子育て世帯臨時特例給付金の対象者は2,495人、うち給付した対象者は2,479人となり、給付していない人は16人です。臨時福祉給付金の対象者は2,300人を想定し、うち支給した方が2,240人で、想定した人数からは60人に支給しなかったこととなります。いずれも支給しなかった方は再度連絡等を行いました。結果的に申請がなかった方です。との答弁がありました。

委員から、大人用AEDの借上料は。との質疑に。

以前に契約したものが、1台一月当たり税込みで3,213円、最近契約したものは、1台一月当たり税込みで3,381円です。との答弁がありました。

委員から、御殿場市ことばの教室負担金の内容は。何人通っているのか。との質疑に。

教育支援委員会の中で、園長や先生から様子を伺い、特別な言葉のトレーニングが必要と判断した子どもたちが、御殿場市朝日小学校のことばの教室で発音などの練習をしています。その教室の負担金を御殿場市と小山町の子どもの数で案分し、支払っています。一月当たり3人弱通っています。との答弁がありました。

委員から、保育園の職員給料と臨時職員賃金の額が近づいている。職員数と臨時職員数は。との質疑に。

平成26年度当初、正規職員37人（育児休業中職員を含む）、臨時保育士38人、臨時調理師7人であり、人数としては臨時職員が正規職員を上回っています。との答弁がありました。

委員から、中学校管理費の教科用及び校用器具の内容は。との質疑に。

主なものは北郷中学校の電子黒板、一色郷栄会様・綱山五徳会様から寄附をいただいて設置した壁掛け扇風機、簡易テント、エアコン等です。との答弁がありました。

委員から、中学校管理費の土地借上料はどこ土地か。との質疑に。

須走中学校の敷地約2万4,000平米、北郷中学校敷地の一部約1万3,600平米が主なものです。との答弁がありました。

委員から、児童発達支援事業費と放課後児童通所支援事業費は、当初予算と比べ大きな増額決算となった理由は。との質疑に。

平成25年度の実績に比較して利用者が大幅に増加したことが主な要因で、補正予算を認めていただき、このような決算額となりました。との答弁がありました。

委員から、こども医療費助成の入院と通院の内訳は。との質疑に。

入院が105件、754万2,851円、通院が3万4,690件、6,824万9,789円です。との答弁がありました。

委員から、こども相談事業費のこども相談の内容は。相談員が解決できないときの対応は。いじめの相談はあったのか。との質疑に。

知的障害や発達障害への心配事、言語の問題、コミュニケーションなどの対人関係、身体的な心配事、親子関係や衛生面などの家庭問題、食生活や夜泣きなどの生活問題等、たくさんの相談内容があります。全てのことをこども相談員が解決するよりも、関係機関につなげることが大きな役割と考えております。今回集めた事例には、具体的ないじめの問題はありませんでした。との答弁がありました。

委員から、障害介護給付費で、支援された人数とどのような事業所に就労したか。との質疑に。

就労支援人数は平成27年3月末現在で118人です。訓練等の給付は、近隣ではアップル、むつみ作業所など。その他、富岳や駿豆学園などの障害者施設へも支払いをしています。との答弁がありました。

委員から、障害者相談支援事業の内容は。との質疑に。

利用者は56人、相談件数は562件です。相談内容は、障害者施設や生活扶助など多岐にわたる相談があり、各施設に相談業務を委託しております。との答弁がありました。

委員から、遠距離通学費補助金の内訳は。との質疑に。

北郷小学校33人、北郷中学校16人、小山中学校26人です。との答弁がありました。

このほか、給食費、放課後児童クラブ、保育園児健康管理費について質疑、答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

委員から、後期高齢者支援金の性格及び内容は。との質疑に。

75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者は所得も少なく、医療の給付金額も多額にかかることから、その他の保険医療制度の74歳以下の方が後期高齢者に支援する形になっています。財源内訳は、患者自己負担額を除いた額の5割を公費で負担しています。また、後期高齢者の被保険者自身が1割を負担し、残りの4割を国保やその他の医療制度に加入している現役世代の保険料で負担することになっています。支援金の金額は、町の国保加入者数に1人当たりの負担額5万4,526円を乗じたものが基準で、年齢構成等による補正等により支援金の額が確定します。との答弁がありました。

委員から、特定健康診査の受診率50%以上を目指す今後の方策は。との質疑に。

受診票を送る際のアンケートの工夫・未受診者への個別受診勧奨通知などを行っていく予定です。また、健康増進課と連携し、前立腺がんの検診等も同時に受けられる体制を調整しています。常日頃から町民の健康意識の高揚を図っていくなど受診率の向上を目指し、早期発見、早期受診に結びつけていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、特定健診は御殿場市の医療機関でも受診できるようにならないか。との質疑に。

町長から御殿場医師会への申し入れをしているところです。地域医療の考え方との兼ね合いも

含めて、今後も検討していきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第2号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

委員から、奨学金の返済期限は。との質疑に。

償還期限は原則5年です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第3号は全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号、平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成26年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました平成26年度決算5件の、審査の経過と結果について委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、生涯学習センター指定管理の状況を現地視察しましたことも報告いたします。

以上です。

○議長（米山千晴君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第15 認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算について、各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） ただいま議題となりました認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

日本経済は消費税増税後に駆け込み需要の反動による大きな落ち込み以降、やや持ち直し傾向にはあるものの、決定的景気回復とまでは言い切れない状況にあります。特に中小零細企業には、その経済回復効果もほとんどなく、一般庶民にとっては景気回復感や生活のしやすさの高まりの実感はありません。逆に年金の減額や物価の高騰などによる生活苦の現実があります。

そんな中での平成26年度決算ですが、歳入歳出総額の差引額4億6,726万円から翌年度繰越金を差し引き、更に前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億4,061万4,000円の赤字です。決算の中身については幾つか指摘しなければなりません。もちろん、既に執行された事業について

て全てを否定するものではありません。大きな成果を残した事業も当然多くありますが、今後の行政に生かす意味からも、反対の立場で討論をいたします。

反対理由の1つ目ですが、昨年度と比較して、自主財源の柱となる町税は構成比では1.1%の増であります。決算額は1億2,060万1,000円の減です。また、分担金及び負担金総額や財産収入等も減額で、自主財源全体では6,270万7,000円増加したものの、それは寄附金や繰入金、繰越金の増額によるものです。

それに対して、昨年度と比べ、依存財源のうち国庫支出金が7,894万4,000円増加し、構成比の上でも昨年度比で1.6%の増、一昨年度比で見ると3.3%の大幅増額を示しています。明らかに補助金頼みの歳入決算であったことは明らかです。

また、財政力指数は0.023増加したものの、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は年々増加し、昨年度比で3.5ポイント上昇し、弾力性を失っている傾向を示しています。また経常一般財源比率は、昨年度比で5.7ポイント減で100を切りました。それだけ経常一般財源に余裕がなくなってきました。これらの点は重大な問題だと指摘しなわけにはいきません。

また、予備費の充用や予算の流用による対応が増加傾向である点もきちんとした予算設計の見直し不足を指摘されても仕方ない点です。

反対理由の2つ目に挙げたいのが、実質公債費比率と将来負担比率の点です。県は平成26年度決算に基づく県内市町の健全化判断比率、これは財政状況を示す4指標でできているわけですが、この速報値を今月18日に公表しました。それによると、市町の実質的な借金依存度を示す実質公債費比率は、昨年度より1.2ポイント下がったものの10.3ポイントで、政令指定都市を除く33市町の中で28位と下から6番目に位置しています。

また、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担比率は、昨年より4.5ポイント増加し、106.5ポイントで、県下最下位となりました。今回、100ポイントを超えたのは小山町しかありません。

早期健全化比率と比べればまだ大きな差はありますが、県下最下位というのは大変心配な数字です。町の借金に当たる町債残高は、水道事業会計債を除くと、総計で94億3,216万円となり、前年度比2,012万円の増、町民1人当たりの負担は人口で単純計算した場合、約48万円余となります。こうしてみると、借金に頼らない健全財政運営が強く求められていることは、これらの数値からも明らかです。

反対理由の3つ目に挙げたいのが、歳出の中身についてであります。町は内陸のフロンティアを拓く取組として、3地区の開発を進めるとともに、南藤曲わさび平地区も加えた大型開発に乗り出しています。私は、これらの開発行為を全面否定する考えはありません。しかし、大型開発行為に対して、今生活している町民を取り巻く状況の改善は、喫緊の課題ばかりです。

旧市街地の生活環境改善一つとっても、一向に具体策は打ち出せず、商店街の疲弊化や買物難民にも似た状況が出ている点は重大問題です。町民にとっては大型開発がなされても、自分達の

身近な生活に変化はないという実感を持っている方が多くいます。

要は大型開発と身近な生活環境改善のバランスです。大型開発関連事業に町財政の多くが占められることによって、民生費関係や身近な町道や環境整備が後回しになる心配をする声は多いです。その点で、現在の生活環境改善に十分納得がいくお金の使い方ではないのではないかといえます。

最後に挙げたいのが、経常収支比率の中の人件費比率が1.2ポイント上昇している点も問題視しないわけにはいきません。義務的経費の中の人件費は、前年度より減額はしているものの、人件費比率は昨年度より1%増えています。職員定数適正化計画の策定も行っているところですが、町民に対して住民サービスをぎりぎり削るなら、職員数の見直しを迫られるのは当然です。

小山町は、町では珍しい副町長2名制をとっており、専門監や技監などの数も極めて多いと感じています。一方、相変わらず職員の非正規化の現状は改善されないままの状態です。特に行ってみて驚くのは、幼稚園、保育園の臨時職員の多さです。子どもの発達を担う教諭や保育士の臨時職員は、賃金をはじめ、待遇面で大きな格差のある中でも懸命にその職責を果たしています。

子育てや教育に臨時はありません。公共サービスの質を守るという立場からも、待遇改善をする必要性は大です。削るべき部分は削り、補うべき部分は補っていかなくては、行政改革は進みません。

以上、るる反対理由を述べましたが、生涯学習施設改修の完了や、外灯のLED化、消防団第3分団車庫詰所建設など、目に見える成果もある点は評価したいと思いますし、何より職員の皆さんの日頃の努力には敬意を表したい点をつけ加えて、私の反対討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。12番 池谷 弘君。

○12番（池谷 弘君） ただいま議案となっております、認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算について、私は賛成の立場から討論させていただきます。

我が国の経済はアベノミクスの効果により好転の兆しも見られ始めておりますが、アメリカの金利引き上げに関する情報や中国経済の減速等により株価の大変動があり、今後ますます予断を許さない状況であります。

小山町でも遅ればせながら明るい兆しを見せ始めたところですが、町の人口の減少により、納税義務者が前年比163人減少し、更に企業撤退もあり、町税が1億2,000万円の減収となっております。

そのような中ですが、今、地方創生が叫ばれております。今後の小山町を創生するために、定住人口の増加と企業誘致が重要な喫緊の課題であります。

定住人口を増やすためには、日本一住みやすい町小山町の創出が重要であります。また、企業誘致のためには企業が進出しやすい環境を提供することが必要であります。そのために、町は様々な施策を実施したと思います。

観光施策では、富士山周辺の整備で富士山須走口五合目の電化事業や公衆トイレの改修・増設

を行い、観光客の利便性を高めました。町民のおもてなしの心により、海外からの観光客数は県内第2位となっております。また、景観計画の策定や景観条例の制定が可能となる景観行政団体への移行により、今後、町の景観形成や環境美化は更に図られ、町の魅力を向上させるものと思います。

定住人口拡大施策では、定住促進事業助成金制度により、町外から34世帯の転入があり、新たな宅地として南藤曲地区に家・庭一体の住まいづくりを活用したクルドサック16や大胡田地区にヒルズ銀杏を分譲し、22区画の分譲に対して17区画が契約済みであり、また、富士小山わさび平地区等、今後も魅力ある宅地の提供や各種施策により、転入者の増加を期待するものであります。

健康福祉施策では、一昨年に残念ながら県下最下位であったお達者度の向上のために健康教室や健康マイレージ制度の導入により、町民の健康レベルの引き上げを図り、中学3年生以下を対象としたこども医療費助成制度による医療費の無償化の継続により、子育て世代の経済的負担の軽減を図っております。また、積極的な受診勧奨により、県内トップレベルの特定健診の受診率を維持し、病気が重症化する前に対処することにより、医療費の抑制を図っております。施設の充実等を更に進め、今後も住みやすい町づくりの推進をお願いしたいところであります。

産業振興施策では、小山町の主力産業である農業振興のために、県営中山間地域総合整備事業や経営体育成基盤整備事業による農業生産の基盤づくりも順調に実施され、経営規模の大規模化や農地の集約を推進しやすくすることにより、農業の効率化が図られるものと思います。また、農作物の鳥獣被害防止のための電気柵設置補助事業も有効に利用され、多くの農地が鳥獣被害から守られております。更に防災施策とも関連しますが、山地強靱化事業に取り組み、林野庁による民有林直轄治山事業の道筋をつけ、今年度から10年間の事業がスタートしました。

新東名関連施策では、新東名高速道路の工事用道路としても利用する計画の町道3975号線の富士山金太郎大橋の建設等道路整備も順調に進み、平成32年度の新東名の開通が待ち遠しいところであります。

内陸のフロンティア関連の三来拠点事業では、企業誘致を実現し、働く場の創出を行うとともに、税収を確保すべく、湯船原地区の新産業集積関連事業や足柄S A周辺整備事業を展開しております。今後の小山町を明るく元気な町にしていくための重要な施策として大いに期待をするところであります。

今後、特に三来拠点事業を進めるには多額の起債が必要となります。失敗は許されませんので、細心の注意を払い事業計画を立案し、計画どおりの事業実施をお願いしたいと思います。そして、金太郎のような元気のある小山町を一丸となって実現したいと思います。

監査委員からの歳入歳出決算審査意見書にもありますが、予算の執行は予算議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されており、所期の成果を得たものと認められます。

今後、町税の増収を見込むことは困難な状況ではありますが、限られた財源を有効的にかつ効率的に活用することにより、定住人口の増加を促進し、企業誘致を推進し、町民が住みやすい町

づくりを実現し、元気な夢のある小山町を作るため、更なる努力をしていただくことを望み、平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算を認定すべきとの立場から賛成討論といたします。

○議長（米山千晴君） 次に、本案に反対者の発言を許します。5番 藺田豊造君。

○5番（藺田豊造君） 認定第1号 平成26年度小山町一般会計歳入歳出決算について、以下の理由をもって反対いたします。

私は、文教厚生委員長が言われたとおり、文教厚生委員会においては、その旨においては賛成しておりますが、さっき申し上げたとおり、ほかの点について疑義があり、また、賛成しかねるものがあるため反対をいたします。

第1に、単年度収支額であります。1億4,000万円余という赤字という点でございます。これは突然、また予想される支出についての弾力性のない予算編成がこのようになることを十分にわかっているにもかかわらず、その対策を講じていない点にあります。

第2に、人件費の高止まりであります。近隣市町が20%に抑えられているにもかかわらず、我が町はその努力の跡が見られません。

更にまた、補助金あるいは交付金頼りを常態化としている点にあります。自主自立、この本道を忘れていてのではないのでしょうか。

町の声は2人副町長制にも厳しい目が向けられています。こうしたことがまさに政治不信とも繋がっていることは否めません。

また、交付団体になっていることに甘んじ、不交付団体になろうとするかつてのような覚悟と矜持が感じられません。更には一部職員の中には、多少の赤字にしておけば、国庫補助、すなわち交付金があるから、この方が良いなどと考えておられる方がおられるのは残念であります。

また、新しい事業にばかり目が行き、旧来からある町の産業には余りにも冷たいとの声も聞かれます。

更に、補助金等の配分に、まだまだ偏ったものが見られます。その効果検証が曖昧であります。

私は、ずっと入札の結果について調べておりますが、かつて町は部切りという悪弊を持っていました。現在、この悪弊が改まっているかどうかは知りませんが、もう少し業者にも競争の原理にしたがってもらいたいものであります。電子入札制度など、その一例だと思うが、どうでしょうか。

いずれにせよ、大切なのは、町の財政は税すなわち皆様の血税をいただいているのでございます。投機的な事業を避けることはもちろんのこと、入るを広げ出づるを制する、その精神を忘れず、その上で求めるのは酷だと思いますけれども、安心と安全のある町、また教育、福祉に充実を図る、そうしたものにしっかりと対応される費用対効果に多くを期待する、そうした財政に立ち戻ることを祈念いたしまして、反対討論といたします。

以上でございます。

○議長（米山千晴君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

それでは、ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時08分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。日程第16 認定第2号から日程第22 認定第8号までの平成26年度特別会計決算7件及び日程第23 議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件、合計8件については、一括質疑とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第56号までを一括質疑とします。

それでは、認定第2号から議案第56号までについて、各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16 認定第2号 平成26年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

日程第17 認定第3号 平成26年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第18 認定第4号 平成26年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第19 認定第5号 平成26年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

日程第20 認定第6号 平成26年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに

賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

日程第21 認定第7号 平成26年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

日程第22 認定第8号 平成26年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、認定第8号は、認定することに決定しました。

日程第23 議案第56号 平成26年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第56号は、可決及び認定することに決定しました。

日程第24

議員の派遣について

○議長（米山千晴君） 日程第24 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、10月2日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会役員会に副議長を、10月13日に静岡市で開催されます静岡県町村議会議長会定期総会研修会に副議長を、10月23日に小山町で開催されます駿東郡町議会議長会健康増進事業に全議員を、11月9日に静岡市で開催されます静岡県町村議会議長会広報研修会に議長が指名する議員を、11月10日に富士市で開催されます富士箱根伊豆交流圏市町村サミット・交流会に副議長を、11月16日に裾野市で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長を、11月19日に小山町で開催されます2市1町全議員研修に全議員を、11月24日に全議員県内視察研修会に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときには、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から議案第57号 工事請負契約の締結について「平成27年度町単工事 町道1478号線（向井田橋）橋梁整備工事」の1件と、議会から発議第6号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則についての1件、合計2件の追加議案が提出されました。

発議1件は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（米山千晴君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第57号及び議会提出の発議第6号の2議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（追加議案配付）

追加日程第1

町長提案説明

○議長（米山千晴君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第57号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしましたのは、議案第57号 工事請負契約の締結「平成27年度町単工事 町道1478号線（向井田橋）橋梁整備工事」についての1件であります。

本案は、湯船地先の町道1478号線における向井田橋橋梁整備工事の請負契約の締結について、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この後、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第57号 工事請負契約の締結について

「平成27年度町単工事 町道1478号線（向井田橋）橋梁整備工事」

○議長（米山千晴君） 追加日程第2 議案第57号 工事請負契約の締結について「平成27年度町単工事 町道1478号線（向井田橋）橋梁整備工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第57号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成27年度町単工事 町道1478号線（向井田橋）橋梁整備工事における請負契約の締結案件であります。

本事業は平成27年6月4日に議会の議決をいただき執行いたしました平成27年度町単工事 町道1478号線外1路線道路改良舗装工事に伴う向井田橋の橋梁架け替え工事であります。工事内容は、橋長24.3メートル、有効幅員6.5メートルの橋を設置するもので、地域道路交通網の形成と交通利便性の向上を図るものであります。

工事入札は、去る9月24日、町内業者7者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社に7,930万円で落札決定し、消費税相当額634万4,000円を加え、8,564万4,000円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は平成28年3月25日としております。

以上であります。

○議長（米山千晴君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第6号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（米山千晴君） 追加日程第3 発議第6号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。提出者であります11番 真田 勝君は、本日の会議を欠席しておりますので、代わって提出者の説明をお願いいたします。3番 鈴木 豊君。

○3番（鈴木 豊君） 本日、真田議会運営委員長が欠席のため、代わって副委員長の鈴木が提案説明をいたします。

ただいま議題となりました発議第6号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております規則は、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するため、小山町議会会議規則を改正するものであります。

内容は、第2条の欠席の届出に、第2項として「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」と加えるものであります。

提出者は真田 勝。

賛成者は鈴木 豊、遠藤 豪、阿部 司、渡辺悦郎、池谷 弘。

以上、よろしく御審議のほど、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○議長（米山千晴君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

真田 勝君提出の発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（米山千晴君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成27年第4回小山町議会9月定例会を閉会します。

午後1時29分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴

署 名 議 員 藺 田 豊 造

署 名 議 員 阿 部 司